



山形県公報

令和5年7月14日(金)

号 外 (26)

目 次

公 告

○包括外部監査結果に関する報告の公表…………… (監査委員) …… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、山形県包括外部監査人大嶋雄生から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海 老 名		信	乃

令和5年7月14日印刷
令和5年7月14日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

令和5年7月14日（金）
山形県公報 号外（26）

令和4年度

包括外部監査報告書

「障がい福祉事業に係る
財務事務の執行状況について」

山形県包括外部監査人
公認会計士 大嶋 雄生

内容

第1 包括外部監査の概要	6
1. 監査の種類	6
2. 選定した特定の事件（テーマ）	6
3. 監査の対象期間	6
4. 事件を選定した理由	6
5. 監査の実施期間	7
6. 監査の方法	7
(1) 監査の要点	7
(2) 主な監査手続	7
7. 包括外部監査人を補助した者	8
8. 利害関係	8
第2 監査対象の概要	9
1. 障がい福祉の概要	9
(1) 全国の障がい児・者の状況	9
(2) 国の障がい福祉施策	12
(3) 国の障がい福祉に関連する計画	16
(4) 山形県の障がい者の状況	17
(5) 山形県の障がい者サービス事業者の状況	18
(6) 山形県の障がい福祉予算の状況	24
(7) 山形県の障がい者福祉担当組織の概要	26
2. 障がい福祉に関する計画	28
3. 障がい福祉に関する補助金等	34
4. 県立障がい関連施設	36
(1) 山形県立やまなみ学園	36
① 施設の概要	36
② 職員数等	37
③ 諸会議・各委員会等	37
④ 入所児童の状況	37
⑤ 知的障がいの程度	38
⑥ 収支の推移	38
⑦ 概況について	39
(2) 山形県立最上学園	40
① 施設の概要	40
② 職員数等	41
③ 諸会議・各委員会等	41
④ 入所児童の状況	41
⑤ 知的障がいの程度	42
⑥ 収支の推移	42

⑦ 概況について	43
(3) 山形県立鳥海学園	44
① 施設の概要	44
② 職員数等	45
③ 諸会議・各委員会等	45
④ 入所児童の状況	45
⑤ 知的障がいの程度	45
⑥ 収支の推移	46
⑦ 概況について	46
(4) 山形県立こども医療療育センター	47
① 施設の概要	47
② 職員数等	48
③ 諸会議・各委員会等	48
④ 診療サービス形態	48
⑤ 外来診療科目	48
⑥ 重篤患者数の推移	49
⑦ 診療報酬請求重症児加算人数の推移	49
⑧ 収支の推移	49
⑨ 概況について	50
(5) 山形県立こども医療療育センター庄内支所	51
① 施設の概要	51
② 職員数等	52
③ 諸会議・各委員会等	52
④ 外来診療	52
⑤ リハビリテーション	52
⑥ 外来受診者数の推移	52
⑦ リハビリテーション訓練者数の推移	53
⑧ 収支の推移	53
⑨ 概況について	53
(6) 山形県精神保健福祉センター	54
① 施設の概要	54
② 職員数等	55
③ 来所相談	55
④ 電話相談	55
⑤ インターネット相談	55
⑥ 収支の推移	55
⑦ 概況について	56
5. 社会福祉法人等に対する指導監査	57
(1) 指定障がい福祉サービス事業者の指定	57
(2) 指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査	59
(3) 県の指導監査について	59
(4) 指導の形態等	60

① 実地指導	60
② 書面指導	61
③ 集団指導	61
(5) 指導の流れ	61
① 実地指導の事前通知と事前提出資料の要求	61
② 実地指導の実施	61
③ 指導結果の検討	62
④ 結果の通知	62
(6) 監査について	63
第3 個別の監査結果及び意見	64
1. 障がい福祉に関する計画	64
(1) 実施した監査手続き	64
(2) 監査の結果	64
① 障がい者計画と実態との乖離	64
② 障がい者計画における数値目標の効果測定未実施	68
③ 障がい福祉計画の目標設定とその進捗管理について	69
④ 障がい者計画と障がい福祉計画の一体管理について	72
⑤ 指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価について	73
⑥ 福祉・介護職員の改善の加算取得について	78
⑦ 障がい福祉計画の成果目標と活動指標との関連図について	82
⑧ 県営3学園の民営化への検討状況について	84
2. 障がい福祉に関する補助金等	86
(1) 実施した監査手続き	86
(2) 監査の結果	86
① 旧寿海荘の解体工事に係る事前調査について	86
② 社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対する各種支援について	90
③ 山形県障がい者施策推進協議会の未開催について	100
④ 障がい福祉サービス費等県費負担基本金額算出表の一部確認について	106
⑤ 山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出期限等について	106
⑥ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その1)	114
⑦ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その2)	116
⑧ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その3)	123
⑨ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その4)	130
⑩ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その5)	131
3. 県立障がい関連施設の往査	141
(1) 実施した監査手続き	141
(2) 監査の結果	141
① (最上学園) 再発防止策検討会議における検討結果及び再発防止強化の追加的対応のプレスリリースについて	141
② (鳥海学園) 使用しなくなった備品に係る不用の決定について	141
③ (鳥海学園) 使用しなくなった備品の撤去処分の検討について	143

④	(鳥海学園) 委託業務の入札実施時期の見直しについて	144
⑤	(鳥海学園) 児童のタクシーによる送迎契約について	146
⑥	(鳥海学園・最上学園・やまなみ学園) コスト分析からみる給食部門直営の必要性について	146
⑦	(鳥海学園・最上学園・やまなみ学園) 防犯カメラの設置について	149
⑧	(精神保健福祉センター・やまなみ学園・最上学園) 備品管理について	150
⑨	(こども医療療育センター) 管理運営会議の議事録について	150
⑩	(こども医療療育センター) 給食キャンセルに伴う費用負担について	151
⑪	(こども医療療育センター) 一定の資本的関係または人的関係を有する会社等からの見積合わせの制限について	153
⑫	(こども医療療育センター) 返金手続きの記載について	155
⑬	(こども医療療育センター庄内支所) 管理運営規程の見直しについて	156
⑭	(精神保健福祉センター) 委託業務における従事者の管理について	156
⑮	(精神保健福祉センター) 押印を廃止した見積書等の真正性確認手続きの徹底について	158
4.	社会福祉法人等に対する指導監査	162
	(1) 実施した監査手続き	162
	(2) 監査の結果	162
①	実施指導結果の市町村への共有及び共有方法について	162
②	総合支庁担当者間の情報共有	163
③	集団指導の受講状況の把握・管理	163
④	実地指導マニュアルの改訂	164
⑤	決裁権限について	164
⑥	指定管理者から県への書類提出漏れについて	165
⑦	指定管理者に対する県のモニタリングの実施について	165

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。従って、端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について

3. 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

ただし、必要がある場合には令和2年度以前に遡り、また、一部令和4年度についても対象とした。

4. 事件を選定した理由

「第5次山形県障がい者計画」（令和元年8月）（以下、「障がい者計画」という。）によれば、身体障がい者の人数は近年横ばいで推移するものの、精神障がい者の人数は一貫して増加傾向にあり、全体として障がい者福祉サービスに関するニーズは増加傾向にある。また、障がい者の高齢化も進み始めていることから、障がい者のライフステージに合わせた福祉サービスに対するニーズが今後一層変化していくことが予想されているところである。

国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の制定（平成24年6月）以降、障害者総合支援法の改正（平成28年6月）、障害者基本計画の策定（第4次）（平成30年3月）、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成30年6月）など障がい者に対する法律・計画等の制定、改定を実施している。さらに「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」（社会保障審議会 障害者部会 令和4年6月13日）を公表し、障害者総合支援法の見直しに向けて取組みを進めており、その中で見直しの考え方について3つの柱に整理を行っている。

3つの柱の内容を見てみると「1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」においては障がい者の地域移行の推進等、「2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」においては多様なサービスを提供できる体制構築等、「3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」においてはサービス事業者によるサービス等の質の確保等を掲げており、これらの施策は山形県においても同様に対応が必要な柱であると考えられる。

このような環境の中、障がい福祉に関連する山形県の予算は、従来より増加傾向にあり、今後この傾向が変わることはないものと考えられることから、障がい福祉の担当部局が増加する事務量に対応して体制を構築していくことが重要になると考えら

れる。

従って、よりきめ細やかなサービス提供を通じて、「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現」という障がい者計画の目標を達成するため、県の果たす役割は大きく、関連事務の適切な執行、経済性・効率性・有効性を踏まえた観点から監査を実施することに意義があると考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

5. 監査の実施期間

令和4年4月から令和5年3月まで

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

障がい福祉事業に係る事務について、合規性の他、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

【監査要点】

- ① 「第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画」に従い、必要な福祉が過不足なく達成できているか
- ② 補助金を含む有償無償の財政的な支援についてその事務手続きは適切に実施され、その支援に相応する効果が生じているか
- ③ 障がい者入所施設を含む各種施設の財務事務を含む運営は適切に実施されているか
- ④ 障がい者福祉サービスの適正な事業運営及び施設運営を図るため、運営法人に対して必要十分なモニタリングを実施しているか

(2) 主な監査手続

(1) に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

【監査手続】

- ① 「第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画」に関する取組みの状況等について、各事業の計画における位置づけを考慮し資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ② 具体的な取引（各事業費の拠出等）について、手続実施要項等に従い事務の

執行状況を把握し、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。

- ③ 県立の障がい者福祉関連施設を視察し、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ④ 障害者支援施設等指導監査指針に従い、指導監査の計画、監査手続、指導監査後の措置がなされているか、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ⑤ 過年度に補助金、指定管理者制度導入施設、障がい児（者）福祉施設についてテーマとした包括外部監査の結果及び意見について、措置後の状況について確認する。
- ⑥ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施する。

なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリングや県が作成する障がい福祉事業に関連する資料を確認したうえで、監査人が必要と認めたサンプルを抽出した。

7. 包括外部監査人を補助した者

松田	卓也	(公認会計士)
浅野	和宏	(公認会計士)
横田	慎一	(公認会計士)
嶋田	有吾	(公認会計士)
渡部	淳一	(公認会計士)
奥野	敦士	(公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 障がい福祉の概要

(1) 全国の障がい児・者の状況

障がい者数は、以下のとおり、全体として増加傾向にあり、特に精神障がい者（外来）の人数の増加傾向が大きいことがわかる。また、身体障がい児・者（在宅者）及び知的障がい児・者は（在宅者）は増加傾向にあるものの、それぞれの施設入所者は減少傾向にあることがわかる。

【障がい者数の推移】

（単位：万人）

	2006年	2010年	2014年	2018年
身体障がい児・者（在宅者）	332.7	357.6	386.4	428.7
身体障がい児・者（施設入所者）	18.9	8.7	7.3	7.3
知的障がい児・者（在宅者）	32.9	41.9	62.2	96.2
知的障がい児・者（施設入所者）	13.0	12.8	11.9	12.0
精神障がい者（外来）	223.9	290.0	287.8	361.1
精神障がい者（入院）	34.5	33.3	32.3	31.3
総数	655.9	744.3	787.9	936.6

（資料：内閣府公表資料に基づき監査人作成）

また、年齢階層別身体障がい者数をみると、以下のとおり、少子高齢化の影響などにより若い年代では減少傾向にあるものの、65歳以上の障がい者数は一貫して増加している。

【年齢階層別身体障がい児・者（在宅）数の推移】

（単位：万人）

	2001年	2006年	2011年	2016年
0～17歳	8.2	9.3	7.3	6.8
18～64歳	121.8	123.7	111.1	101.3
65歳～	200.4	221.1	265.5	311.2
不詳	2.2	3.5	2.5	9.3
総数	332.7	357.6	386.4	428.7

（資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

さらに、身体障がい児・者（在宅）の障がい種別別の人数をみると、以下のとおり、内部障がい¹が顕著に増加していることがわかる。加えて肢体不自由も増加傾向にあり、高齢化に伴う障がいが増加傾向にあることがうかがえる。

【障がい種別身体障がい者数の推移】

(単位：万人)

	2001年	2006年	2011年	2016年
視覚障がい	30.6	31.5	31.6	31.2
聴覚・言語障がい	36.1	36.0	32.4	34.1
肢体不自由	179.7	181.0	170.9	193.1
内部障がい	86.3	109.1	93.0	124.1
障がい種別不詳	—	—	58.5	46.2
総数	332.7	357.6	386.4	428.7

(資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成)

また、年齢階層別の知的障がい児・者（在宅）数を見てみると、以下のとおり、全年齢区分において増加しており、特に18歳～64歳の区分の増加人数が大きくなっている。

【年齢階層別知的障がい児・者（在宅）数の推移】

(単位：万人)

	2000年	2005年	2011年	2016年
0～17歳	9.4	11.7	15.2	21.4
18～64歳	21.2	27.4	40.8	58.0
65歳～	0.9	1.5	5.8	14.9
不詳	1.4	1.2	0.4	1.8
総数	32.9	41.9	62.2	96.2

(資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成)

¹ 心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいを総称して内部障がいという。

精神障がい者は、以下のとおり、全ての年齢階層において増加傾向にある。

【年齢階層別精神障がい者（外来）数の推移】

（単位：万人）

	2008年	2011年	2014年	2017年
0～24歳	27.7	27.9	36.3	38.5
25～64歳	170.7	162.1	192.6	206.0
65歳～	91.3	97.5	132.7	144.7
不詳	0.6	1.0	1.0	0.7
総数	290.0	287.8	361.1	389.1

（資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

（注）2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

精神障がい者の種類別人数は、以下のとおり、特に増加傾向にあるのは、高齢者に多い認知症（アルツハイマー病）や年齢との関係の低い神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がいや気分〔感情〕障がい（躁うつ病を含む）などが増加しており、全ての年齢階層において増加傾向となっていることがわかる。

【障がい種別精神障がい者数の推移】

（単位：万人）

	2008年	2011年	2014年	2017年
てんかん	21.2	20.9	24.5	21.1
その他の精神及び行動の障がい	15.0	16.2	32.0	31.4
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	58.4	56.5	71.8	82.8
気分〔感情〕障がい（躁うつ病を含む）	101.2	92.9	108.7	124.6
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	60.8	53.9	60.7	63.9
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	5.2	6.5	7.3	6.4
認知症（アルツハイマー病）	20.7	32.5	48.7	51.3
認知症（血管性など）	9.9	10.7	11.4	11.4
総数	290.0	287.8	361.1	389.1

（資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

（注）2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

これらの障がい種別の状況から、障がい者数が増加傾向にある要因は身体障がい、知的障がいについては高齢化によるところが大きく、一方で精神障がいは全年齢区分で増加しているという特徴が見受けられる。この傾向を踏まえて国は障がい者福祉施策を講じている。

(2) 国の障がい福祉施策

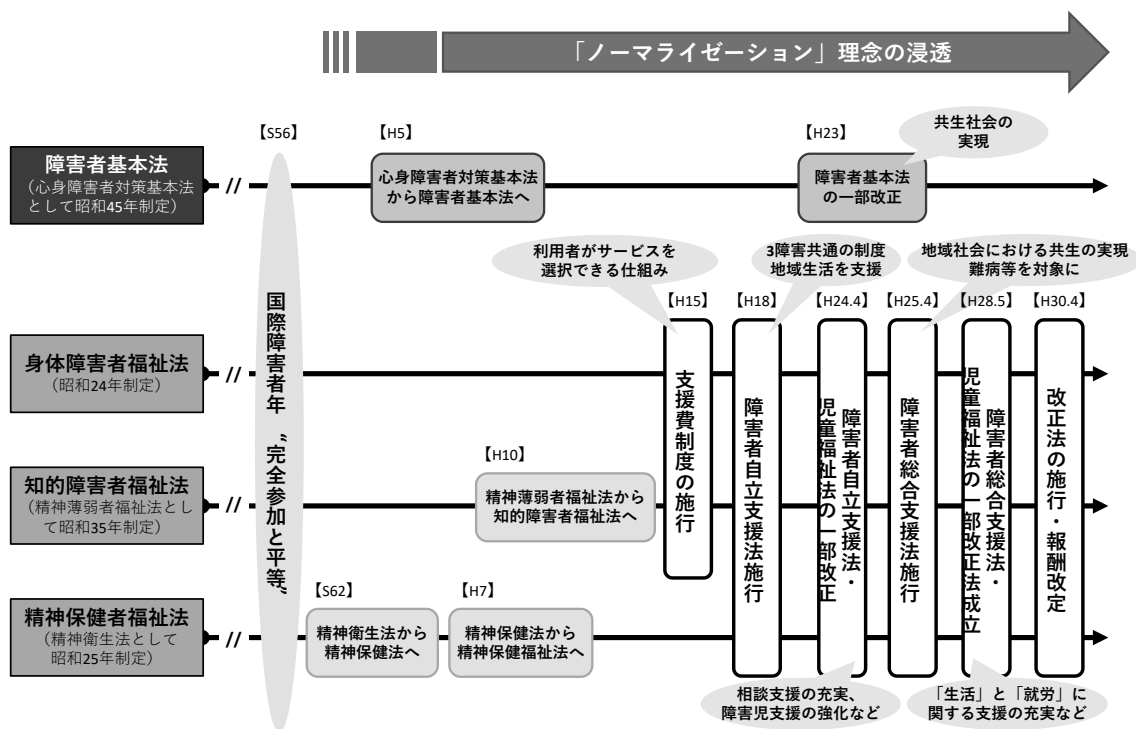
国の障がい福祉施策は、障がい者を取り巻く環境や社会情勢の変化に合わせて変遷している。特に近年、障がい福祉施策が大きく転換したのは、平成 15 年の支援費制度の施行以降となる。

平成 15 年以降では、平成 18 年に障害者自立支援法の施行により、3つの障がい区分（身体障がい、知的障がい、精神障がい）ごとに個別の制度から共通の制度として支援の体制整理を実施している。

また、平成 25 年には、障害者総合支援法の施行を受けて難病等も対象に広げ、一層の支援体制の充実を図り、現在も続く国の障がい福祉施策の骨格として体制整備されたところである。

この間の障がい者福祉施策における特徴的な潮流は、障がい者が地域において自ら生活を営んでいくことが可能となるように、地域において必要なサービスの量・質の確保を図るとともに、生活の中での孤立を防ぐなど各種相談支援の整備や就労を通じた社会参画の促進などにより、障がいの有無を問わない共生社会の実現を図るという点にある。

【障がい保健福祉施策の歴史】



資料：「障害福祉施策の動向について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成

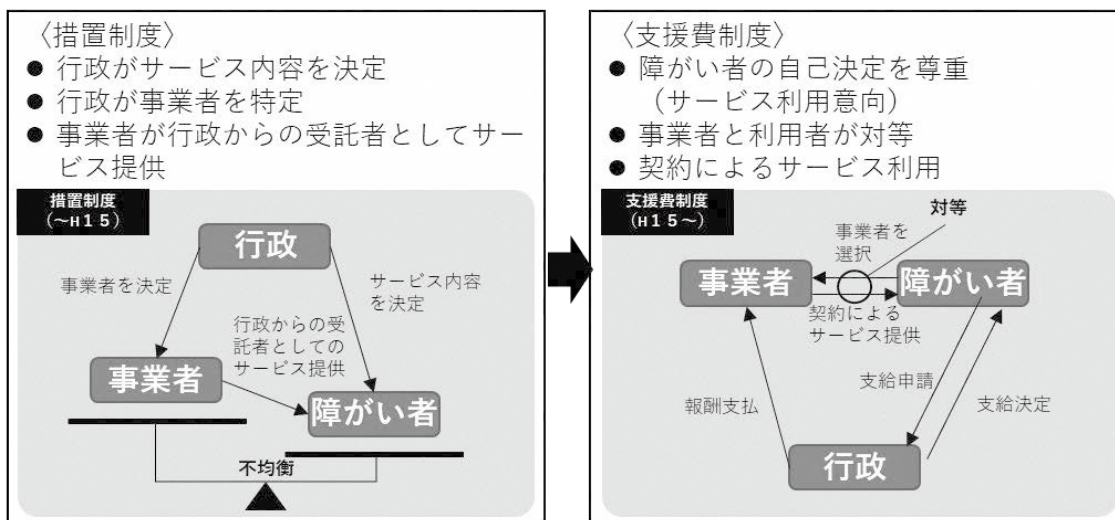
これまでの措置制度では、行政がサービス内容を決定し、行政が事業者を決定のうえ事業者が行政からの受託者としてサービス提供を実施していた。

平成15年以降の支援費制度においては、多様化・増大化する障がい福祉ニーズへのニーズ対応と利用者の立場に立った制度構築を目指して、障がい者がサービス内容を決定し、サービス提供事業者についても障がい者が選択・決定し、契約によるサービス給付の対価を支援費として行政が負担する仕組みとした。

【支援費制度の意義】

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障がい福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築



(資料：「障害福祉施策の動向について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成)

また、平成 18 年に障害者自立支援法の施行により、障がい者施策の 3 障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を一元化した制度とし、その実施主体を市町村とすることとしている。

加えて利用者本位のサービス体系に再編し、日中活動支援と夜間居住支援を分離、「地域生活支援」「就労支援」事業や重度障がい者を対象としたサービスを創設した。

【障害者自立支援法のポイント】

障害者自立支援法（H18）のポイント

法律による改革

項目	法施行前	法施行後
1 障がい者施策を3障がい一元化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3障がいバラバラの制度体系（精神障がい者は支援費制度の対象外） ■ 実施主体は都道府県、市町村に二分化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3障がいの制度格差を解消し、精神障がい者を対象に ■ 市町村に業務主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ
2 利用者本位のサービス体系に再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい種別ごとに複雑な施設・事業体系 ■ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離 ■ 「地域生活支援」、「就労支援」のための事業や重度の障がい者を対象としたサービスを創設 ■ 規制緩和を進め既存の社会資源を活用
3 就労支援の抜本的強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所 ■ 就労を理由とする施設退所者はわずか1% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな就労支援事業を創設 ■ 雇用施策との連携を強化
4 支給決定の透明化、明確化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない ■ 支給決定のプロセスが不透明 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）を導入 ■ 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化
5 安定的な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規利用者は急増する見込み ■ 不確実な国の費用負担の仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担） ■ 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障がい者が地域で暮らせる社会に

（資料：「障害福祉施策の動向について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

(3) 国の障がい福祉に関連する計画

国は、障がい施策の最も基本的な計画として、障害者基本法 11 条に基づき「障害者基本計画」（現行計画は第 4 次（2018 年度～2023 年度）：内閣府所管）を制定している。

【第 4 次障害者基本計画概要】

第4次障害者基本計画 概要

I 第4次障害者基本計画とは

- **位置付け:**
政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）
- **計画期間:**
平成30(2018)年度からの5年間
- **検討経緯:**
障害者政策委員会(障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会)での1年以上の審議を経て取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

III 基本的方向

1. **2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進**
 - 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ向上の視点を取り入れていく
 - アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入
2. **障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保**
 - 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援
3. **障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進**
 - 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. **着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実**

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備	6. 保健・医療の推進
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	7. 行政等における配慮の充実
3. 防災、防犯等の推進	8. 雇用・就業、経済的自立の支援
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	9. 教育の振興
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
	11. 国際社会での協力・連携の推進

(資料：「第4次障害者基本計画 概要」内閣府公表資料に基づき監査人作成)

(4) 山形県の障がい者の状況

山形県では、身体障がい者について、県人口の減少に伴い内部障がいを除く障がい者の人数は減少傾向にある。全国の傾向としては、身体障がい者数は増加傾向にあるが山形県では減少傾向にある点で特徴的である。一方で、山形県の知的障がい者数は療育A(重度)、療育B(中軽度)ともに増加している。精神障がいについては、障がいの程度が重度な1級は減少しているものの、2級、3級の障がい者は増加している。

【身体障がい者数の推移】

(単位:人)

年度	県人口	身体障がい者数						
		視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計	
H27	1,129,560	2,904	4,716	635	29,872	15,823	53,950	
H28	1,118,468	2,812	4,693	637	29,520	15,980	53,642	
H29	1,106,984	2,735	4,628	652	28,873	16,048	52,936	
H30	1,095,383	2,644	4,579	651	28,188	16,008	52,070	
R1	1,082,296	2,666	4,567	631	27,535	15,903	51,302	
	内訳	1級	993	252	27	4,058	10,029	15,359
		2級	871	800	46	4,097	105	5,919
		3級	168	533	328	4,530	1,947	7,506
		4級	174	1,371	230	7,857	3,822	13,454
		5級	283	38	-	5,126	-	5,447
	6級	177	1,573	-	1,867	-	3,617	

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【知的障がい者数の推移】

(単位：人)

年度	県人口	知的障がい者数		
		療育A (重度)	療育B (中軽度)	計
H27	1,129,560	2,730	5,515	8,245
H28	1,118,468	2,800	5,636	8,436
H29	1,106,984	2,877	5,760	8,637
H30	1,095,383	2,978	5,864	8,842
R1	1,082,296	3,036	5,971	9,007

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【精神障がい者数の推移】

(単位：人)

年度	県人口	精神障がい者数			
		1級	2級	3級	計
H27	1,129,560	1,709	2,399	1,243	5,351
H28	1,118,468	1,661	2,501	1,403	5,565
H29	1,106,984	1,632	2,637	1,552	5,821
H30	1,095,383	1,576	2,844	1,663	6,083
R1	1,082,296	1,538	2,971	1,773	6,282

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(5) 山形県の障がい者サービス事業者の状況

山形県では、障がい者（児）のサービス提供の指定を受けた事業所は1,300（延べ数）となっており、社会福祉法人等の法人が複数のサービスを提供するのが一般的である。

【サービス別事業者数】

R4.8.1 現在

根拠法	サービス種別	山形市	村山	最上	置賜	庄内	事業所数	定員数(人)
障害者総合支援法	障がい者支援施設	4	4	3	9	8	28	1,553
	居宅介護	25	25	12	28	35	125	—
	重度訪問介護	21	16	12	23	33	105	—
	同行援護	6	5	3	4	6	24	—
	行動援護	1	1	3	2	1	8	—

療養介護	1	1	0	1	0	3	280	
生活介護	19	22	14	29	38	122	2,975	
短期入所	13	14	4	21	22	74	213	
自立訓練（機能訓練）	0	1	0	2	3	6	43	
自立訓練（生活訓練）	0	3	0	1	12	16	156	
宿泊型自立訓練	1	0	0	0	1	2	32	
就労移行支援	5	7	6	4	12	34	280	
就労継続支援A型	6	7	5	3	5	26	556	
就労継続支援B型	23	26	20	43	52	164	3,490	
就労定着支援	4	4	1	0	4	13	—	
自立生活援助	1	0	0	1	0	2	—	
共同生活援助	20	14	9	28	27	98	1,645	
うち包括型	11	9	5	16	24	65	1,156	
うち外部サービス利 用型	8	5	4	9	2	28	395	
うち日中サービス支 援型	1	0	0	3	1	5	94	
地域移行支援	10	6	6	9	9	40	—	
地域定着支援	9	4	6	7	9	35	—	
計画相談支援	16	23	9	22	20	90	—	
児童福祉法	障がい児入所施設	0	0	1	1	1	3	90
	医療型障がい児入所施 設	0	1	0	0	0	1	60
	児童発達支援センター	1	5	0	2	1	9	176
	医療型児童発達支援セ ンター	0	1	0	0	0	1	30
	児童発達支援	18	11	5	12	13	59	624
	放課後等デイサービス	32	34	7	23	24	120	1,429
	居宅訪問型児童発達支 援	1	0	0	0	1	2	—
	保育所等訪問支援	3	7	0	4	2	16	—
	障がい児相談支援	15	19	8	17	15	74	—
合計	255	261	134	296	354	1,300	13,632	

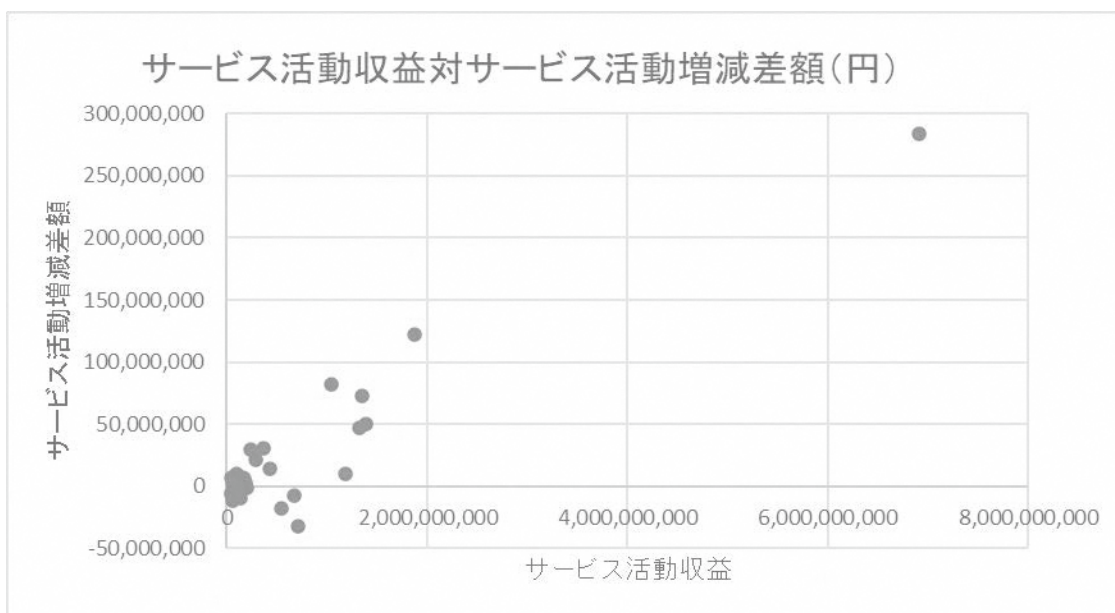
（資料：県提供資料に基づき監査人作成）

県内の障がい福祉サービスを実施する社会福祉法人の数は84法人（うち福島県本部の1法人を含む）となっている。なお、84法人のうち49法人は全体の売上（サービス活動収益）に対する障がい福祉サービス等事業収益の割合が50%未満の法人であり、これらの法人は介護福祉が主体の法人であると考えられる。そのため、全体のサービス活動収益に対する障がい福祉サービス等事業収益の割合が50%超の法人を、障がい福祉主体の社会福祉法人ととらえて、令和4年度開示の財務情報を基に分析を実施することとした。

社会福祉法人の財務状況を把握する点で重要な指標として、売上（サービス活動収益）、利益（サービス活動増減差額）、職員1人あたり人件費を選定し、以下のとおり分析を行った。

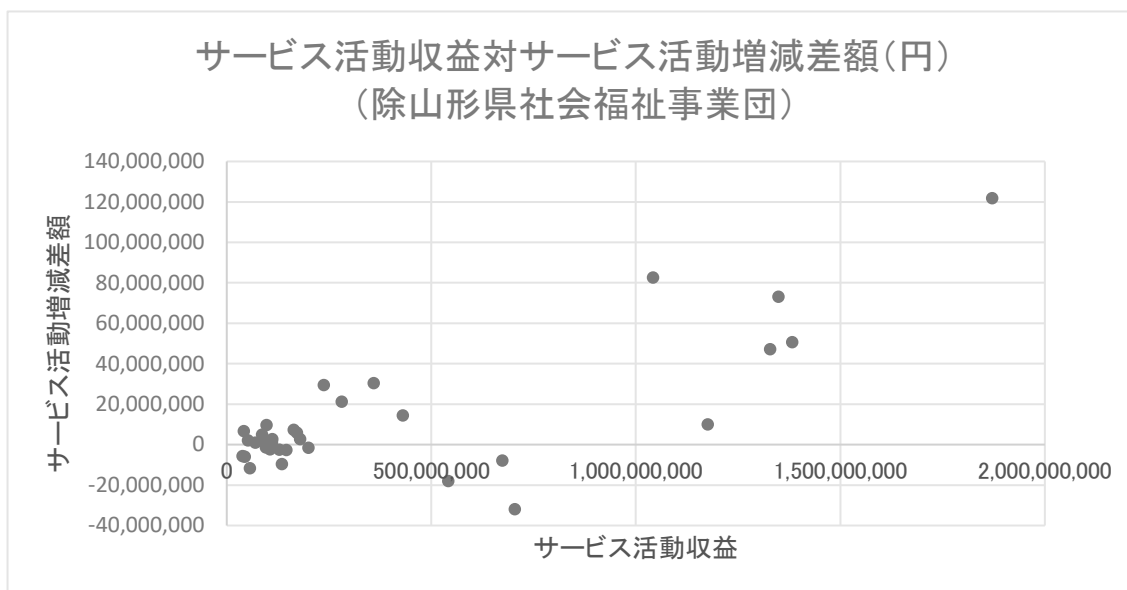
まず、社会福祉法人の経営状況を端的に表す指標として売上（サービス活動収益）と利益（サービス活動増減差額）をサービス活動増減差額比率（サービス活動増減差額/サービス活動収益）として示すと以下のとおりとなる。

【サービス活動増減差額比率】



一般的に事業活動が大きくなるほど単位当たりコストが下がることから、社会福祉法人においても規模の経済により売上（サービス活動収益）と利益（サービス活動増減差額）は正の相関関係が見受けられる。また、売上（サービス活動収益）が10億円を超過している法人では、赤字法人はない。なお、上記散布図において売上（サービス活動収益）が突出している法人は社会福祉法人山形県社会福祉事業団であり、県の100%出資団体である。参考として社会福祉法人山形県社会福祉事業団を除く法人のみの散布図を以下に示す。

【サービス活動増減差額比率（山形県社会福祉事業団を除く）】

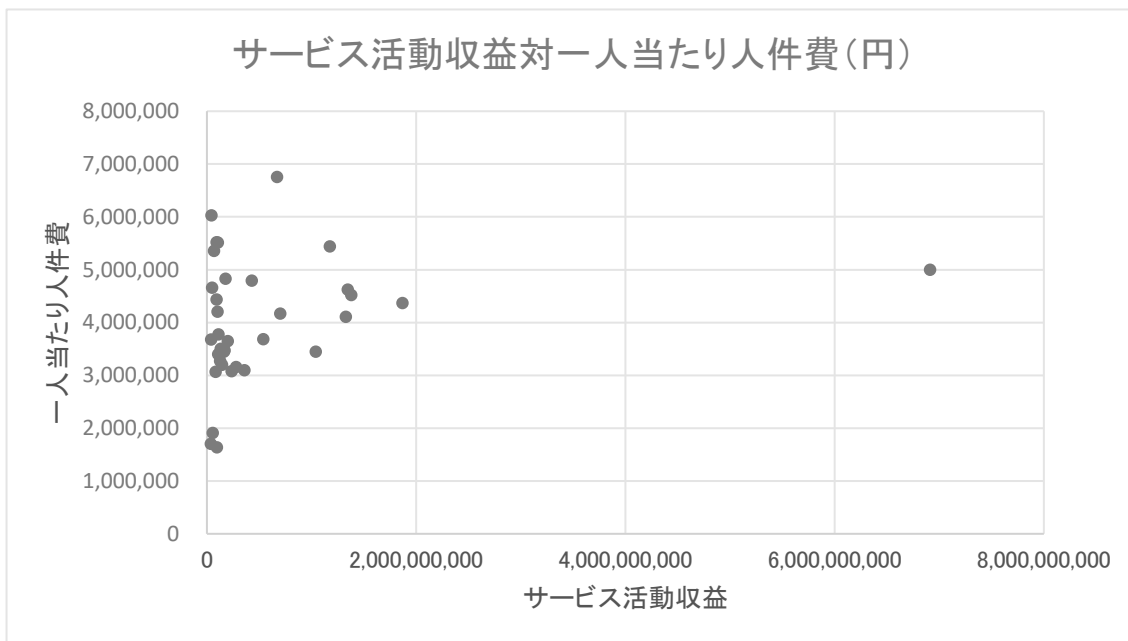


山形県社会福祉事業団を除いても、傾向は変わらず基本的に売上（サービス活動収益）が大きければ利益（サービス活動増減差額）が大きくなる傾向に変わりはない。

一方で売上（サービス活動収益）の規模が小さい（250 百万円未満）法人に限ると、売上（サービス活動収益）と利益（サービス活動増減額）の相関関係は低く、平均して利益（サービス活動増減差額）がゼロに近いような状況となっている。

次に、売上（サービス活動収益）が大きな法人の職員1人当たり人件費が高くなる関係の有無を調べるため、その相関関係を検討する。

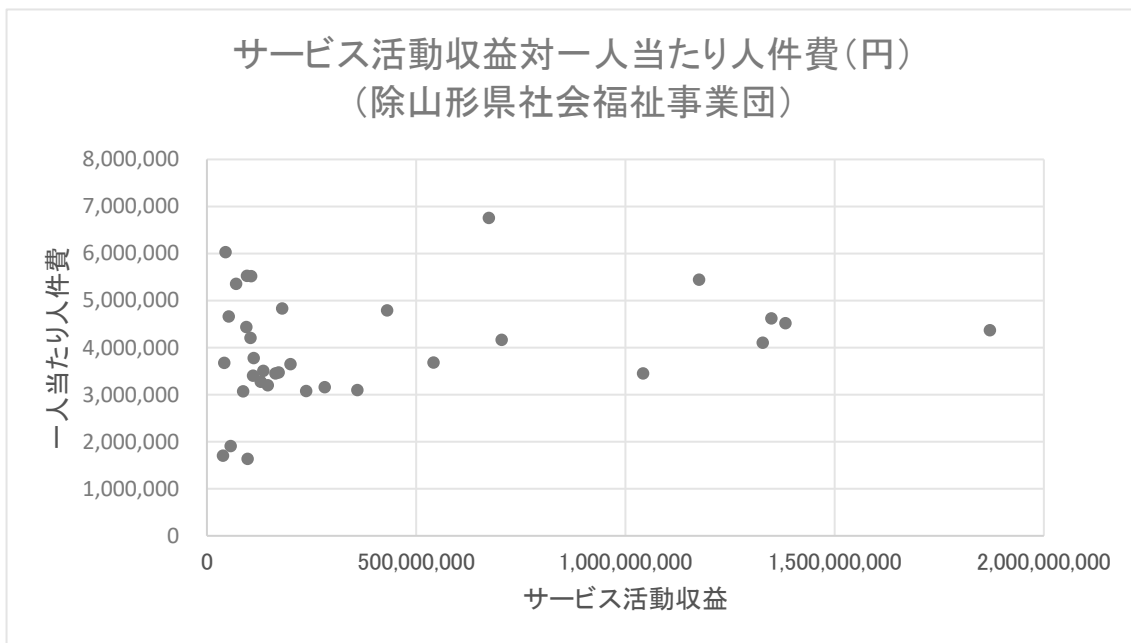
【サービス活動収益対1人当たり人件費】



上図からわかるとおり、売上（サービス活動収益）と1人当たり人件費に明確な相関関係は見当たらない。従って、法人規模が大きくなれば、職員の給与水準が上昇するという関係があるわけではない。ただし、1人当たり人件費が400万円未満の法人の多くは比較的小規模な法人であるという点は特徴として挙げられる。

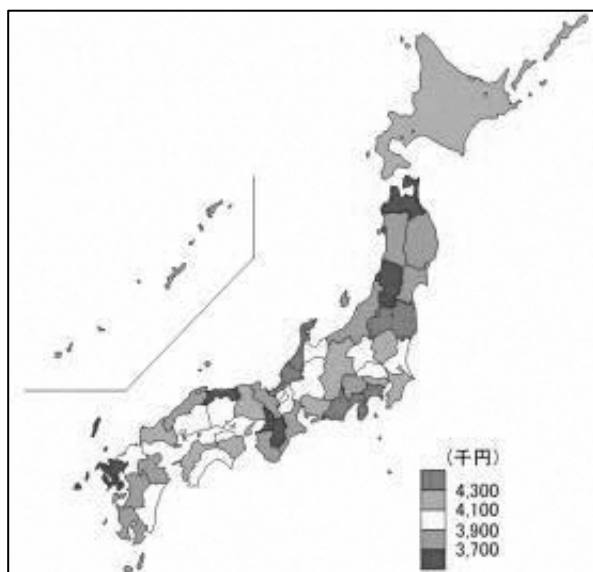
また、参考として山形県社会福祉事業団を除く法人散布図を以下に示す。

【サービス活動収益対1人当たり人件費（山形県社会福祉事業団を除く）】



独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、毎年度経営状況分析を実施している。令和2年度の社会福祉法人の経営状況について、公表情報によれば山形県の障がい福祉サービスを主たる事業とする法人の1人当たり人件費は、最も低いカテゴリーである3,700千円未満となっている。

【全国の職員1人当たり人件費】（出所：令和2年度 WAMリサーチレポート）



監査人の試算によれば、令和3年度における山形県内社会福祉法人職員1人当たり人件費は法人ごとの単純平均で4,013千円となっている。独立行政法人福祉医療機構（WAM）が公表している山形県の障がい福祉サービスを主たる事業とする法人職員1人当たり人件費との差が生じている理由は、対象法人の相違、職員人数の集計、人件費の範囲、試算年度の違いが想定される。近年では障がい福祉人材の処遇改善を図るための国の取組が加速しており、それに合わせて1人当たり人件費も年々向上していることも要因であると思われる。

（6）山形県の障がい福祉予算の状況

障がい福祉予算は、サービス提供に伴い事業所に支払われる各種給付費（介護・訓練等給付、障がい医療給付、難病対策等）が大部分を占めており、サービスを必要とする障がい者数の増加により、結果として予算額が増加するという状況になっている。なお、各種給付費は、利用者負担を除いて基本的に国50%、都道府県25%、市町村25%の負担割合となっており、都道府県では25%相当額について予算措置している。

【科目別歳出予算】

（単位：百万円）

款項目	令和元年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	令和3年度財源内訳		
				国庫 支出金	その他	一般 財源
3 款 民生費	13,496	13,774	14,679	1,358	1,886	11,434
1 項 社会福祉費	10,099	10,231	10,921	1,086	926	8,908
1 目 社会福祉総務費	8,838	8,988	9,659	1,009	923	7,726
2 目 身体障がい者福祉費	1,246	1,230	1,249	74	0	1,175
3 目 知的障がい者福祉費	14	14	13	3	4	7
2 項 児童福祉費	3,397	3,543	3,758	272	960	2,526
1 目 児童福祉総務費	1,839	1,816	1,807	170	532	1,106
2 目 児童措置費	822	954	1,023	43		980
4 目 児童福祉施設費	736	772	928	59	428	440
4 款 衛生費	1,396	1,619	1,480	699	8	774
1 項 公衆衛生費	1,392	1,615	1,477	699	8	770
1 目 公衆衛生総務費	12	12	11	0	0	11
3 目 予防費	1,227	1,442	1,314	639	3	672
4 目 精神衛生費	154	161	152	60	5	87

3項 保健所費	4	4	3	0	0	3
1目 保健所費	4	4	3	0	0	3
障がい福祉課 合計	14,892	15,393	16,159	2,057	1,895	12,208

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【性質別歳出予算】

(単位：百万円)

款項目	令和元年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	令和3年度財源内訳		
				国庫 支出金	その他	一般 財源
人件費	1,984	2,165	2,158	156	444	1,558
報酬	214	21	22	1	1	20
職員給	1,714	2,042	2,056	155	406	1,495
その他	56	102	80	0	37	43
一般行政費	12,505	12,824	12,779	1,812	409	10,558
扶助費等	5,055	5,449	5,440	1,566	4	3,870
補助費等	6,582	6,628	6,557	100	158	6,299
物件費	867	747	783	146	247	389
投資的経費	403	404	1,222	89	1,042	91
一般公共	131	131	123	89	27	7
一般単独	271	274	1,099	0	1,015	84
障がい福祉課 合計	14,892	15,393	16,159	2,057	1,895	12,207

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(7) 山形県の障がい者福祉担当組織の概要

障がい福祉を担当する組織は一般行政事務を担当する障がい福祉課が所管となり、各県営施設が、障がい者（児）に対する福祉、医療のサービスを提供している。

そのほか、総合支庁における保健福祉環境部が障がい福祉事務を担当している。

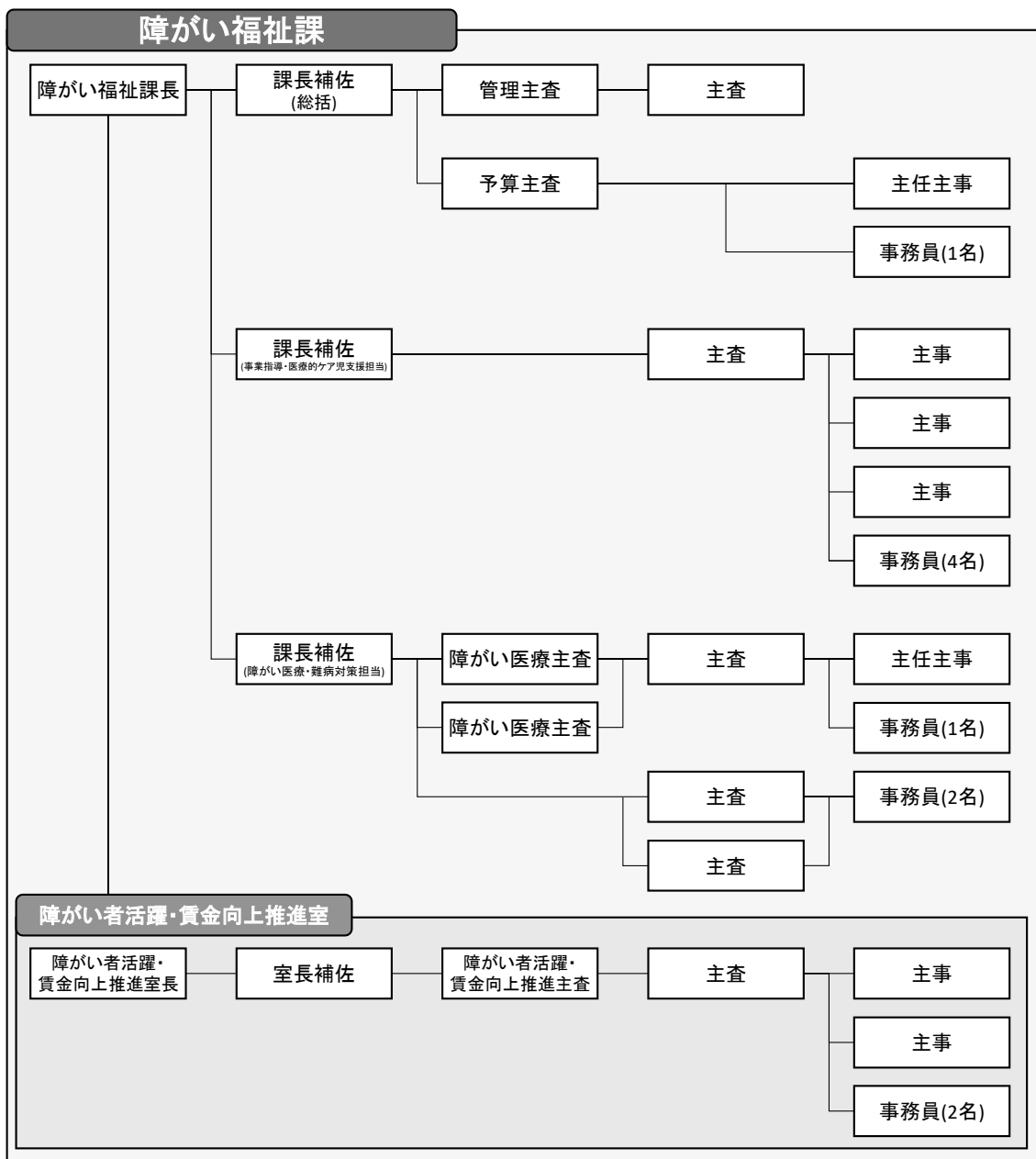
【障がい者福祉事務担当人員数の推移】

課・公所	令和元年度	令和2年度	令和3年度
障がい福祉課	24人	23人	24人
こども医療療育センター	113人	112人	112人
こども医療療育センター庄内支所	9人	9人	9人
最上学園	33人	33人	32人
やまなみ学園	33人	34人	34人
鳥海学園	34人	33人	33人
精神保健福祉センター	7人	7人	7人
計	253人	251人	251人

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

障がい福祉担当の職員数は近年、横ばいで推移している。ただし、予算規模は増加傾向にあるため、今後も事務量は増加していくものと思われる。

【令和3年度障がい福祉課組織図】



(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

2. 障がい福祉に関する計画

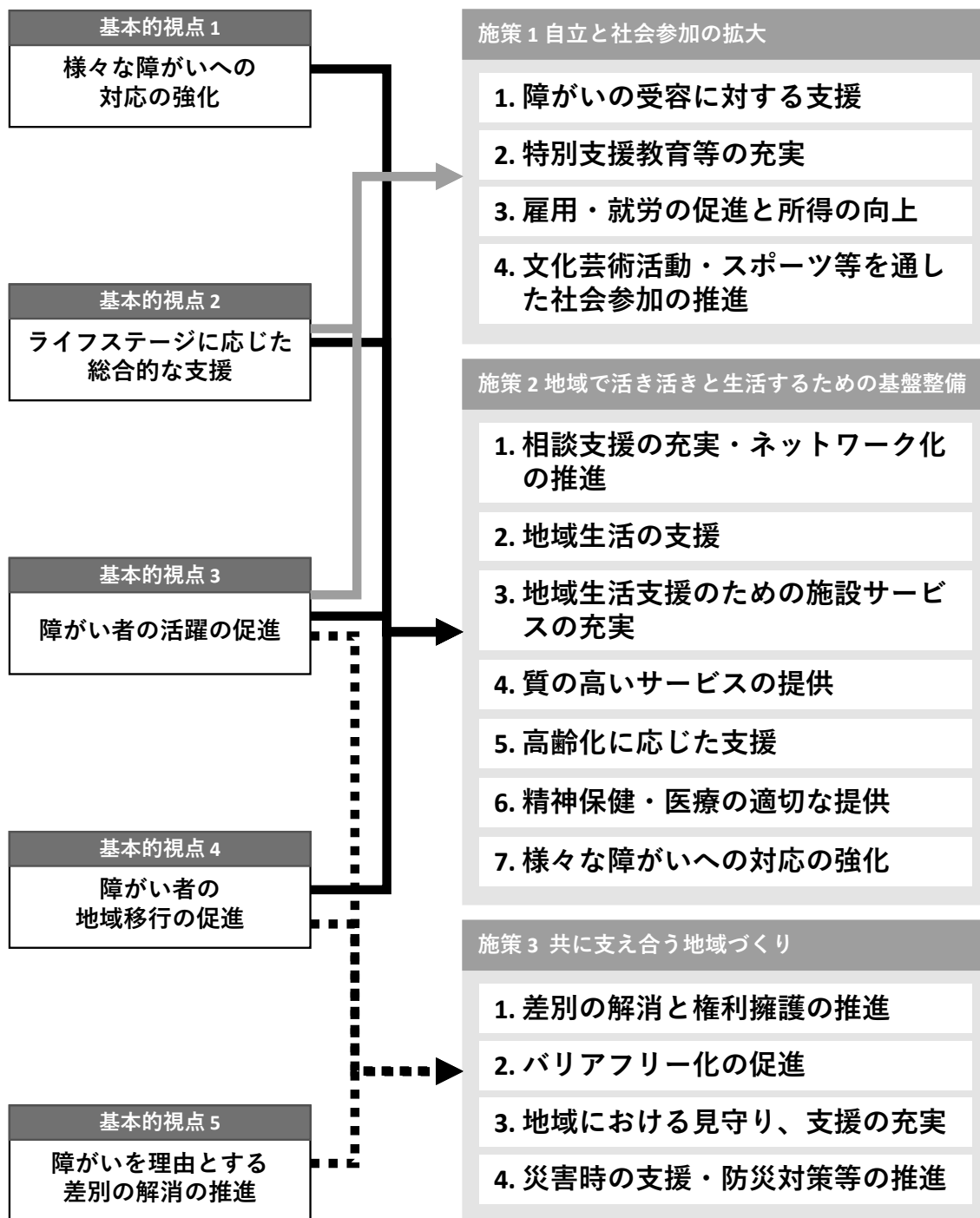
山形県では障がい福祉施策推進のため、各種計画を策定しており中心的な計画として第5次山形県障がい者計画（令和元年8月）を策定している。

項目	内容
名称	第5次山形県障がい者計画
趣旨	国の障がい者施策の動向や県内障がい者の現状を踏まえながら、障がい者の自立及び社会参加を支援する施策を総合的に進めるため、新たに計画を策定する。
性格	障害者基本法第11条第2項の規定による都道府県障害者計画（障がい者のための施策に関する基本的な計画）
期間	令和元年度から令和5年度まで（5年間）
目標	障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現
県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への支援 <p>県全体の情報提供、市町村に対する技術的支援、市町村の独自性を発揮できるような財政的支援、市町村職員に対する各種研修の実施、広域的な対応が必要な分野への支援等に力を入れていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の育成・支援 <p>障がい福祉サービス事業者に対する指導監督等を行うとともに、利用者へのサービスの質の向上を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する継続的な研修を実施していく必要がある。</p>
計画の推進体制	<p>障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の生活環境の整備等、広範な分野にまたがっており、障がいの内容、程度やライフステージに応じたきめ細かな一貫したサービスが提供できるよう、障がい者に着目した横断的な視点を持ちながら、関係部局、関係機関・団体が連携し、総合的に取り組む。</p> <p>障がい者や障がい福祉関係者などで構成する「山形県障がい者施策推進協議会」に計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図る。</p> <p>また、計画の進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定し、PDCAサイクルにより検証する。</p>
計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が自らの選択により、望む地域で地域住民の一人として生活できる環境づくりに取り組む。 ・障がい者の活動を制限している社会的な障壁の除去に取り組む。 ・障がい児（者）が自らの能力を最大限発揮し自己実現が図られるようライフステージに応じた支援に取り組む。

第5次山形県障がい者計画においては、5つの基本的視点を設定し、それぞれを関連する3施策に集約する形でとりまとめを実施している。

【5つの基本的視点と3の施策】

計画の基本的視点と施策の体系



(資料：第5次山形県障がい者計画に基づき監査人作成)

また、山形県では、障がい福祉サービスの量的基準の確保を推進するため、第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画を策定している。

計画の概要は以下のとおりとなっている。

項目	内容
名称	第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画
法令の根拠	障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」を、一体として策定する計画。
趣旨	市町村障がい福祉計画等の達成に資するため、各市町村と連携しながら、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施について定める計画である。国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画として策定するもの。
期間	令和3年度から令和5年度まで（3年間）
基本的な考え方	<p>（1）障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながらその自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進める。</p> <p>（2）どの地域でも必要とされる障がい福祉サービス等を等しく利用できるよう提供体制の整備を進める。</p> <p>（3）障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援及び就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。</p> <p>（4）地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制の構築等の取組を計画的に推進する。</p> <p>（5）障がい児の健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等を充実させ、障がい児のライフステージに沿って切れ目の無い一貫した支援の提供体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。</p>

計画の達成状況の点検及び評価	本計画の達成状況等については、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析を行い、山形県障がい者施策推進協議会に報告し、その審議を経て公表する。
----------------	--

第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画では、7つの成果目標を設定するとともに、目標を達成するための活動指標を設定している。

【7つの成果目標】

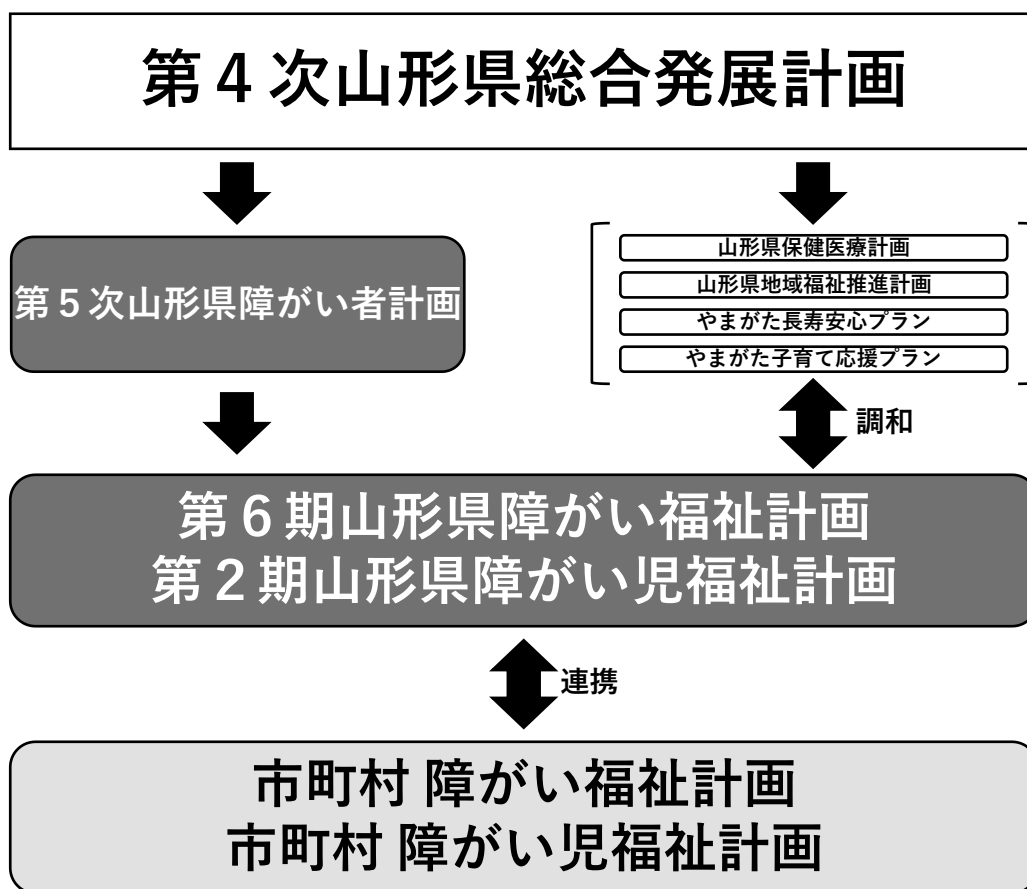
成果目標と活動指標との関連図



(資料：第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画に基づき監査人作成)

県の各種計画と障がい福祉に関連する計画の関係性は以下のとおりである。第4次山形県総合発展計画を基礎として、障がい福祉に関連する各種計画との調和を保ちつつ、第5次山形県障がい者計画と第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画という2つの障がい者施策に関する計画を策定している。この2つの計画策定の所管はいずれも障がい福祉課となっている。

【県の各種計画と障がい福祉に関連する計画の関係性】



(資料：第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画に基づき監査人作成)

3. 障がい福祉に関する補助金等

障がい福祉に関する補助金等の執行状況等について、令和3年度予算額から事業名を確認し、監査人の判断で次のサンプルを抽出した。

(単位：千円)

No.	事業名	令和3年度予算額
管理・予算担当		
1	県立社会福祉施設運営費	261,375
2	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費	948,184
3	山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費	728,963
4	こども医療療育センター運営費	432,053
5	こども医療療育センター庄内支所運営費	50,358
6	最上学園運営費	32,490
	やまなみ学園運営費	35,837
	鳥海学園運営費	32,761
事業指導・医療的ケア児支援担当		
7	山形県障がい者計画等推進事業費	560
8	社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設）	101,615
9	障害者総合支援法施行事務費	26,204
10	補装具給付費	55,150
	介護・訓練等給付費	5,120,243
11	心身障がい者扶養共済実施費	231,781
12	特別障害者手当等支給事業費	75,864
13	児童保護費	1,022,609
障がい医療担当		
14	自立支援医療給付費	1,870,305
15	重度心身障がい（児）者医療給付事業費	1,082,780
16	発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費	3,500
17	発達障がい者支援体制整備事業費	21,674
18	精神保健福祉法施行事務費	11,292
19	精神保健福祉センター運営費	15,663
20	精神保健福祉センター事業費	1,708
21	精神科救急医療システム整備事業費	52,818
22	精神障がい者地域生活移行支援事業費	3,589
障がい者活躍・賃金向上推進室		
23	地域生活支援事業費	170,789

24	障害者就業・生活支援センター事業費	27,272
25	障がい者スポーツ育成事業費	9,598
26	障がい者スポーツによる共生社会推進事業費	9,809
27	パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費	9,068
28	身体障がい者保養所運営費（東紅苑）	36,715
29	点字図書館運営費	30,936
30	障がい者福祉ホーム運営費（ふれあいの家）	13,349
31	障がい者就労支援事業費	8,233

上記サンプルについて、交付要綱、申請書や実績報告書ほか関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を行った。また、必要に応じて、現地施設に往査し、施設の視察、関係書類の閲覧、関係管理簿の照合、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施することとした。

4. 県立障がい関連施設

県立障がい関連施設については、障がい児入所施設（山形県立やまなみ学園、山形県立最上学園、山形県立鳥海学園）及び山形県立こども医療療育センター、山形県立こども医療療育センター庄内支所、山形県精神保健福祉センターが関係公所となっており、当該施設について、施設往査を行い監査手続きを実施した。

(1) 山形県立やまなみ学園



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒993-0033 山形県長井市今泉 1812

イ 施設の種別等

児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設、及び、在宅障がい児の支援として、短期入所・日中一時支援と療育相談事業等も行っている

ウ 設置根拠

山形県立児童福祉施設設置条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第42条）

オ 土地及び建物

土地 内訳	用途	面積	所在地	
	建物敷地等		13,809.00 m ²	山形県長井市今泉字山田 1812 番 21
建物	用途	面積	用途	面積
	管理棟・分教室	986.81 m ²	体育館	250.00 m ²

内訳	棟			
	作業訓練棟・食堂棟	556.30 m ²	渡り廊下	64.40 m ²
	居住棟	761.50 m ²	車庫・ゴミ置場・自転車小屋	41.48 m ²

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員	嘱託職員	会計年度任用職員		合計
		フルタイム	パートタイム	
34名	2名	8名	11名	55名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
運営会議	<p>構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査、総務主査、療育主査</p> <p>開催：月2回（第2、4水曜日）</p> <p>内容：学園運営に関する重要事項、総合調整、日程確認、庶務係と指導係の事業調整に関すること等</p> <p>※運営会議の下部会議として、指名業者選定審査会、非常災害対策検討委員会、BCP策定委員会、衛生委員会など各種会議が設定されている。</p>
連絡調整会議	<p>構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査、指導員、総務主査、療育主査、栄養士、保健師</p> <p>内容：学園と分教室の日程確認、事業調整、各種意見交換等</p>

④ 入所児童の状況

(令和4年4月1日現在)

年齢	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
男子	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
女子	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
年齢	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計	平均年齢	
男子	1人	3人	2人	1人	4人	0人	12人	14.9歳	
女子	1人	0人	1人	0人	0人	1人	4人	13.0歳	

合計	2人	3人	3人	1人	4人	1人	16人	14.4歳
----	----	----	----	----	----	----	-----	-------

⑤ 知的障がいの程度

(令和4年4月1日現在)

最重度	重度	中度	軽度	合計
8人	4人	1人	3人	16人

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地建物使用料	0	0	206
福祉型障害児入所施設使用料	1,040	1,079	1,069
生活福祉公所不用品売払収入	0	0	5
日中一時支援事業受託料	782	368	203
社会福祉施設食費等収入	959	772	828
一般社会保険料	1,061	1,936	728
雑入	0	0	3
研修生等受入収入	90	40	60
障害者総合支援法特定費用収入	4	0	0
歳入合計	3,936	4,195	3,102

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	184,862	178,986	188,751
人件費－非常勤職員	49,351	56,193	46,152
新型コロナウイルス感染症対策障がい福祉関連事業費	0	515	0
児童福祉施設等職員研修費	125	32	89
在宅障がい児福祉向上事業費	970	606	471
地域療養支援体制強化事業費	40	2	0
県立障がい児施設整備事業費	591	290	1,311
やまなみ学園運営費	31,857	34,511	36,351
歳出合計	267,796	271,135	273,125

⑦ 概況について

やまなみ学園は、米沢養護学校やまなみ学園分教室を併設しており、同一建物内で養護学校及び入所施設を運営している。ただし、それぞれの事業主体が異なるため、予算についてもそれぞれ分かれている。

入所者について、16名の入所者のうち最重度、重度の児童が半数を占めている。また、入所定員は30名であるが、現在は16名の入所者となっている。施設的设计当時は、入所する重度障がい児の比率は現在ほど高くなく、居室を複数名でも利用することが一般的で、2人部屋も設計された。しかし、近年ではプライバシーへの配慮など居住環境の向上を図る必要があること、また、重度障がい児が増加し、他児童への危害を加えるおそれがあり、やむを得ず行動制限を行う必要があることなどから、多くの児童について、2人部屋を1人で利用せざるを得ないことから、定員までの入所は事実上不可能であり、定員の半数程度の入所となっている。3年前は20名の入所者がいたものの、卒園により徐々に入所者は減少してきた。一方で、入所待ち児童は十数名となっており、入所の優先度やタイミングを踏まえると、安易に空き定員を埋めていくことができない状況となっている。その中でも令和5年の春には新たな入所者を受け入れるよう準備を進めているところである。また、18歳超過児童について受入先が無いことから、卒園できない状況となっており、引き続き成人施設を中心に受入先の確保の対応を実施していく予定であり、また、今後の高等部児童については、より早い段階から受入先との折衝を開始し対応していく方針である。

職員の状況について、障がいの程度が重い児童が多いことから、服薬対応などのため準夜勤について1名増加し4名体制での対応となっているが、産休・育休等の取得状況によっては代替職員の確保に苦慮している。

これまで、施設運営に関する第三者による評価は実施していない。

虐待防止委員会は今年度既に1回開催しており、今後継続的に開催していく予定である。

(2) 山形県立最上学園



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒996-0051 山形県新庄市大字松本 55-1

イ 施設の種別等

児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設、及び、在宅障がい児の支援として、短期入所・日中一時支援と療育相談事業等も行っている

ウ 設置根拠

山形県立児童福祉施設設置条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第42条）

オ 土地及び建物

土地 内訳	用途	面積	所在地		
	建物敷地等		7,214.75 m ²	新庄市大字松本字大道端	
	グラウンド等		4,299.80 m ²	新庄市大字松本字家の浦	
建物 内訳	用途	面積	用途	面積	
	本館棟	1,409.81 m ²	廊下その他	23.00 m ²	
	居住棟	764.20 m ²	車庫・倉庫	40.00 m ²	
	体育館	225.00 m ²	ゴミステーション	6.00 m ²	

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員	嘱託職員	会計年度任用職員		合計
		フルタイム	パートタイム	
32名	3名	9名	13名	57名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
運営会議	<p>構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査、保健主査、主任管理栄養士</p> <p>開催：月1回、定例（第1木曜日）</p> <p>内容：各部門の代表者会議（各部門の課題の協議・調整） 事業計画、その他管理運営に関する重要事項の協議、決定</p> <p>※運営会議の下部会議として、学園会議、防災対策会議、衛生委員会など各種会議が設定されている。</p>
虐待防止委員会	<p>構成：園長、保護者会長、保護者会監事、養護学校長、子ども家庭支援課長、臨床心理士、職員代表</p> <p>内容：虐待防止のための体制づくり、取組状況の点検・評価・改善、虐待発生時の早期対応と検証・総括</p>

④ 入所児童の状況

(令和4年4月1日現在)

年齢	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
男子	0人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	0人	0人
女子	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
合計	1人	0人	0人	0人	0人	1人	3人	0人	0人	0人
年齢	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均年齢		
男子	1人	2人	4人	3人	0人	0人	13人	13.4歳		
女子	0人	1人	0人	0人	0人	0人	3人	8.6歳		
合計	1人	3人	4人	3人	0人	0人	16人	12.5歳		

⑤ 知的障がいの程度

(令和4年4月1日現在)

最重度	重度	中度	軽度	合計
0人	8人	2人	5人	15人

(*)1名について障がい程度判定が未了のため④入所児童の状況における人数と一致しない。

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地建物使用料	0	22	0
福祉型障害児入所施設使用料	1,931	5,258	5,477
生活福祉公所不用品売払収入	0	0	110
日中一時支援事業受託料	413	119	70
社会福祉施設食費等収入	153	677	771
一般社会保険料	1,355	690	1,175
過年度歳出返納金	0	0	6
研修生等受入収入	60	20	50
障害者総合支援法特定費用収入	45	8	22
滞納繰越分	19	22	59
歳入合計	3,976	6,816	7,740

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	193,328	193,609	189,520
人件費－非常勤職員	47,040	54,549	49,313
新型コロナウイルス感染症対策障がい福祉関連事業費	0	188	0
児童福祉施設等職員研修費	146	35	36
在宅障がい児福祉向上事業費	745	332	391
地域療育支援体制強化事業費	50	1	0
県立障がい児施設整備事業費	807	600	440
最上学園運営費	33,174	32,241	33,476
一般管理費	0	1	0
歳出合計	275,290	281,556	273,176

⑦ 概況について

最上学園の入所者については、現在 16 名の入所者がいるが、うち最上地区児童の入所者は 1 名となっており、その他は北村山、東南村山、西村山からの入所者となっている。県営入所施設は、置賜、最上、庄内の 3 地域に点在するが、県内の最大人口地域である村山地域には入所施設が無いことから、村山地域の児童は比較的近い最上、置賜の入所施設を希望するケースが多い。この状況は置賜地域のやまなみ学園でも同様である。

職員の状況として、障がい程度の重い児童が比較的多いことから、手厚い人員体制を構築したいが、産休・育休等の取得状況によっては代替職員の確保に苦慮している。

これまで、施設運営に関する第三者による評価は実施していない。

虐待事案を受けて、虐待防止委員会を設置し、既に委員会を開催している。その中では職員のセルフチェックシートの検討、ヒヤリハット事案の検討などがなされている。

(3) 山形県立鳥海学園



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒999-8437 山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂森 14 番 178

イ 施設の種別等

児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設、及び、在宅障がい児の支援として、短期入所・日中一時支援と療育相談事業等も行っている

ウ 設置根拠

山形県立児童福祉施設設置条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第 42 条）

オ 土地及び建物

土地 内訳	用途	面積	所在地	
	建物敷地等		16,059.68 m ²	飽海郡遊佐町藤崎字茂森 14 番 178
建物 内訳	用途	面積	用途	面積
	本館棟	1,653.91 m ²	公用車車庫	22.00 m ²
	居住棟	784.09 m ²	ゴミ置き場	12.48 m ²
	体育館	269.56 m ²	外用便所・倉庫	27.18 m ²

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員	嘱託職員	会計年度任用職員		合計
		フルタイム	パートタイム	
33名	2名	8名	12名	55名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
運営会議	構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査 開催：必要に応じ開催（原則月1回） 内容：学園運営に関する重要事項、総合調整、日程確認、庶務係と指導係の事業調整に関する事等 ※新型コロナウイルス感染症が園内で発生したときは、保健主査を加え、「拡大運営会議」を開催
療育役付会議	構成：療育役付以上 開催：年4回（ほか必要に応じ開催）
衛生委員会	構成：委員会構成員 開催：毎月1回（第4木曜日）

④ 入所児童の状況

(令和4年4月1日現在)

年齢	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
男子	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	2人	0人
女子	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	2人	1人
年齢	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均年齢		
男子	0人	1人	2人	4人	1人	0人	12人	13.8歳		
女子	0人	0人	0人	1人	1人	0人	3人	15.0歳		
合計	0人	1人	2人	5人	2人	0人	15人	14.0歳		

⑤ 知的障がいの程度

(令和4年4月1日現在)

最重度	重度	中度	軽度	合計
0人	6人	2人	7人	15人

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地建物使用料	7	0	0
福祉型障害児入所施設使用料	1,365	864	635
日中一時支援事業受託料	3,445	922	626
社会福祉施設食費等収入	440	99	63
一般社会保険料	582	1,028	24
障害者総合支援法特定費用収入	159	58	22
歳入合計	5,998	2,971	1,370

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	194,019	184,430	194,396
人件費－非常勤職員	54,313	61,298	56,160
新型コロナウイルス感染症対策障がい福祉関連事業費	0	114	0
児童福祉施設等職員研修費	77	8	44
在宅障がい児福祉向上事業費	2,224	1,503	1,918
地域療育支援体制強化事業費	59	0	0
県立障がい児施設整備事業費	0	852	0
鳥海学園運営費	33,300	31,546	32,381
一般管理費	0	1	0
歳出合計	283,992	279,752	284,899

⑦ 概況について

入所者の状況として、比較的中度・軽度の児童が多い。

事業運営上の課題としては、職員の産前産後等休暇や病気休暇などの際の代替人員や会計年度任用職員の確保に苦労している点などが挙げられる。

最上学園での虐待事案以降、第三者委員会からの答申を受けて、県では、虐待防止委員会（第三者機関）の設置及び職員研修・啓発を対応策として各施設に提示しその内容を園長会議においてモニタリングしている（苦情処理、安全管理、行動制限対策の各委員会を同時開催（短期入所等も含む））。

鳥海学園では虐待防止委員会ではなく安全委員会方式を導入し、利用者からアンケートを毎月入手することで潜在的な虐待事案の有無の発見に努める方向で対応予定。

これまで、施設運営に関する第三者による評価は実施していない。

(4) 山形県立こども医療療育センター



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒999-3145 山形県上山市河崎三丁目7番1号

イ 施設の種別等

児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する医療型児童発達支援センターから成る総合的な施設

ウ 設置根拠

山形県立こども医療療育センター条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第42条）

オ 土地及び建物

土地	用途	面積	所在地	
内訳	建物敷地等	52,056.39 m ²	上山市河崎三丁目102 他	
建物	用途	面積	用途	面積
内訳	既存棟	9,970.01 m ²	新棟	4,580.62 m ²

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員										会計 年度 任用 職員	委託 医師	合計
医師	看護	保育	理療	作療	言療	その他	事務	技労	小計			
8名	48名	18名	6名	4名	4名	8名	11名	5名	112名	45名	1名	158名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
管理運営会議	<p>構成：所長、副所長、総務療育部長、診療部長、看護部長、相談・療育支援主幹、訓練主幹、課長補佐（経営）、管理専門員</p> <p>開催：毎月第3月曜日（休日の場合は翌日、8月休会）</p> <p>内容：センターの管理運営に係る具体的事項の協議、調整に関する事及び委員会からの報告の処理に関する事</p>
連絡調整会議	<p>構成：副所長（事務）、総務療育部長、看護部長、相談・療育支援主幹、訓練主幹、課長補佐（経営）、管理専門員、各部課科の代表者等</p> <p>開催：毎月第3月曜の週の木曜日（休日の場合は翌日、8月休会）</p> <p>内容：管理運営会議等での方針等及び連絡事項の伝達に関する事、部門間の連絡調整に関する事、管理運営会議で協議する事項の検討に関する事</p>

④ 診療サービス形態

- 入所による継続的な医学的治療と理学療法・作業療法・言語聴覚療法等のリハビリテーションを行う形態
- 短期的な入所や通園の形態をとりながら治療・訓練・保育を行う形態
- 外来診療の形態

⑤ 外来診療科目

診療科目	常勤医師人数	診療時間
整形外科	2名	【月～金】午前診療
小児科	4名	【月・火・木・金】午前・午後診療 【水】午前診療

歯科	2名	【月～金】午前・午後診療
耳鼻咽喉科	非常勤医師のみ	【月】午前診療
泌尿器科	非常勤医師のみ	【第4水】午後診療
精神科	非常勤医師のみ	【第1・3月】午後診療
リハビリテーション科	2名	【月～金】午前診療 【月・木】午後補装具診

⑥ 重篤患者数の推移

項目（延人数）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
モニター監視患者数	9,169人	9,063人	8,710人
持続点滴患者数	814人	377人	354人
呼吸器装着患者数	4,560人	5,117人	5,569人
各ドレーン類	7,527人	7,304人	7,259人
合計	22,070人	21,861人	21,892人

⑦ 診療報酬請求重症児加算人数の推移

項目（延人数）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
超重症児入院患者	155人	164人	179人
準超重症児入院患者	48人	38人	44人
合計	203人	202人	223人

⑧ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉施設食費等収入	324	327	293
日中一時支援事業受託料	144	59	119
障害者総合支援法特定費用収入	307	171	98
研修生等受入収入	606	329	226
雑入	37	33	1,910
一般社会保険料	2,004	476	488
滞納繰越分	4	0	4
預金利子	0	0	0
こども医療療育センター使用料	530,786	566,991	509,912
医薬品検定等事務受託料	64	0	0
個人情報開示手数料	0	0	1

土地建物使用料	645	656	607
構内電話使用料	1	1	1
過年度歳出返納金	0	50	3
情報公開手数料	1	0	0
歳入合計	534,923	569,093	513,662

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳 出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	794,436	771,296	783,871
人件費－非常勤職員	119,980	139,257	136,588
地域生活支援事業費	2,081	1,450	1,300
児童福祉施設等職員研修費	550	62	116
在宅障がい児福祉向上事業費	1,995	1,622	999
発達障がい者支援体制整備事業費	321	205	196
県立障がい児施設整備事業費	2,999	2,986	4,125
こども医療療育センター運営費	303,716	324,278	340,270
一般管理費	0	30	598
歳出合計	1,226,078	1,241,186	1,268,063

⑨ 概況について

こども医療療育センターは定員 60 名の医療型障がい児入所施設のほか、外来診療、リハビリテーション、短期入所、日中支援などの活動を実施している。

定員の状況としては、入所施設について受入可能人数の範囲（33～34 人）に収まっているため、現在は入所を断るケース生じていない。

事業運営上の課題としては、施設老朽化への整備、医療事故予防への対応である。

一方で発達障がい児の外来診察（診断）希望は多くなっており、毎月 40 名程度医師の診察枠を確保している中で診察希望者が 200 名と 4～5 か月の待機期間が発生している。ただし、診察できる医師の数は限られているため診察枠の増加は厳しく地域の療育機関でしっかり経過を観察するなど対応していけるよう市町村と調整するなど、診察以外の対応でできることを実施している状況である。その取組により、診察の必要性が高い人に対して待機が短くなるように対応していく方針である。

(5) 山形県立こども医療療育センター庄内支所



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒997-0013 山形県鶴岡市道形町 49 番 21 号

イ 施設の種別等

強度の難聴の幼児の指導訓練、上肢、下肢または体幹に機能障がいがある児童に対する治療及び訓練等を行う施設

ウ 設置根拠

山形県立こども医療療育センター条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第 42 条）

オ 土地及び建物

土地	用途	面積	所在地
内訳	建物敷地等	5,248.41 m ²	鶴岡市道形町 49-4 他
建物	用途	面積	備考
内訳	庄内支所	1,171.10 m ²	庄内児童相談所と隣接しており、渡り廊下で結ばれている。

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員							会計 年度 任用 職員	委託 医師	合計
医師	看護	理療	作療	言療	事務	小計			
4名*	1名	2名	2名	2名	2名*	13名	6名	6名	25名

*：兼務含む

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
所内会議	構成：全職員（電話対応職員を除く） 開催：毎月第4月曜日（休日の場合は翌週月曜日等） 内容：翌月行事予定の共有、連絡事項の伝達、インシデント報告、管理運営に関する各種協議 他

④ 外来診療

科目	診察日	診療時間	摘要
内科	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	原則予約制
小児科	第2・4火曜日	午前10時～午後4時	原則予約制
	隔週木曜日	午前8時35分～午後5時	
	第1・3金曜日	午前10時～午後5時	
整形外科	第2・4金曜日	午前10時～午後3時	原則予約制
歯科	火、水曜日	午前10時～午後3時30分	原則予約制
	第1・3金曜日	午前10時～午後5時	

⑤ リハビリテーション

科目	時間割									摘要
理学療法	8:50	9:40	10:30	11:20	13:15	14:00	14:50	15:35	16:25	原則予約制
作業療法	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
言語聴覚療法	9:30	10:20	11:10	12:00	13:55	14:40	15:30	16:15	17:05	

⑥ 外来受診者数の推移

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内科	2,824人	5,266人	5,011人
小児科	349人	396人	423人
整形外科	303人	358人	361人

歯科	1,330人	1,119人	1,360人
合 計	4,806人	7,139人	7,155人

⑦ リハビリテーション訓練者数の推移

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
理学療法	1,737人	1,802人	1,603人
作業療法	2,279人	2,245人	2,116人
言語聴覚療法	2,646人	2,372人	2,493人
合 計	6,662人	6,419人	6,212人

⑧ 収支の推移

(単位：千円)

歳 入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
こども医療療育センター使用料	14,999	42,375	45,209
土地建物貸付収入	65	64	66
雑入	0	0	429
歳入合計	15,064	42,439	45,704

歳 出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	51,191	66,828	67,384
人件費－非常勤職員	15,922	19,702	18,326
一般管理費	0	0	101
児童福祉施設等職員研修費	214	0	9
県立障がい児施設整備事業費	597	0	0
こども医療療育センター庄内支所運営費	24,216	25,554	25,430
歳出合計	92,140	112,084	111,250

⑨ 概況について

発達障がいの診療医が非常勤であり上山市のセンターからの応援により対応している。センターでも発達障がいの診断に長期間の診察待ちが発生している状況であり、庄内支所における勤務日数も少なく、現在診察待ちは5か月程度となっている。

歯科衛生士1名体制であるが、病欠の際には診療をストップしないといけないことなど、人員体制が万全ではない状況にある。

加えて、事務職員については職員1名にて支所の運営事務を担っていることから、

事務職員が不在の際には事務が滞る場合があるが、会計年度任用職員は事務対応として1名在籍していることから、今後は徐々に事務の分担を進めていくことで対応していく方針である。

(6) 山形県精神保健福祉センター



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒990-0021 山形県山形市小白川町二丁目3番30号

イ 施設の種別等

精神保健福祉法に基づく精神保健福祉相談、教育研修、技術指導・援助、普及啓発、調査研究等に加え、依存症対策や思春期精神保健対策、メンタルヘルス対策、自殺対策等幅広い事業を行っている。

ウ 設置根拠

山形県精神保健福祉センター条例

エ 設置目的

精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする（精神保健福祉法第6条）

オ 土地及び建物

土地	用途	面積	所在地
内訳	該当なし（山形県小白川庁舎内に所在）		
建物	用途	面積	摘要
内訳	事務室、相談室、研修室、	801.80 m ²	小白川庁舎2～4階部分

	図書室、会議室、休憩室等		
--	--------------	--	--

② 職員数等

所長	庶務担当	相談判定担当	診療相談(非常勤)	精神保健相談(非常勤)	合計
1名	5名	9名	3名	1名	19名

③ 来所相談

- 受付時間：月～金曜日（祝日及び年末・年始を除く）午前9時～午後5時
- 予約方法：電話等による申し込み
- 費用：無料（診療・処方箋発行は保険診療）

④ 電話相談

- 受付時間：月～金曜日（祝日及び年末・年始を除く）
午前9時～12時、午後1時～5時
- 電話番号：023-631-7060

⑤ インターネット相談

- 受付時間：随時
- U R L：
<https://www.pref.yamagata.jp/091013/kenfuku/shogai/iryu/hokenfukushicenter/internetsoudan/enter27-1.html>
(心の健康インターネット相談)

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
精神保健福祉センター使用料	666	562	606
土地建物使用料	6	0	0
土地建物貸付収入	684	685	687
歳入合計	1,356	1,247	1,293

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	50,446	46,504	44,261

人件費－非常勤医師	18,882	18,209	15,428
自立支援医療給付費	576	576	279
地域生活支援事業	510	0	0
精神保健福祉法施行事業	3,975	3,877	3,614
精神保健医療費	235	235	221
精神保健福祉センター運営費	17,397	17,031	19,093
精神保健福祉センター事業費	1,746	1,132	1,400
依存症患者回復支援事業費	0	452	610
ひきこもり相談支援事業費	427	552	664
精神保健費	251	0	0
歳出合計	94,445	88,568	85,570

⑦ 概況について

精神保健福祉センターは、自立支援医療費支給判定及び精神保健福祉手帳の判定と交付事務、自殺対策、依存症対策、引きこもり相談支援を含む面接相談及び電話相談、専門的研修の企画・実施、技術的指導及び技術援助などを実施している。

特に電話相談の件数は年間 2,000 件を超過しており、日中の回線利用率は 70% を超過している。現行の職員体制下では、遂行できる業務量に限度があり、現行事務を遂行するほかに実施事務を新たに増やすことは難しい状況となっている。

現代では純粋な単純労働が減少する傾向にあり、複雑な労働に従事するに際して精神障がい的事实に直面するようなかたちで精神障がい者が顕在化する傾向にある。

労働環境以外にも家庭環境、地域環境などの社会構造が変化することで、社会生活を営むことが困難な障がい者が増加していくという社会病理の側面がある。

また、近年では疾患の程度が手帳交付に至らないが積極的に精神障害者保健福祉手帳を希望する人など社会福祉に頼りたい人の割合は増加傾向にある。

このような環境下で精神保健福祉に関する事務も拡大しており、近年では依存症対策、自殺対策、引きこもり相談などに事務に広がりが生じている。

結果として、相談対応について職員によっては過密な労働となっている人もいる状況である。加えて、一人当たりの事務量軽減のため、ハローワークなどに人材募集をかけるものの採用に至らず、職員の事務量低減に苦慮している。

5. 社会福祉法人等に対する指導監査

(1) 指定障がい福祉サービス事業者の指定

障がい福祉サービスを提供しようとする者は、障がい福祉サービスの種類及び事業所ごと（障がい者支援施設の場合は、施設ごと）に都道府県知事の指定を受ける必要がある。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第36条第3項において、都道府県知事が指定するにあたって下記のいずれに該当する事業者に対して指定してはならないとされている。

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者ではないとき。
- 二 当該申請に係るサービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例に定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（出所：障害者総合支援法第36条第3項）

障がい福祉に関するサービス提供には、専門的知識及び技能が必要であり、そういった知識、技能を有する人員を一定数確保する必要がある。さらに、個人によって障がいの程度も異なるため、様々な障がい福祉サービスの提供のためには一定程度の設備も必要である。これらの運営体制等が国や都道府県が定めた基準を満たしている事業者でないとい一定程度の品質が確保されたサービス提供ができなくなる。そこで、障がい福祉に関するサービス提供を事業として実施する事業者に対して、基準を満たしていることを示すために都道府県知事による指定が行われる。

県内におけるサービス別の指定事業所数の推移は下記のとおりである。

【サービス別指定事業所数の推移】

サービス種別	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
障がい者支援施設	29	29	31
居宅介護	124	124	123

重度訪問介護	112	112	106
同行援護	32	26	26
行動援護	10	8	8
療養介護	2	2	3
生活介護	110	115	123
短期入所	71	75	74
自立訓練（機能訓練）	6	6	6
自立訓練（生活訓練）	28	25	16
宿泊型自立訓練	2	2	2
就労移行支援	40	37	35
就労継続支援 A 型	32	29	25
就労継続支援 B 型	148	149	159
就労定着支援	10	11	12
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助（包括型）	55	62	63
共同生活援助（外部サービス利用型）	31	29	28
共同生活援助（日中サービス支援型）	3	5	5
地域移行支援	38	40	40
地域定着支援	32	34	35
計画相談支援	86	91	92
障がい児入所施設	3	3	3
医療型障がい児入所施設	1	1	1
児童発達支援センター	8	8	9
医療型児童発達支援センター	1	1	1
児童発達支援	54	55	60
放課後等デイサービス	112	110	119
居宅訪問型児童発達支援	2	2	2
保育所等訪問支援	12	14	14
障がい児相談支援	73	76	74
合計	1,268	1,282	1,296

（資料：県提供資料に基づき監査人作成）

また、指定事業所数の新規指定件数の推移は下記のとおりである。

【指定事業所の新規指定件数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
村山（山形市を除く）	12	14	9	35
最上	1	2	6	9
置賜	9	5	13	27
庄内	26	22	9	57
合計	48	43	37	128

（資料：県提供資料に基づき監査人作成）

（2）指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査

上記のとおり、障がい福祉サービスは国や都道府県が定めた一定程度の基準を満たした指定障がい福祉サービス事業者等によって行われる。基準については常に満たしている必要があり、指定申請時だけ満たしていればよいというものではない。そのため、継続的に基準を満たしているか否かについて、定期的に都道府県等が検査をすることが必要になる。そこで行われるのが指定障がい福祉サービス事業者等への指導監査である。

厚生労働省は、平成26年1月23日に「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」という通知文を各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛てに発出しており、そこで、都道府県等が実施する指導監査に関する指針を示している。

都道府県等はこの指針に基づき、さらに各団体独自の指導監査実施要綱等を整備し、指定障がい福祉サービス事業者等への指導監査を行っている。

（3）県の指導監査について

県では厚生労働省からの通知を受けて、「山形県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（以下、「指導監査実施要綱」という。）を整備し、指導監査を実施している。指導監査実施要綱で規定する指導及び監査の対象は下記のとおりである。

【指導及び監査の対象】

法律	根拠条文	指導及び監査の対象
障害者総合支援法	（調査等） 第11条 （報告等） 第48条及び 第51条の27	次の支援を行う第29条の規定による指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所

		<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者等包括支援 ・施設入所支援 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助 ・障がい者支援施設 <p>次の支援を行う第 51 条の 14 の規定による指定一般相談支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援
児童福祉法	<p>(調査等)</p> <p>第 57 条の 3 の 3</p> <p>(報告等)</p> <p>第 21 条の 5 の 22 及び第 24 条の 15</p>	<p>次の支援を行う第 21 条の 5 の 2 の規定による指定障害児通所支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 <p>次の支援を行う第 24 条の 2 の規定による指定障がい児入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設
社会福祉法	<p>(調査)</p> <p>第 70 条</p>	<p>次に掲げる社会福祉事業を営業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設 ・障がい福祉サービス事業 ・一般相談支援事業 ・障がい児通所支援事業 ・障がい児入所施設

(資料：県指導監査実施要綱別表に基づき監査人作成)

さらに、「事業所実地指導マニュアル」がサービスごとに整備されており、実地指導担当者はこのマニュアルに基づいて実地指導を行っている。

(4) 指導の形態等

指導には実地指導、書面指導及び集団指導の 3 つがある。

① 実地指導

実地指導とは、県担当者が障がい福祉サービス事業者等の事業所または施設に赴いて実施する指導である。ローテーション制度が採用されており、どの事業者等も原則として 3 年に 1 度は実地指導を受けることになっており、全事業者等に対して毎年、実地指導をしているわけではない。

② 書面指導

書面指導とは、事業者等からの事前の書面の提出を受けた上で、書面検査により実施する指導である。実地指導の必要はないが、書面指導の必要があると認められる事業者等に対して実施される。

③ 集団指導

集団指導とは、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、障がい児通所給付費及び障がい児入所給付費（以下、「介護給付費等」という。）支援関係事務、介護給付費等の請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、管内の事業者等を対象に、講習等の方式により実施する指導である。原則として毎年度1回以上実施される。

(5) 指導の流れ

実際の指導は主として実地指導が行われ、実地指導のない事業者等のために集団指導が行われるという流れになっている。

実地指導は、①実地指導の事前通知と事前提出資料の要求、②実地指導の実施、③指導結果の検討、④結果の通知という流れで行われる。

① 実地指導の事前通知と事前提出資料の要求

指導を実施する場合には、指導対象となる事業者等に対し、文書により通知を行う。この通知は、指導実施日のおおよそ1ヶ月前までに行われ、以下の事項が通知される。

- ア 指導の形態
- イ 実施日時
- ウ 実施場所
- エ 派遣する指導職員の職氏名（実地指導の場合）
- オ その他必要な事項

また、事前通知と併せて事前提出資料の提出を指導対象事業者等に要求する。

② 実地指導の実施

実地指導は県内に4つある総合支庁の地域保健福祉課、地域健康福祉課の職員により行われる。事業者、施設の規模により変動するが、おおよそ2～3名で指導班を編成して事業者等へ訪問し、半日程度の時間をかけて事業者実地指導マニュアルに基づき、必要な手続を行う。また、各総合支庁では、実地指導の事前に過年度の実地指導時における指摘事項を確認し、当該指摘事項が改善されているかについてもチェックしている。

4つの総合支庁の区域は下記のとおりである。

【4 総合支庁の区域割り】

圏域	構成市町村
村山	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町



(出所：第6期山形県障がい福祉計画 第2期山形県障がい児福祉計画 p5)

なお、山形市は中核市であるため、福祉に関する事務が県から移譲されている。そのため指導監査は村山総合支庁ではなく山形市が行っている。

③ 指導結果の検討

帰庁後は、課内職員による検討会を開催し、文書による是正・改善を求める事項あるいは口頭指導に留めるかについて、過年度の評価結果との比較検討も行って検討を行い、実地指導の品質の確保、均一化を図っている。

④ 結果の通知

指導の結果について文書で指導対象事業者等へ通知する。是正改善を要すると認め

られた事項等に関しては、期限を付して改善状況の報告を求める。期限について明確な決まりはないが、おおよそ通知日から1ヶ月としている。実地指導事業所等数と指摘事項件数の推移は下記のとおりである。

【実地指導事業所等件数（推移）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
村山総合支庁	70	70	79
最上総合支庁	35	42	42
置賜総合支庁	77	109	71
庄内総合支庁	90	112	78

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【指摘事項件数（推移）】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
村山総合支庁	203	174	193	141	184	102
最上総合支庁	58	28	49	74	52	46
置賜総合支庁	238	98	65	63	86	14
庄内総合支庁	89	203	69	143	16	40

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(6) 監査について

監査は、事業者等の事業運営または施設運営、支援内容及び介護給付費等の請求について、不正または著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施される。そのため、指導のように原則3年に1回というように定期的に実施されるものではなく、不正または著しい不当が疑われる場合にのみ実施される。令和3年度の各総合支庁における監査実施状況は下記のとおりである。

【令和3年度監査実施件数】

	村山総合支庁	最上総合支庁	置賜総合支庁	庄内総合支庁
監査実施件数	0	1	0	1

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

第3 個別の監査結果及び意見

1. 障がい福祉に関する計画

(1) 実施した監査手続き

障がい者計画に記載されているそれぞれの各論項目の「現状」と「課題」に対して、解決していくための「今後の取組方向」について、その取組の状況について障がい福祉課担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧した。

また、第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）における目標指標の設定及びその達成状況の管理状況について障がい福祉課担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧した。

(2) 監査の結果

① 障がい者計画と実態との乖離【指摘】

障がい者計画において、「今後の取組方向」として記載された「現状」と「課題」への対応策について、実際には取組がなされていない項目がある。

障がい者計画は総論と各論から構成されており、その目次構成は以下のとおりとなっている。

【障がい者計画の目次構成】

総論	1	計画策定の背景・趣旨
	2	計画の概要
	3	施策の体系
	4	障がい者の現状
	5	障がい者を取り巻く状況の変化
各論	1	自立と社会参加の拡大
	1(1)	障がいの受容に対する支援
	1(2)	特別支援教育等の充実
	1(3)	雇用・就労の促進と所得の向上
	1(4)	文化芸術活動・スポーツ等を通じた社会参加の推進
	2	地域で生き生きと生活するための基盤整備
	2(1)	相談支援の充実・ネットワーク化の推進
	2(2)	地域生活の支援
	2(3)	地域生活支援のための施設サービスの充実
	2(4)	質の高いサービスの提供
	2(5)	高齢化に応じた支援
	2(6)	精神保健・医療の適切な提供
	2(7)	様々な障がいへの対応の強化

	3	共に支え合う地域づくり
	3(1)	差別の解消と権利擁護の推進
	3(2)	バリアフリー化の促進
	3(3)	地域における見守り、支援の充実
	3(4)	災害時の支援・防災対策等の推進

各論部分は、括弧のさらに小項目について「現状」「課題」「今後の取組方向」というかたちでそれぞれの論点の整理を行っている。

小項目は合計 91 項目からなっている。小項目の多くは「現状」「課題」「今後の取組方向」がそれぞれ複数個記載されており、「課題」の総数は 198、「今後の取組方向」の総数は 323 にのぼる。

これら 323 の「今後の取組方向」について、具体的な取組内容、事務事業、予算の状況について整理を依頼した。その結果、以下「今後の取組方向」の 12 項目については具体的な取組はなされていない。

「今後の取組方向」という文言からすれば、あくまで方向を設定したものであるため、ただちに具体的な取組として確実に取組を実施していくものではないかもしれない。しかし、方向性だけを示してなんら取組を実施しない場合には結果として「課題」への対応を放置することとなり、障がい福祉行政の推進を阻害する結果となると考えられる。従って、計画において「現状」「課題」「今後の取組方向」として論点整理を実施したのであれば、「課題」への対応として「今後の取組方向」を具体的な取組として推進していくことが必要である。

具体的な取組を実施していない項目については、未実施となったことによる対応すべき「課題」に対する影響を評価のうえ、取組の実施の可否について検討されたい。

また、障がい者計画は令和 5 年度が次計画の策定年度となっていることから、次計画策定においては必要な取組を記載するのであれば「今後の取組方向」という記載は改めるとともに確実に実施すべき取組として論点を整理されたい。

【将来の取組方向として記載されたが具体的な取組が実施されていないもの】

課題	今後の取組方向
身体障がい、知的障がい、精神障がいの場合は、障がい種別ごとに団体を組織し、お互いに制度等の情報交換を行うなど、障がいを受容しながら社会的に自立するため努力しており、これら団体と協力しながら支援の輪を広げていく必要があります。	県は、障がい者が自らの経験に基づき、同じ障がい者仲間からの相談に応じて、自立に向けた支援を行うピアカウンセリングに対する支援に努めます。

課題	今後の取組方向
<p>保育所等訪問支援などの障がい児支援サービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。</p>	<p>県は、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図ることで、地域における重層的な障がい児通所支援体制の構築を図ります。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等による保育所等訪問支援事業の実施を推進します。</p>
<p>共同生活援助（グループホーム）の開設にあたっては、消防法、建築基準法、都市計画法による法的規制に加え、地域住民から開設を反対される場合もあり、開設に多くの時間や費用を要するケースもあります。</p>	<p>県は、グループホームの必要性や障がいの理解について、市町村と連携して地域住民に対する周知に努めます。</p>
<p>地域生活への移行に向けて、山形県障がい福祉計画では指定障がい福祉サービスの必要な量について数値目標を設定しておりますが、自立訓練、生活介護及び就労移行支援においては、見込んでいる必要な量に達していません。</p>	<p>事業者等の情報把握や働きかけについて、市町村や各障がい福祉関係団体等との情報共有を図り、連携を進めます。</p>
<p>障がい者やその家族が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の整備を行う必要があります。</p>	<p>県は、地域リハビリテーション活動支援事業により、リハビリテーション職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防の強化を行います。</p>
<p>県内の養成機関を卒業し就職する理学療法士及び作業療法士の県内就職率は5割程度であり、さらに県内定着を図る必要があります。</p>	<p>県内の養成機関においては、より高度な医学知識と医療技術を有し、患者ニーズの多様化に対応できる質の高い保健医療従事者を養成し、安定的に供給するよう努めるとともに、卒業生の県内定着を促進します。</p>
<p>児童発達支援センターについては、山形県第1期障がい児福祉計画において、令和2年度末までに各市町村に1か所以上</p>	<p>県は、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関とし、障がい児通所支援等を実施する事業所との緊密な連</p>

課題	今後の取組方向
設置することを目標としていますが、設置が進んでいません。	携による重層的な障がい児支援体制の構築を図るため、各市町村に対して設置を促していきます。
高齢期の障がい者に対して、個々の実態に合わせた支援が適切に行えるよう体制を整える必要があります。	<p>県は、介護保険施設への入所が適当と思われる入所者のスムーズな移行を図るため、市町村における障がい・介護担当部局間の連携の推進及び制度の周知を行うことで、引き続き移行を促進していきます。</p> <p>県は、障がい及び介護施設・事業所職員、相談支援専門員、介護支援専門員に対し、障がい者支援施設及び介護保険施設における、入所者の高齢化対策の実践事例の発表や意見交換を行うほか、「知的障がい者の認知症」など、両分野にまたがる課題について学ぶ機会を設け、支援者の育成を図ります。</p> <p>県は、在宅診療を支えるかかりつけ医と介護サービス計画を作成する介護支援専門員、障がい福祉サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の連携強化や地域包括支援センターにおける総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等に関する介護支援専門員への支援を行います。</p>
高齢化した障がい者及び高齢期以降に障がいが発生した高齢者（高齢障がい者）の支援については、支援をマネジメントする介護支援専門員（ケアマネジャー）（介護側）と相談支援専門員（障がい側）とが、互いに高齢者支援及び障がい者支援に関する知識・技術を学び、理解を深めるとともに、支援に必要な情報を共有できる連携体制の構築が必要です。	県は、「山形県地域福祉推進計画（第4期）」に沿って、市町村における「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。
避難所生活を余儀なくされることもありますが、生活をする上で特別な支援を必要とする方もおり、避難所での生活が困	県は、災害発生時における緊急入所及び社会福祉施設等の被災に伴う居所の移動等に備えるため、地域住民等の連携や施

課題	今後の取組方向
難な側面があり、そのための配慮や備えについての情報周知等が必要です。	設相互間のネットワークの形成を促進します。

② 障がい者計画における数値目標の効果測定未実施【指摘】

障がい者計画における数値目標について、目標年度を経過した項目について実績評価がなされていない。また、計画期間中に障がい福祉計画の目標が見直されたにもかかわらず、障がい者計画の数値目標の改定を実施していないなど計画の進行管理がなされていない。

障がい者計画は計画の推進体制として以下の記載がある。

【障がい者計画推進体制】

<p>(障がい者計画 P3 抜粋)</p> <p>(4) 計画の推進体制</p> <p>障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の生活環境の整備等、広範な分野にまたがっており、障がいの内容、程度やライフステージに応じたきめ細かな一貫したサービスが提供できるよう、障がい者に着目した横断的な視点を持ちながら、関係部局、関係機関・団体が連携し、総合的に取り組みます。</p> <p>障がい者や障がい福祉関係者などで構成する「山形県障がい者施策推進協議会」に計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。</p> <p>また、計画の進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定し、P D C A サイクルにより検証します。</p>

数値目標は合計 40 あり、それぞれの目標について、目標年度が定められている。目標年度は以下のとおりの分布となっている。

【数値目標数と目標年度】

目標年度	目標数（個数）
令和 2 年	34
令和 3 年	1
令和 4 年	1
令和 5 年	4
合計	40

令和 4 年時点においては、少なくとも 35 の目標については実績が確定されているはずであり、これらについては実績の評価と新たな目標設定がなされるべきであるが、

実施されていない。

また、「第5次山形県障がい者計画において重点的に取り組む事項の数値目標」として以下の取扱を明示している。

【重点的に取り組む事項の数値目標】

(障がい者計画 P97 を抜粋)

計画の進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定します。

なお、設定にあたっては、障がい福祉サービスや障がい者雇用・就労に関する数値目標等、障がい者の地域生活に影響が大きい事項を重点的に設定します。

また、設定にあたって、他の計画から数値目標を引用しており、障がい者計画の計画期間中に数値目標が見直された場合、計画期間途中で改訂します。

障がい者計画の目標は、他の計画（例えば障がい福祉計画）で設定している目標を多く含むことから、他の計画を改定した際には、目標数値を都度改定することが必要になる。数値目標のうち 28 項目については、障がい福祉計画において定められた指標と同一であるため、障がい福祉計画の計画時点で障がい者計画の数値目標を改定する必要があるが改定されていない。

さらに、「現状」「課題」「今後の取組方向」として論点整理された事項について、監査人が「今後の取組方向」の取組状況を確認依頼するまで、取組実施の状況の確認をしていない。

一般的に計画は進行管理として、Plan, Do, Check, Action のサイクルにより確実な取組推進が求められるが、障がい者計画においては、①に記載のとおり一部の項目で Do がなされておらず、Do の結果の確認・分析である Check も実施されていない状況である。結果として、現行の障がい者計画は計画されてからの進行管理がなされておらず、障がい者福祉施策の推進状況が判断できない状況となっている。

これらの状況を改善していくためには、障がい者計画の数値目標の達成状況を確認めるとともに、達成されていない数値目標の原因分析を実施し、対応策を講じていくことが必要である。また、個々の取組については「現状」「課題」「取組方向」を再度見直し、実施した取組の成果を把握し「課題」が解消されるために必要な取組を再定義することが必要である。

③ 障がい福祉計画の目標設定とその進捗管理について【指摘】

障がい福祉計画においては、成果目標と活動指標が設定されている。成果目標を達成するための重層的な取組として具体的な活動を活動指標として指標化し、目標達成を目指す建付けとなっている。従って成果目標と活動指標は一体となって達成すべき指標という意味でそれぞれの実績管理は重要である。

そのため、障がい福祉計画において、目標設定と進捗管理について、以下の取扱いが明示されている。

【目標設定と進捗管理に関する取扱い】

(障がい福祉計画 P5 を抜粋)

本計画の達成状況等については、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析を行い、山形県障がい者施策推進協議会に報告し、その審議を経て公表します。

また、国は障がい福祉計画の作成等について基本的な指針を示しており、定期的な調査、分析及び評価について以下のとおり示している。

【国の障がい福祉計画の作成等に係る基本的な指針】

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】を抜粋)

8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずる。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。これに加え、活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

これらを踏まえ、山形県の障がい福祉計画の成果目標と活動指標の進捗管理状況を確かめた。

障がい福祉計画 P24 においては以下のような活動指標が設定されている。

【活動指標】

項目	数値	考え方
障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	3人	令和5年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数

前回（平成30年3月策定）の障がい福祉計画における同数値が45人であったため、数値急減の理由についてヒアリング（令和4年8月実施）したところ、令和5年度活動指標の3人は数値の記載誤りであり、35人が正しいとのことであった。

また、障がい福祉計画P52において以下のような実績評価がなされている。

【障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数実績】

項目	令和2年度見込み	令和元年度実績	進捗率
障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	45人	2人	4%

障がい福祉計画における実績評価として、同じくヒアリングによると令和元年度実績2人、進捗率4%は数値の記載誤りであり、それぞれ18人、40%が正しいとのことであった。実績と進捗率が誤ってしまっており、結果として実績評価を誤っている。

加えて障がい福祉計画P48において以下のような実績評価がなされている。

【就労移行支援事業の利用者数実績】

項目	令和2年度末までの目標	状況	進捗率
就労移行支援事業の利用者数	286人 (平成28年度利用者238人の1.2倍)	199人 (令和元年度末時点)	▲81%

令和2年度末までの目標である286人に対して実績として199人であったのといふことであれば、進捗率は199人/286人=70%となるはずであるが、▲81%となっている。同じくヒアリングによると▲81%は数値の記載誤りであり、70%が正しいとのことであった。進捗率が誤っており、やはり実績評価を誤っている。

障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数及び就労移行支援事業の利用者数は、福祉施設から一般就労への移行促進を進めるうえで重要な活動指標であると考えられる。いずれの誤りも監査人からのヒアリングにより発見されており、目標

管理と実績評価が実効的であれば、定期的な点検（年度目標値であれば毎年の点検）を実施することで、必ず誤りに気づき修正するはずである。そのような進行管理体制が構築・運用されていない点が本質的な問題であると考えます。従って、目標設定する際にこれまでの実績評価を適切に実施したうえで、新たに設定された目標値について定期的な点検を実施し、その結果を受けて対応策を検討していくという一連のプロセスが有効に機能するように計画管理をすべきである。その際、一連のプロセスの重要な役割を果たすのが山形県障がい者施策推進協議会であると思われるため、障がい福祉課のみならず、当該協議会も交えた有効な計画推進体制の構築・運用を改めて検討されたい。

④ 障がい者計画と障がい福祉計画の一体管理について【意見】

障がい者計画と障がい福祉計画は、国の所管省庁が異なることもあり、同じ障がい福祉施策にかかわる計画ではあるものの、策定趣旨などは若干異なるものとなっている。

【障がい者計画と障がい福祉計画の比較表】

	障がい者計画	障がい福祉計画
内容	障害者基本法第 11 条第 2 項の規定による都道府県障害者計画（障がい者のための施策に関する基本的な計画）	障害者総合支援法第 89 条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」と、児童福祉法第 33 条の 22 の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」を、一体として策定する計画（市町村障がい福祉計画等の達成に資するため、各市町村と連携しながら、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施について定める計画）
期間	令和元年度から令和 5 年度まで（5 年間）	令和 3 年度から令和 5 年度まで（3 年間）

2つの計画は異なるものの、障がい者計画の目標数値 40 のうち 28 については障がい福祉計画の目標値と同一の目標を共有していることから、2つの計画の関係性は深いといえる。

一方で、2つの計画は策定年限が 5 年、3 年と相違し、②で記載したとおり双方の目標数値について計画更新の都度改定が必要になり、計画の進捗管理をしていく上で煩雑となる。事実として山形県では障がい福祉計画において設定した目標値を、障が

い者計画においても改定するという作業を失念している。

従って、2つの計画は一体的に策定のうえ、障がい福祉計画は障がい者計画の中間年度の更新というかたちで設定することも検討されたい。なお、青森県、秋田県、東京都など他の都道府県では2つの計画を一体的に策定している。

⑤ 指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価について【意見】

障がい福祉サービス等のサービスレベルの向上と利用者のサービス・事業者選択の有用性を高めるため、事業者は第三者による評価を受審することが推奨されている。そのために都道府県には以下のような支援が求められているところである。なお、国の指針においては令和2年の改正以前の平成29年の改正時においても同一の記載がなされており、この間、国の指針の考え方に変更はない。

【指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価に係る国の指針】

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】を抜粋)

(二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等または障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

これを受けて、山形県の指定サービス事業の第三者評価の受審状況は以下のとおりである。

【第三者評価受審状況】

年度	受審件数	受審割合
平成 29 年度	2 施設	0.002%
平成 30 年度	4 施設	0.003%
令和元年度	0 施設	0%
令和 2 年度	0 施設	0%
令和 3 年度	7 施設 (※)	0.005%

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(※ 1 法人が 7 施設について受審しており、法人ベースでは 1)

一方で、障がい福祉計画（平成 30 年 3 月）、障がい者計画（令和元年 8 月）、障がい福祉計画（令和 3 年 3 月）において、第三者評価に関する記載は以下のとおりとなっている。

【関連計画における第三者評価に関する記載】

計画年度	記載内容
障がい福祉計画 平成 30 年 3 月	2 指定障がい福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等 指定障がい福祉サービス事業者が福祉サービス第三者評価機関の評価を受け、常に福祉サービスの利用者の立場に立った良質かつ適切なサービスが提供できるよう、第三者評価の制度の周知に努めます。 また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が図れるように、当該制度の周知を進めます。
障がい者計画 令和元年 8 月	(4) 質の高いサービスの提供 ①サービス評価等の実施によるサービスの向上 [現状] ・「福祉サービス第三者評価」とは、福祉サービスを提供する事業者のサービスの内容について、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表する仕組みです。事業者の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としており、評価結果は、利用者・家族の情報資源となります。 ・県では、県が推進組織となり、第三者機関による障がい福祉サービスの評価事業を実施しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度までに 31 施設が第三者評価を受審しており、そのうち障がい関係施設は 4 施設となっています。 ・事業者において解決が困難な苦情等に対応するため、山形県社会福祉協議会に「山形県福祉サービス運営適正化委員会」を設置し、苦情解決に向けた調査、助言、斡旋を行うとともに、制度の周知を図るための広報活動を推進しており、県はこれを支援しています。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位の質の高いサービス提供のためには、各事業者は自ら提供するサービスについて点検し、改善していく必要があります。 ・サービスの評価は、利用者のサービス選択の際の重要な情報であり、事業者の継続的な事業点検とサービス水準の向上のために不可欠なものであり、社会的養護関係施設以外の施設には第三者評価の受審が義務付けられておらず、事業者には受審費用に加え、評価項目や手順の多さなどの負担感もあり受審率は低調となっており、受審の促進を図っていくことが必要です。 <p>[今後の取組方向]</p> <p>○県は、福祉サービス事業者に制度周知や受審を働きかけるなど、評価機関と連携して事業の普及促進に努めます。</p> <p>○県は、利用者の苦情に迅速・的確に対応できるよう、県福祉サービス運営適正化委員会の運営内容の充実を支援します。</p>
	<p>⑤障がい者に対する虐待の防止</p> <p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する虐待を防止し、障がい者の権利・利益を擁護するため、平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。 ・県には市町村相互間の連絡調整や市町村に対する情報提供等の業務を行う「山形県障がい者権利擁護センター」が、県内全ての市町村には障がい者虐待の対応窓口となる「障がい者虐待防止センター」が設置され、虐待に対する対応を行っています。 ・県は、障がい者に対する虐待を防止し、障がい者が尊厳を持って安心して暮らすことができる地域づくりの実現に向けて「山形県高齢者・障がい者虐待防止会議」を設置しています。 ・本県における各年度の障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、養護者による虐待は、それぞれ一定数発生している状況にあります。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障が

	<p>い者の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することは極めて重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者による虐待防止のための養護者に対する支援を行うため、虐待防止の周知・啓発、関係機関職員の資質向上、効果的な連携協力体制の充実を図る必要があります。 <p>[今後の取組方向]</p> <p>○県は、引き続き、障がい者に対する虐待の防止や早期発見及び権利擁護のための啓発パンフレットを作成・配布するなどの広報を通じ、県民に向けての虐待防止や通報義務の周知・啓発を行います。</p> <p>○県は、引き続き、障がい者に対する虐待の防止や権利擁護についての理解を深めるための障がい福祉サービス事業所等職員の管理者等を対象とした研修や、虐待の相談や事案に対する迅速な対応を図るための市町村担当職員を対象とした研修を行います。</p> <p>○県は、市町村等の関係機関と、障がい者に対する虐待への迅速かつ効果的な支援が行える体制づくりを進めるとともに、市町村等と連携し、虐待に関する情報を共有し、虐待を受けた障がい者等の支援の充実に努めます。</p> <p>○県は、障がい福祉サービス事業所等における虐待防止対策として、「山形県指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、虐待防止のための責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設従事者に対し研修を行う等の措置を講じるよう規定しているところであり、この措置について、福祉サービス第三者評価事業を活用し、第三者による評価を受けることを推進していきます。</p>
障がい福祉計画 令和3年 3月	記載なし

このように第三者評価に関する記載は障がい福祉計画（令和3年3月）においては記載がなくなっている。ただし、障がい者計画（令和元年8月）は現在計画期間中であるため、障がい者計画（令和元年8月）にのみその取組が生きている状況である。障がい福祉計画（令和3年3月）において第三者評価実施について記載削除した点について質問したところ、県は第5期山形県障がい福祉計画（平成30年3月）で当該事項を掲載していた「第8 指定障がい福祉サービス等に従事する者の確保又は資質

の向上のために講ずる措置等」は、事業所職員の確保または資質向上に係る項目であり、サービスの質の評価に係る当該事項は項目の内容と一致しないため削除した、とその理由を回答している。

記載する項目が無いために取組を削除するというのは本末転倒であり、施策に対しては必要に応じて項目を設定すべきものであり、削除するのは取組の必要性が減少したという論拠が必要であると考えます。

また、第三者評価を推進すべき県が県営の指定サービス事業に対して第三者評価を実施していない。取組を推進すべきと計画に謳っておきながら、自らの事業について第三者評価を実施しないのは説得力に欠ける。必要があるのであれば予算化し第三者評価を実施すべきである。

令和3年2月に県営福祉型障がい児入所施設である最上学園において令和元年度から令和2年度にかけて虐待事案が発生したことを報告している。障がい福祉計画における虐待防止の取組について以下再掲する。

【障がい福祉計画における虐待防止の取組】

(障がい者計画 P76 を抜粋)

○県は、障害福祉サービス事業所等における虐待防止対策として、「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、虐待防止のための責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設従事者に対し研修を行う等の措置を講じるよう規定しているところであり、この措置について、福祉サービス第三者評価事業を活用し、第三者による評価を受けることを推進していきます。

記載によれば虐待防止対策として、「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」における指定の基準準拠性を第三者評価により担保していくことの意義について、県はその有用性を認めているものと考えられる。しかし、実際には、最上学園を含む県営施設について第三者評価を実施せず、結果として虐待事案は発生している。実際に発生した虐待事案と第三者評価未実施という点の因果関係の有無は不明であるが、第三者評価の虐待防止の意義を認める県の考え方によれば、一定の防止効果があったはずであると捉えるのが自然である。しかし、残念ながら虐待事案は発生した。この点について、計画で推進することを記載しておきながら第三者評価を実施しないという対応方法について再考のうえ、必要な取組を確実に実施する体制を構築されたい。

なお、第三者評価を実施するためには運営事業者は金銭的負担が必要になる。そのために山形県の運営事業者の第三者評価の受審率が向上しないという側面は否めない。従って、指定の基準に準拠しているかどうかについてセルフチェックシートを県

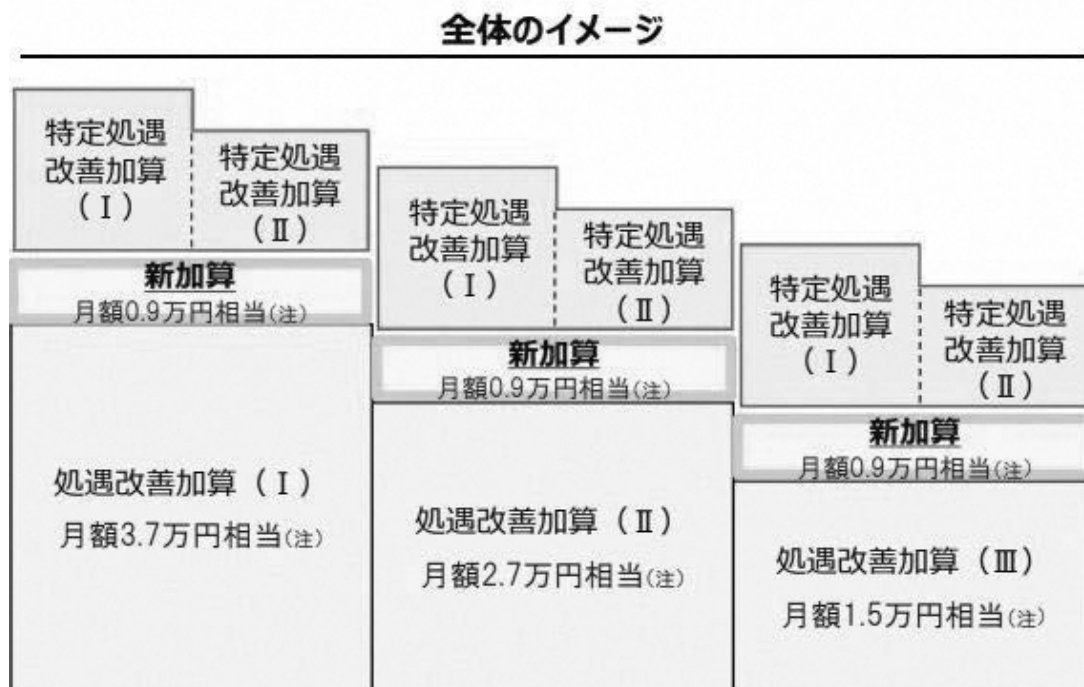
が各事業者提供し、事業者はそのセルフチェックシートを利用した自己評価を実施のうえ、県はその内容を確認するなど代替的な対応策を構築していくことを具体的な取組として実施していく工夫が必要である。宮城県などでは県ホームページから独自のセルフチェックシートを公開・配付するなどセルフチェックの充実強化への対応をしているようである。

⑥ 福祉・介護職員の改善の加算取得について【意見】

国は福祉・介護サービス量の増加とサービスレベルの向上に資するため、福祉・介護職員の人材確保、人材高度化を図る取組として、福祉・介護職員の給与等を向上させる福祉・介護職員の処遇改善にかかる加算を実施している。当該処遇改善加算は福祉サービスの報酬請求に加算されるかたちで事業者を支払われ、加算相当分はそのまま職員給与等として職員に支給されることとなる。結果として職員給与の向上が図られることで福祉・介護の人材確保につながるものである。

制度の概要は以下のとおりである。

【処遇改善加算制度等のイメージ】



(注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付)

(出所：厚労省 HP「処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の概要」)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

■対象：事業所が、①経験・技能のある障がい福祉人材、②他の障がい福祉人材、③その他の職種に配分

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。

➤処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること

➤処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

➤処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

新加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）

■対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

➤処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること

➤賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用すること

※「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」。

福祉・介護職員処遇改善加算

■対象：福祉・介護職員のみ

■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①＋②＋③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①＋②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

<キャリアパス要件>

①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

②資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること

③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

山形県の処遇改善加算の取得状況については、以下のとおりとなっている。

	県内事業所 総数	福祉・介護職員 処遇改善加算 取得事業所数	取得率（県内）	取得率（全国） ※各年度 10月現在値
平成29 年度末	1,636	1,022	62.5%	公表データなし
平成30 年度末	1,711	1,093	63.9%	79.8%
令和元年 度末	1,773	1,153	65.0%	81.8%
令和2年 度末	1,832	1,205	65.8%	83.1%
令和3年 度末	1,901	1,269	66.8%	84.4%

山形県では処遇改善加算の取得率が全国と比較して著しく低い状況となっている。

この点については障がい者計画においても以下のように課題と今後の取組方針が記載されている。

課題	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に沿って、福祉・介護職員処遇改善加算の取得を推進しているところですが、県内の事業所における、平成30年4月サービス提供分における当加算の請求率は約59%となっており、全国の請求率（約79%）と比較すると20%程度低くなっています。 ・全国的な賃金水準を見ると、障がい福祉分野が含まれる「医療・福祉」は全産業平均を下回っています。 ・福祉人材センターに寄せられる求人数が大きく増加する中、求職者数は横ばいで推移しており、福祉・介護現場での人手不足の状況が課題となっています。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内事業者に対し、福祉・介護専門職員処遇改善加算の取得を推進し、賃金水準の向上を図ります。 ○県は、求人求職情報サイト「福祉のお仕事」を活用して、求職者が具体的な就労に繋がる就職斡旋を行うとともに、有資格者のマッチングを推進します。（再掲） ○県は、福祉人材センターに配置されているキャリア専門員のハローワーク訪問、福祉関係の事業所へ就職を希望する方に対して相談を受ける巡回相談を実施するとともに、ミニ講座を実施し、福祉、介護職についての理解を深める機会を提供します。（再掲）

福祉・介護職員の処遇改善加算の取得率が低調な理由について、県は以下のとおり説明している。

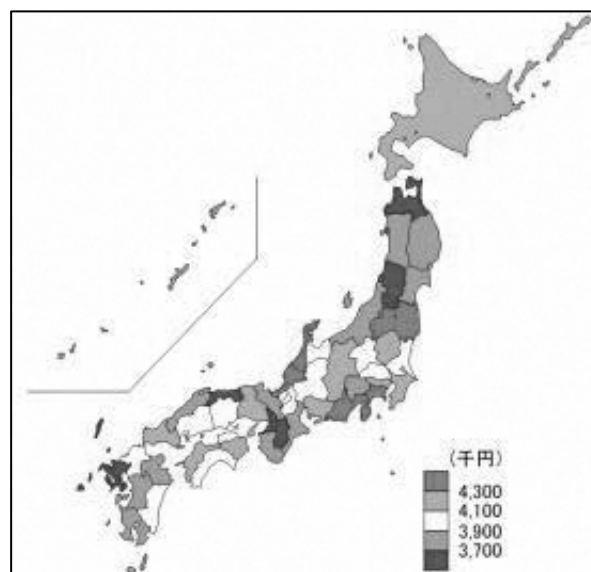
要因としては、加算を取得する事業所側で、

- ・加算を取得する以前にそもそもの賃金改善が困難と考えている
- ・加算取得後の配分が複雑と考えている

等、負のイメージの先行により加算取得の検討を先延ばしにしていることが考えられる。

これらの県の説明は、山形県独自の事情があるとは考えにくく、どの都道府県でも同様の事情であると思われる。そのため、取得率が低調な山形県独自の事情を再度調査の上、取得率向上に向けて対応されたい。山形県における職員人件費は以下のとおり公表されており、取得率の低さが低い職員人件費の要因となっている可能性もあることから、改めて調査・対応をすべきと考える。

【全国の職員1人当たり人件費】（再掲）



(出所：令和2年度 WAMリサーチレポート)

⑦ 障がい福祉計画の成果目標と活動指標との関連図について【意見】

障がい福祉計画において成果目標と活動指標の関連を示すポンチ絵が掲載されているが、相談支援体制の充実・強化等及び障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の2つについては活動指標との関連性が示されていない。実際にはこれら2つの成果目標にも活動指標が設定されていることから関連図にその状況を記載するなどして成果目標と活動との関連を明確化することで、成果目標の達成する方策として寄与するものと考えられる。この点について県は2つの成果目標について関連図から除外した理由は不明であるとのことであるため、令和5年度における次回計画策定時には留意して整理されたい。

【7つの成果目標】（再掲）

成果目標と活動指標との関連図



（資料：第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画に基づき監査人作成）

⑧ 県営3学園の民営化への検討状況について【意見】

平成23年2月の『出先機関の「見直しの方向性」について』を踏まえ、障がい児入所施設の運営のあり方について「見直し方針」を取りまとめた。内容としては、施設の運営は引き続き県営で実施することを前提として、職員の夜勤体制の見直し、発達障がい支援体制の強化のため各施設の相談部門に専門職員の配置を実施することなどが取りまとめられた。

その後、平成28年には指定管理者制度を採用していた障がい者支援施設「梓園」、「鶴峰園」、「吹浦荘」、「慈丘園」及び総合コロニー「希望が丘」並びに障がい福祉サービス事業所「ワークショップ明星園」について指定管理者である社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲しているなど、民間移譲の取組は一定程度進んでいるところである。

県営の障がい児入所施設である鳥海学園、最上学園、やまなみ学園の3学園は、平成24年3月の出先機関見直し方針以後、特段の民間移譲のための検討は実施していない。その一方で、以下のとおり全国的には障がい児入所施設は、民営が大半を占めるようになってきている。

【障がい児入所施設の状況】

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	175		10	24	49	10	8	24	17	10	29
%	100		4.4	12.2	23.9	10.6	4.4	13.3	9.4	5.6	16.1
公立公営	42	24.0	1	9	9	6	6	3	2	1	5
公立民営	15	8.6	0	4	3	1	1	1	0	0	5
民立民営	118	67.4	9	11	30	10	5	16	12	8	17
※地区別民立施設比率			90.0	45.8	71.4	58.8	41.7	80.0	85.7	88.9	63.0

(出所：令和2年度全国知的障害児入所施設実態調査報告)

全国の障がい者入所施設の70%以上が民営で運営されている実態をみると、公営で実施する意義について積極的な理由が求められる状況になってきていると思われる。

新聞報道によると最上学園の虐待事案を受け、令和3年4月に県内福祉関連の12団体から県及び県議会に対し全容解明と再発防止策を求める要望書が提出されている。要望の中には県営の3学園について民間移譲を含めた施設運営の見直しが提言されている。

県障がい福祉課ではこの提言に対して、現時点では詳細な検討は実施しておらず、県営の施設の調査などの基本的な調査のみを実施している。

この点について、3学園を訪問しヒアリングしたところによると、施設職員も民営施設の状況について視察などを実施したことがないため、運営形態による相違点などの状況を知ることはなく、公営・民営など運営形態による相違点などの状況を詳細に

把握していないということであった。

そのため、県は要望書にある民間移譲を含めた施設運営の見直しについて予算措置を含めた詳細な検討を実務的な面を踏まえて実施し、公立で実施していくことのメリット・デメリットを整理のうえ、要望書に回答すべきである。

2. 障がい福祉に関する補助金等

(1) 実施した監査手続き

障がい福祉に関する補助金等に関し、交付要綱、申請書や実績報告書ほか関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を行った。また、必要に応じて、現地施設に往査し、施設の視察、関係書類の閲覧、関係管理簿の照合、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。

(2) 監査の結果

No. 1 県立社会福祉施設運営費に関する概要

事業名	県立社会福祉施設運営費				
		予算額	国庫	その他	一般財源
予算額 (千円)	令和3年度 (当初)	261,375		204,700	56,675
	令和2年度 (当初)	384,096		57,765	326,331
	令和2年度 (最終)	408,859	15,633	55,160	338,066
事業目的	旧県立社会福祉施設の効率的・効果的な運営等を行う。				
概要	1 山形県社会福祉事業団運営費補助金 30,142千円 2 旧県立障害者支援施設等管理経費 220,856千円 3 修繕等臨時的経費 10,299千円 4 事務費 78千円				
事業主体	県				
備考	補助率、負担区分等：県 10/10				

① 旧寿海荘の解体工事に係る事前調査について【意見】

本事業費のうち、旧県立障害者支援施設等管理経費に関して、経費の大部分を占める旧寿海荘の解体工事に係る経費がアスベスト（石綿）撤去工事等の増加による工事期間延長により、令和4年度に事業が繰り越されていた。

令和3年4月当初、図面により煙突の建材への石綿使用の可能性が高いことが判明し、調査した結果石綿含有が確認され、その後、工法などの検討、アスベスト撤去工事等の増加により、工事期間が延長され、令和3年度内での工事完了が困難となったため、令和4年度に繰り越されたものである。

建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策にあたっては、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が令和2年10月7日に公布されたことで、すべての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵

守徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されている。当該法令によれば、解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認するため、下記の方法により事前調査を行う必要がある。本事業においても、当該法令に基づき石綿含有に関する調査を実施したことで煙突資材に石綿が含まれていることが判明したものとする。

【事前調査の方法】

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査

NEW

```

graph TD
    A[書面調査] --> B{現地調査}
    B -- 石綿なし --> C[石綿なし]
    B -- 石綿あり  
又は含有みなし --> D[石綿あり]
    B -- 不明 --> E[試料採取分析]
    E -- 石綿含有 --> D
    E -- 石綿非含有 --> F[石綿なし]
    
```

① 設計図書等により新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿(アスベスト)含有建材データベース等を使用した調査を行います。

② 現地で各部屋・部位の網羅的に確認します(書面調査との相違等を確認)。書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません※1。

③ 同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

※1 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

(出所：環境省「石綿飛散防止リーフレット」)

Q2. 調査は誰が行うのですか？

A2. 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。
過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。

事前調査〈工事の元請業者等が実施〉への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に事前調査結果の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。

《事前調査の流れ》

```

    graph TD
      A[書面調査] --> B{目視調査}
      B -- 石綿なし --> C[石綿なし]
      B -- 石綿あり又は含有みなし --> D[石綿あり]
      B -- 不明 --> E[分析調査]
      E -- 石綿含有 --> D
      E -- 石綿非含有 --> F[石綿なし]
  
```

大気汚染防止法 第18条の15第2項
解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

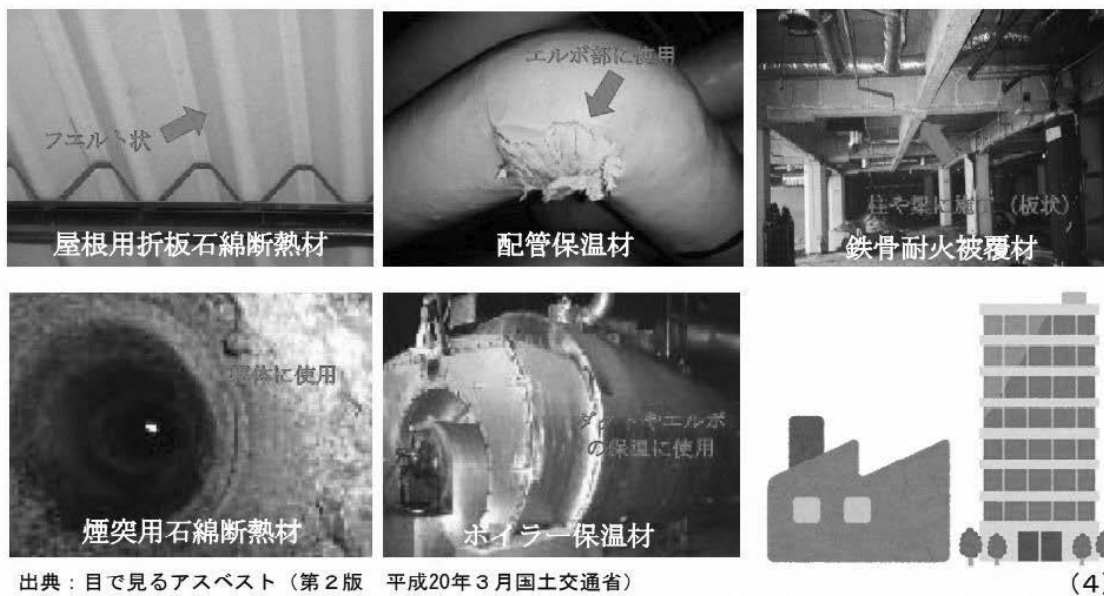
(出所：環境省「事前調査周知チラシ（発注者向け）」)

石綿の含有に関しては、調査方法にも記載されているとおり、設計図書等による書面調査や現地調査に加え、試料採取をした上で分析調査まで必要となる場合がある。ただし、環境省のホームページでは特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物として、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）が例示されており、石綿が含有している可能性が比較的高い工作物に位置づけられる。

【石綿含有可能性の高い工作物】

(2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

✓ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火(吹付石綿の代替)として使用されています。



(出所：環境省「石綿飛散防止リーフレット」)

また、事前調査はあくまで元請業者等が実施するものであるため、受注してからでないと石綿含有が判定できないのでは迅速な解体事業が行えず、今回の事業のように年度をまたいだ事業となると解体対象の施設の維持管理コスト（除草作業など）が追加で必要となる可能性もある。また、施設によっては治安上の都合で早期に解体が必要となるケースも想定される。

本工事に関しては、外部業者から寿海荘の解体に関する参考見積書を入手していたが、当該業者からの参考見積書には煙突の石綿撤去工事が含まれていなかったことで、県は煙突に石綿は含有していないものとして認識していた。ただし、既述のとおり、解体施設には煙突が設置されており、建設時期からも石綿含有可能性が高いことは専門の解体業者でなくとも推察することはできるものとする。

以上より、県有施設の解体にあたっては、外部業者の参考見積書等をうのみにすることなく、県としても構造物の種類、建設時期等から石綿含有の可能性を検討し、効率的に事業を行えるように発注体制を見直されたい。

なお、県は本工事以後、他の工事実施の際には、工事発注部局と密に情報交換しながら、設計の段階でアスベスト調査を実施した方が効率的と判断される場合には

設計業者に対し工事対象箇所の図面提供やアスベスト調査経費の予算化を行った上で調査を依頼するなどし、設計・工事が円滑・迅速に行えるよう努めているとのことである。

No. 2 移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費に関する概要

事業名	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費				
		予算額	国庫	その他	一般財源
予算額 (千円)	令和3年度 (当初)	948,184			948,184
	令和2年度 (当初)	907,983			907,983
	令和2年度 (最終)	897,122			897,122
事業目的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に経営権を移譲した施設（障がい者施設及び救護施設）のうち、障がい者施設利用者の高齢化や障がいの重度化等へ対応するための機能強化を支援するとともに、障がい者施設及び救護施設の移譲の円滑化を図るための支援を行う。				
概要	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金 948,184千円 ・経営権を移譲した障がい者施設における看護師等の追加配置や移譲先である社会福祉法人山形県社会福祉事業団による自主経営の円滑化のための支援				
事業主体	県				
備考	補助率、負担区分等：県 10/10				

② 社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対する各種支援について【意見】

県は社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に対して、「山形県社会福祉事業団運営費補助金」、「移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費」及び「山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費」として支援を実施している。

事業団は昭和39年に財団法人として設立され、以後昭和40年に社会福祉法人に移行し主に障がい福祉サービスを提供する県100%出資の法人である。事業団ホームページによると、現在県内全域において、自主経営施設として、特別養護老人ホーム4、障がい者支援施設5、障がい福祉サービス事業所1、救護施設2、指定管理施設として、養護老人ホーム2を運営するとともに、相談支援事業や共同生活援助事業など、障がい福祉サービスの利用調整や地域での生活・就業を支援するサポートセンター4か所を運営している。

その事業規模は山形県内において突出して大きく、地域の障がい福祉においてより多くのサービス提供を行うという点において、最も貢献している法人であるといえる。そ

れゆえ、その組織の安定的な運営は、山形県における安定的な障がい福祉サービスの提供に資するものである。

これを踏まえ、県が実施している「山形県社会福祉事業団運営費補助金」、「移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費」及び「山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費」の内容について以下記載する。

【山形県社会福祉事業団運営費補助金の内容】

(単位：千円)

項目	金額	補助の内容	補助の計算方法
山形県社会福祉事業団運営費補助金	30,142	平成17年度以前に採用された社会福祉法人山形県社会福祉事業団職員に対して県の職員と同等の退職手当を支給するため、県がその補填を行うこともの	事業団規程の附則規定による退職手当の額から、社会福祉施設職員等退職手当共済の規定による退職手当金の額を控除した額
計	30,142		

【移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費の内容】

(単位：千円)

項目	細目	対象施設	金額	算定の考え方等
機能強化支援	人員体制強化の支援	平成28年度移譲施設(吹浦荘、梓園、慈丘園、総合コロニー希望が丘、鶴峰園、ワークショップ明星園)	270,833	障がい者施設利用者の高齢化や障がいの重度化に対応するため、直接処遇職員の体制を強化するための支援を行う。 ・移譲施設の職員の追加配置に要する経費 (看護師13名、PT4名、OT6名、支援員28名 計51名) 期間10年間(平成28～令和7年度)
移譲円滑化支援	指定管理から自主経営への激変緩和経費	平成28年度移譲施設(吹浦荘、梓園、慈丘園、総合コロニー希望が丘、鶴峰園、ワークシ	459,185	指定管理制度から自主経営への激変緩和を図るため、自主経営初年度は、指定管理料相当の80%を支援し、10年かけて毎年度逡減する。平成27年度指定管理料及び修繕費(平成22～26年度の平均)の合計額を基本額(計918,371千円)とし、

		ヨップ明星園)		以後 10 年かけて毎年度通減。 平成 28 年度:基本額×80% 令和 3 年度:基本額×50% 令和 7 年度:基本額×10%
		令和 3 年度 移譲施設 (泉荘、みやま荘)	124,453	指定管理制度から自主経営への激変緩和を図るため、自主経営初年度は、指定管理料相当の 80%を支援し、10 年かけて毎年度通減する。 令和 2 年度指定管理料及び修繕費(平成 27~令和元年度の平均)の合計額を基本額(計 155,567 千円)とし、以後 10 年かけて毎年度通減。 令和 3 年度:基本額×80% 令和 12 年度:基本額×10%
移譲円滑化支援	当面大規模改築を行う必要がない施設の再整備時必要額の積立経費	平成 28 年度移譲施設(吹浦荘、ワークショップ明星園)	93,713	事業団に譲渡した 2 施設の再整備を確保するため、支援を行う。 対象施設の開設年から令和 2 年度(※)までの減価償却積立金相当額について、10 年かけて支援する(毎年度定額) ※令和 3 年 4 月 1 日付けで施設を無償譲渡 ①吹浦荘(平成 6 年度移転新築) ②ワークショップ明星園(平成 7 年度開設)
計			948,184	

【山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費の内容】

(単位:千円)

項目	金額	内容
山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費	728,963	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲した障がい者施設(山形県梓園)の大規模改築に要する経費への支援を行う。
計	728,963	

上記の 3 種類の支援は大まかに、

- ・施設管理運営委託の終了に伴い、当時在籍していた事業団職員について、従前の退

職金規定から不利益変更とならないよう、国の通知に基づき、その原資を県から事業団に支援するもの

- ・移譲施設の運営に伴う人事、財務双方における機能強化及び施設更新のため支援するもの
- ・移譲施設の大規模改築を支援するもの

となっており、令和3年度予算ベースで1,707百万円である。補助対象施設及び対象人数が多いことから、支援金額も多額になっている。

支援を受ける事業団の財務情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サービス活動収益	6,912	7,195	6,914
サービス活動費用	6,592	6,891	6,631
サービス活動増減差額	320	304	283
建物（基本財産）	4,393	4,421	5,677
国庫補助金等特別積立金	3,411	3,506	4,771
その他の積立金	1,176	1,728	1,736
次期繰越活動増減差額	2,335	2,091	2,372
正味運転資本（流動資産－流動負債）	1,325	1,154	1,511

(出所：事業団決算書)

事業団の決算の状況を見てみると、民間事業でいうところの売上にあたるサービス活動事業収益から費用に当たるサービス活動費用を差し引いた利益に当たるサービス活動増減差額は令和3年度に283百万円となっている。

加えて、これまでの利益の積み上げにあたる次期繰越活動増減差額は、2,372百万円、正味運転資本は1,511百万円となっている。これらの金額は増加している。

この状況を鑑みると、事業内容は悪くなくむしろ良いといえる。しかし、この決算内容には上記の県からの支援が含まれており、それを差し引いた場合には現状より悪化する。少なくとも人件費支援である運営費補助金30百万円と機能強化支援271百万円をマイナスするとサービス活動増減差額は△18百万円となり、赤字となる。

結果として県からの支援により、赤字から黒字となっている状況のように見受けられる。

なお、県は事業団への支援は事前の工程表をもとに算定しており、あらかじめ定められた金額を内定額として支援を実施している。

従って、事業団においては、将来の経営に際して県からの補助額は内定しており、その補助額を前提に将来の一定期間にわたって事業運営することができる。

平成 26 年 12 月における事業団への支援額（運営費補助金を除く）は以下のとおり見込まれていた。

【事業団への支援額（運営費補助金を除く）】 (単位：百万円)

	激変緩和補助金 (指定管理料実績+修繕費過去5 年平均)	施設整備補助金 (4施設は改築費、他は減価償却 費相当額)	機能強化補助金	計
梓園	421	1,023	454	1,898
鶴峰園	404	1,617	287	2,308
慈丘園	212	(合築、上記に含む)	399	611
吹浦荘	287	674	90	1,052
希望が丘	2,594	5,341	1,281	9,216
明星園	214	151	133	497
小計	4,133	8,806	2,644	15,582
泉荘	399	744	220	1,363
みやま荘	349	562	220	1,131
小計	748	1,305	440	2,494
合計	4,881	10,111	3,084	18,076

(出所：県提供資料)

人件費支援である機能強化補助金について、合計 3,084 百万円の支援が見込まれており、これらは結果として事業団の黒字計上に寄与することとなった。

一方で、県内の社会福祉施設が国・県からの補助を受ける際の応募・採択実績は以下のとおりとなっている。

【社会福祉施設整備補助金採択実績】

年度	採択実績	応募件数
令和 3 年度	2 件 (いずれも創設)	14 件
令和 2 年度	1 件 (創設)	12 件
令和元年度	2 件 (創設)	9 件
平成 30 年度	2 件 (創設)	20 件
平成 29 年度	2 件 (改築 1 件、創設 1 件)	20 件

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

このような厳しい採択実績の中では、施設整備の先送りや自己負担による整備などの対応を余儀なくされている法人が多くを占めているものと思われる。

これに対して事業団に対する補助は、運営費交付金、施設管理、修繕、移譲施設機能強化、施設整備支援と多岐にわたり、一般の法人への補助とは異なり際立って手厚い状況である。もちろん、その補助の必要性が高い為に十分な支援を実施しているという理由があるのは当然である。

しかしながら、移譲施設のすべてについて補助を実施し、加えて事前内定による

補助額支給を実施する場合には、結果として赤字補填となりうる補助をあらかじめ支給するという状況を招きかねない。

一般論として赤字補填ということであれば、赤字になった際にその理由を明確化しその部分について補助するという方法が本来の補助金の事後清算の趣旨に合致する。加えて、事前内定による補助額支給により赤字決算が黒字化するようなことがあれば、一見して黒字経営にもかかわらず、その内情は赤字経営であるという点で、経営状況を見誤る可能性があることから、経営責任を明確化する意味でも望ましいこととは思われない。

従って、事業団に対する各種補助についても、その支援総額が合計 180 億円と多額であることから、事前内定による補助額支給ではなく、その都度事業団の置かれた状況を把握しながら支援することが、厳しい一般の法人への補助金採択状況を踏まえて必要ではないかと考える。事業団は冒頭に記載のとおり、山形県において突出した事業規模を誇る法人である。従って、その経営に不安が生じるような場合には県が支援をすることは一定の合理性があるからこそ、その支援の考え方について一考されたい。

No. 3 山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費に関する概要

事業名	山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	728,963		583,000	145,963
	令和2年度 (当初)	203,797		162,900	40,897
	令和2年度 (最終)	114,085		91,200	22,885
事業目的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲した障がい者施設の大規模改築に要する経費への支援を行う。				
概要	1 山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費補助金 728,863千円 ・山形県梓園の改築経費への支援 2 事務費 100千円				
事業主体	県				
備考	補助率、負担区分等 : 県 10/10				

監査の結果、検出事項なし。

No. 4 こども医療療育センター運営費に関する概要

事業名	こども医療療育センター運営費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	432,053	25,866	312,800	93,387
	令和2年度 (当初)	309,917	19,607	204,747	85,563
	令和2年度 (最終)	339,020	30,996	204,160	103,864
事業目的	<p>「医療型障がい児入所施設」及び「医療型児童発達支援センター」は、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。</p> <p>なお、「医療型障がい児入所施設」には、対象児童の年齢や障がい程度等に応じ効果的な治療、訓練等を行うために、親子入所部門を設けている。</p> <p>「福祉型児童発達支援センター」は、発達障がい児等、コミュニケーションに障がいのある幼児を保護者の下から通わせて、指導訓練を行うことを目的とする。</p>				
概要	<p>こども医療療育センター（医療型障がい児入所施設・医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センター）</p> <p>1 定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型障がい児入所施設 60人 (うち親子入所部門 2人) ・医療型児童発達支援センター 30人 ・福祉型児童発達支援センター 30人 <p>2 入所・通園児数（令和3年3月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型障がい児入所施設 35人 (契約児童 33人・措置児童 2人) (うち親子入所部門 0人) ・医療型児童発達支援センター 18人 ・福祉型児童発達支援センター 19人 				
事業主体	県				
根拠法令等	<p>児童福祉法</p> <p>障害者総合支援法</p>				

監査の結果、検出事項なし。

No. 5 こども医療療育センター庄内支所運営費に関する概要

事業名	こども医療療育センター庄内支所運営費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	50,358		30,949	19,409
	令和2年度 (当初)	27,705		10,664	17,041
	令和2年度 (最終)	30,483		14,144	16,339
事業目的	庄内地域の障がい児向けリハビリ訓練等の拠点として、通院による診療及び訓練を行う。				
概要	1 外来部門 整形外科、内科、小児科、歯科				
事業主体	県				
根拠法令等	児童福祉法 障害者総合支援法				

監査の結果、検出事項なし。

No. 6 最上学園、やまなみ学園、鳥海学園運営費に関する概要

事業名	最上学園、やまなみ学園、鳥海学園（福祉型障がい児入所施設）運営費					
予算額 （千円）		予算額	国庫	その他	一般財源	
	令和3年度 （当初）	101,088	17,062	5,807	78,219	
	令和2年度 （当初）	105,217	17,136	7,450	80,631	
	令和2年度 （最終）	101,418	16,461	4,914	80,043	
事業目的	主として、知的障がいのある児童を入所させて、独立自活に必要な知識技能を身に付けるための訓練を行う。					
概要	最上学園	予算額	国庫	その他	一般財源	
	令和3年度（当初）	32,490	5,166	2,038	25,286	
	令和2年度（当初）	34,369	5,993	3,410	24,966	
	令和2年度（最終）	33,477	5,910	2,103	25,464	
	やまなみ学園	予算額	国庫	その他	一般財源	
	令和3年度（当初）	35,837	7,054	2,610	26,173	
	令和2年度（当初）	36,773	6,240	2,789	27,744	
	令和2年度（最終）	35,549	5,900	1,943	27,706	
	鳥海学園	予算額	国庫	その他	一般財源	
	令和3年度（当初）	32,761	4,842	1,159	26,760	
	令和2年度（当初）	34,075	4,903	1,251	27,921	
	令和2年度（最終）	32,392	4,651	868	26,873	
	施設名	定員	入所児童数（令和3年3月1日現在）			
	最上学園	30人	20人（契約児童18人・措置児童2人）			
	やまなみ学園	30人	17人（契約児童11人・措置児童6人）			
	鳥海学園	30人	15人（契約児童9人・措置児童6人）			
	事業主体	県				
	根拠法令等	児童福祉法、障害者総合支援法				

監査の結果、検出事項なし。

No. 7 山形県障がい者計画等推進事業費に関する概要

事業名	山形県障がい者計画等推進事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	560			560
	令和2年度 (当初)	560			560
	令和2年度 (最終)	560			560
事業目的	障害者基本法第11条に基づく「第5次山形県障がい者計画（R元～R5）」、障害者総合支援法第89条に基づく「第6期山形県障がい福祉計画（R3～R5）」及び児童福祉法第33条の22に基づく「第2期山形県障がい児福祉計画（R3～R5）」の推進				
概要	山形県障がい者施策推進協議会の開催 ・上記計画の推進等 ・回数：2回				
事業主体	県				
根拠法令等	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、山形県障がい者施策推進協議会条例				

③ 山形県障がい者施策推進協議会の未開催について【指摘】

山形県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」とする。）は、以下のとおり障害者基本法第36条により設置が義務付けられた合議機関である。

【障がい者施策推進協議会の位置づけ】

～障害者基本法第三十六条第一項～

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関

相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

障がい者計画は平成 30 年度に策定されており、これに先立ち協議会は平成 30 年 7 月、10 月、平成 31 年 1 月の計 3 回（幹事会を除く）開催されている。

障がい者計画は障がい者施策として最上位計画に位置づけられる計画であり、その計画策定・進行管理に関与する協議会の重要性は高い。

ただし、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、協議会は開催されていない。また令和 4 年度も同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、協議会の開催予定はないとのことである。加えて協議会構成員に対しての特段の障がい福祉施策の情報提供も実施していない。

協議会は障害者基本法第 36 条第 1 項第 2 号における施策の推進についての調査審議、施策の実施状況を監視することが求められており、協議会が責務を果たすために県は最低限の情報提供、情報共有はすべきである。すなわち協議会はオンライン形式か、それが不可能であれば、協議に必要な資料を提供の上書面協議という形式で開催するなど工夫をして最低限の情報提供、情報共有を図るべきである。

障がい者計画の進行管理が充分でない現状を踏まえると、山形県においては必要な調査審議及び監視するための前提となる情報を協議会に提供出来ておらず、結果として協議会は障害者基本法第 36 条第 1 項第 2 号の責務を果たしているとは言えない状況となっている。

No. 8 社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設）に関する概要

事業名	社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設）				
		予算額	国庫	その他	一般財源
予算額 (千円)	令和 3 年度 (当初)	101,615	67,743	27,000	6,872
	令和 2 年度 (当初)	131,381	87,587	43,000	794
	令和 2 年度 (最終)	134,621	89,747	43,700	1,174
事業目的	社会福祉法人等が行う障がい福祉サービス事業所等の創設や老朽施設の改修、スプリンクラー等設備設置等に要する費用に対して補助を行い、施設利用者の処遇の向上を図る。				

概 要	<p>障がい福祉サービス事業等を行うために、施設の創設や既存建物の大規模修繕等の整備を行う場合の費用を助成する。</p> <p>【整備内容】 創設、増築、改築、大規模修繕、スプリンクラー設備等整備等</p> <p>【補助対象】 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人等</p> <p>【負担割合】 国 1/2、県 1/4、実施主体 1/4（補助率 3/4）</p> <p>令和3年度 障がい福祉サービス事業所の整備計画 創 設 2件（生活介護1、多機能型1）</p>
事業主体	社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人等
根拠法令等	次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」

監査の結果、検出事項なし。

No. 9 障害者総合支援法施行事務費に関する概要

事業名	障害者総合支援法施行事務費				
予算額		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	26,204	22,900		3,304
	令和2年度 (当初)	5,395	2,174		3,221
	令和2年度 (最終)	5,395	2,174		3,221
事業目的	障害者総合支援法施行に係る事務費				

概 要	<p>1 支給決定プロセスで必要とされる研修の開催 (251 千円) (1) 障がい支援区分の認定調査を行う認定調査員の研修 (2) 二次判定を行う市町村審査会の委員の研修 (3) 市町村審査会で用いる医師意見書を作成する主治医の研修 負担割合：国 1/2、県 1/2</p> <p>2 県不服審査会の開催 (86 千円) 障がい者が市町村による支給決定に不服を申し立てた場合に不服審査会を開催する。負担割合：県 10/10</p> <p>3 障がい者相談支援従事者研修等の実施 (3,305 千円) 障がい者相談支援従事者研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修、強度行動障がい支援者養成研修を実施。 負担割合：国 1/2、県 1/2</p> <p>4 障がい福祉サービス提供事業者の指定事務及び事業所管理システム年間保守費用等 (958 千円) 負担割合：県 10/10</p> <p>5 障がい福祉分野の ICT 導入支援 (21,604 千円) コロナ対策及び生産性向上を兼ね備えた支援を実施。 負担割合：国 1/2、県 1/2</p>
事業主体	県
根拠法令等	障害者総合支援法

監査の結果、検出事項なし。

No. 10 補装具給付費、介護・訓練等給付費に関する概要

事業名	補装具給付費				
		予算額	国庫	その他	一般財源
予算額 (千円)	令和3年度 (当初)	55,150			55,150
	令和2年度 (当初)	55,073			55,073
	令和2年度 (最終)	61,939			61,939

事業目的	<p>(1) 身体的欠損や機能障がいを補うための補装具（義眼、義肢、補聴器、車椅子等）の購入、修理または貸与に要する費用の支給のための扶助費</p> <p>(2) 上記（1）の補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する言語習得の健全な発達を支援するための補助</p>
概要	<p>(1) 補装具費 54,212 千円（国庫 1/2）</p> <p>① 対象者 障がい者及び障がい児</p> <p>ア 障がい者 身体障がい者の身体的欠損または機能の障がいを補い、職業活動や日常生活の助長を図るため、補装具費の支給を行う。</p> <p>イ 障がい児 身体に障がいのある児童が、将来社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、補装具費の支給を行う。</p> <p>② 交付内容 補装具の交付及び修理等として、市町村が支払う補装具費の支給に対し、県は費用の 1/4 を負担する。</p> <p>(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費（938 千円）</p> <p>① 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に居住する 18 歳未満の児童であって、両耳の聴力レベルが概ね 30dB 以上 70dB 未満で身体障害者手帳の交付対象とならない者 ・ 補聴器の装用が必要と医師に診断された者等 <p>② 交付内容 基準額の範囲内で購入費用(※)の 1/3 (県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3)</p> <p>※ 補聴器（本体及び付属品）の新規購入費用及び耐用年数（5 年）経過後の更新の際の補聴器購入費用が対象。修理費は対象外</p>
事業主体	市町村
根拠法令等	<p>(1) 障害者総合支援法第 76 条、第 94 条第 1 項第 2 号</p> <p>(2) については、県単独事業</p>

事業名	介護・訓練等給付費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和 3 年度 (当初)	5,120,243			5,120,243

	令和2年度 (当初)	4,948,902			4,948,902																								
	令和2年度 (最終)	4,999,444			4,999,444																								
事業目的	障害者総合支援法に基づき、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、市町村が支弁する障害福祉サービス費を負担するもの。																												
概要	<p>1 介護・訓練等給付費（4,940,668 千円）（国庫1/2） 市町村が支払う障がい福祉サービスに係る介護給付及び訓練等給付を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>障がい福祉サービス名</th> <th>種別</th> <th>障がい福祉サービス名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">介護給付</td> <td>居宅介護</td> <td rowspan="8">訓練等給付</td> <td>自立訓練（機能・生活）</td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護</td> <td>就労移行支援</td> </tr> <tr> <td>同行援護</td> <td>就労継続支援A型</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>就労継続支援B型</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者等包括支援</td> <td>就労定着支援</td> </tr> <tr> <td>療養介護</td> <td>自立生活援助</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設入所支援</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					種別	障がい福祉サービス名	種別	障がい福祉サービス名	介護給付	居宅介護	訓練等給付	自立訓練（機能・生活）	重度訪問介護	就労移行支援	同行援護	就労継続支援A型	行動援護	就労継続支援B型	重度障がい者等包括支援	就労定着支援	療養介護	自立生活援助	生活介護	共同生活援助	短期入所		施設入所支援	
	種別	障がい福祉サービス名	種別	障がい福祉サービス名																									
	介護給付	居宅介護	訓練等給付	自立訓練（機能・生活）																									
		重度訪問介護		就労移行支援																									
		同行援護		就労継続支援A型																									
		行動援護		就労継続支援B型																									
		重度障がい者等包括支援		就労定着支援																									
		療養介護		自立生活援助																									
		生活介護		共同生活援助																									
		短期入所																											
施設入所支援																													
<p>2 相談支援等給付費（89,113 千円）（国庫1/2） 対象者：支給決定障がい者等 対象経費：上記対象者より相談を受け、相談支援事業者がサービス利用の計画を作成した経費</p>																													
<p>3 補足等給付費（90,432 千円）（国庫1/2） ア. 特定障がい者特別給付費 入所施設等における補足給付（入所施設利用者の食費・光熱水費の負担軽減措置） イ. 高額障がい福祉サービス費 同一世帯に障がい福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、高額障がい福祉サービス費を支給する</p>																													
<p>4 やむを得ない事由による措置費（30 千円）（国庫1/2） 市町村が行う行政措置に要する経費</p>																													

事業主体	市町村
根拠法令等	障害者総合支援法第94条第1項第1号

④ 障がい福祉サービス費等県費負担基本金額算出表の一部確認について【意見】

当該事業は、山形県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱に基づき、①障がい福祉サービス費等、②相談支援給付費等、③補装具費、④高額障害福祉サービス等給付費、⑤やむを得ない事由による措置について、県の負担する基準額を算定し、市町村からの対象経費の申請額と比較し、基準額の範囲内で給付を行うものである。

この点、交付要綱の所定の手続きについて、各総合支庁では、平成20年8月29日付け行改第38号「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施について（通知）」に基づく別紙参考第6号様式の「事務執行チェックシート」を用いながら、滞りなく手続きがされているように見受けられる。

なお、当該交付要綱第7の申請時、第9の実績報告時において、市町村へ添付を求めている交付要綱別紙様式2別添1（1）【障害福祉サービス費等県費負担基本金額算出表】の内訳を示す、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等の基準額内訳」を各総合支庁にて確認し、当該基準額の算定の確認をしているものと考えられるが、このうち、「f欄 給付率」の確認証跡が見受けられなかった。

当該「f欄 給付率」の確認については、令和3年10月4日付け厚生労働省事務連絡「令和3年度障害者自立支援給付費負担金の所要額調書の提出について」及び、令和3年10月7日付け山形県障がい福祉課事務連絡「令和3年度障がい者自立支援給付費負担金の所要調書の提出について（依頼）」において、当該給付率についての注意喚起がされており、間違いやすいポイントであると考えられる。

市町村からの対象経費の申請額が、当該交付要綱に基づき算定した基準額に満たない場合、市町村への給付金額を誤るおそれは低いものの、対象経費の申請額が当該基準額を上回る場合には、基準額が上限額として設定されることから、市町村への給付金額を誤るおそれがあり、より注意し確認すべき事項である。

従って、当該給付率の算定の妥当性について、対象となる資料を入手し確認し現状の「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等の基準額内訳」に確認した証跡を付すように検討されたい。また、「事務執行チェックシート」においても、当該注意喚起されている内容について、確認すべきポイントを記載するなど検討されたい。

⑤ 山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出期限等について【指摘】

山形県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱第9実績報告において、山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出を翌年度の4月20日までに各市町村に

求めている。

しかしながら、最上総合支庁管轄の金山町の1件のみ、提出が4月21日と提出期限を超えているものが発見された。なお、市町村からの提出が遅れる場合には、当該交付要綱第11により、知事の承認を受けるのが適切な対応であるが、知事の承認は受けていなかった。

当該1件の提出期限の遅延による実質的な弊害は軽微なものと考えられるが、交付要綱において、明確な提出期限が定められ、かつ、例外的な対応も記載されていることから、交付要綱に沿った適切な対応が求められる。

No. 11 心身障がい者扶養共済実施費に関する概要

事業名	心身障がい者扶養共済実施費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	231,781	40,666	149,879	41,236
	令和2年度 (当初)	231,339	40,668	149,401	41,270
	令和2年度 (最終)	229,379	40,668	147,489	41,222
事業目的	障がい児(者)の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中一定額の掛け金を納付することにより、保護者が死亡(または高度障がい)したときに、残された障がい児(者)に終身一定額の年金を支給し、障がい児(者)の生活の安定を図るとともに、将来に対し保護者が抱く不安の軽減を図る。				

概 要	1 加入資格 県内に住所を置き、障がい児（者）を扶養する 65 歳未満の者											
	2 対象となる障がい児（者） ① 知的障がい者 ② 身体障がい者（障がい程度が等級表 1 級から 3 級までの者） ③ 永続的な障がいを有し、①または②と同程度の者											
	3 年金額 月額 20,000 円（2 口加入者は月額 40,000 円）											
	4 弔慰金 加入期間 1 年以上で、障がい児（者）が加入者より先に死亡した場合、一時金として加入期間に応じて弔慰金を支給する。（2 口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 年以上 ～5 年未満</th> <th>5 年以上 ～20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者</td> <td>30,000 円</td> <td>75,000 円</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者</td> <td>50,000 円</td> <td>125,000 円</td> <td>250,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		1 年以上 ～5 年未満	5 年以上 ～20 年未満	20 年以上	平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	30,000 円	75,000 円	150,000 円	平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	50,000 円	125,000 円
	1 年以上 ～5 年未満	5 年以上 ～20 年未満	20 年以上									
平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	30,000 円	75,000 円	150,000 円									
平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	50,000 円	125,000 円	250,000 円									
5 脱退一時金 加入期間 5 年以上の加入者が脱退または加入口数の減少（2 口加入者がそのうち 1 口やめる）した場合、加入期間に応じて脱退一時金を支給する。（2 口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>5 年以上 ～10 年未満</th> <th>10 年以上 ～20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者</td> <td>45,000 円</td> <td>75,000 円</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者</td> <td>75,000 円</td> <td>125,000 円</td> <td>250,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		5 年以上 ～10 年未満	10 年以上 ～20 年未満	20 年以上	平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	45,000 円	75,000 円	150,000 円	平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	75,000 円	125,000 円	250,000 円
	5 年以上 ～10 年未満	10 年以上 ～20 年未満	20 年以上									
平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	45,000 円	75,000 円	150,000 円									
平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	75,000 円	125,000 円	250,000 円									
事業主体	県											
根拠法令等	山形県心身障がい者扶養共済制度条例											

監査の結果、検出事項なし。

No. 12 特別障害者手当等支給事業費に関する概要

事業名	特別障害者手当等支給事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	75,864	55,890		19,974
	令和2年度 (当初)	75,291	55,460		19,831
	令和2年度 (最終)	79,708	58,767		20,941
事業目的	精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度障がい児・者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図る。				
概要	<p>1 特別障害者手当 58,584千円(国3/4)</p> <p>(1) 対象者 精神または身体に重度の障がいをするために日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方。</p> <p>(2) 手当月額 令和3年4月～ 27,350円</p> <p>2 障害児福祉手当 15,223千円(国3/4)</p> <p>(1) 対象者 精神または身体に重度の障がいをするために日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方。</p> <p>(2) 手当月額 令和3年4月～ 14,880円</p> <p>3 福祉手当(経過措置分) 714千円(国3/4)</p> <p>(1) 対象者 20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方。</p> <p>(2) 手当月額 障害児福祉手当に同じ。</p> <p>※受給資格者、扶養義務者の前年の所得に応じ、支給制限あり。</p> <p>4 事務費及び審査医師報酬 1,343千円</p>				
事業主体	県、市				
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律				

監査の結果、検出事項なし。

No. 13 児童保護費に関する概要

事業名	児童保護費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	1,022,609	42,541		980,068
	令和2年度 (当初)	954,488	39,577	818	914,093
	令和2年度 (最終)	1,012,247	50,693		961,554
事業目的	障がい児入所支援に要する県の給付費及び入所措置した児童の保護に要する経費の支弁をするもの。また、障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置については市町村が実施主体であるが、その費用の1/4を県が負担するもの。				
概要	<p>1 県が入所給付決定した児童等がサービスの提供を受けた場合に、これに係る費用について給付費を支給する。</p> <p>2 親の不在等により施設とサービス利用契約のできない障がい児につき、県が入所措置した児童の保護に要する経費を支弁する。</p> <p>3 県立障がい児施設に係る児童等の給付費及び保護費は、県立施設運営費において別途計上しているが、障害児入所医療費については、県立施設入所児童分も、本事業費において予算措置している。</p> <p>4 市町村が支弁する障害児通所給付費、障害児相談支援給付費及びやむを得ない事由による措置のうち、1/4を県が負担する。</p> <p>【負担区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児入所支援 国1/2、県1/2 ・障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置 国1/2、県1/4、市町村1/4 				
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児入所支援 県 ・障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置 市町村 				
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児入所支援：児童福祉法第24条の2、第27条及び第50条 ・障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置：児童福祉法第21条の5の3、第21条の6、第24条の26及び第55条 				

監査の結果、検出事項なし。

No. 14 自立支援医療給付費に関する概要

事業名	自立支援医療給付費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	1,870,305	795,097		1,075,208
	令和2年度 (当初)	1,826,235	794,569		1,031,666
	令和2年度 (最終)	1,871,635	794,569		1,077,066
事業目的	障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な次の医療に要する経費を支給する。				
概要	<p>1 医療費の公費負担</p> <p>(1) 育成医療 国1/2 県1/4 市町村1/4 障がい児(身体に障がいのあるものに限る。)の健全な育成を図るため、当該障がい児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療</p> <p>(2) 更生医療 国1/2 県1/4 市町村1/4 身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対し行われるその更生のために必要な医療</p> <p>(3) 精神通院医療 国1/2 県1/2 精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し当該精神障がい者が病院または診療所へ入院することなく行われる精神障がいの医療</p> <p>(4) 療養介護医療 国1/2 県1/4 市町村1/4 主として昼間に、医療と常時介護を要する障がい者に対し医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助のうち医療に係るもの</p> <p>2 公費負担医療費の審査支払、受給者証の交付に要する事務経費</p>				
事業主体	1(3)、2は県 1(1)、(2)、(4)は市町村				
根拠法令等	障害者総合支援法				

監査の結果、検出事項なし。

No. 15 重度心身障がい（児）者医療給付事業費に関する概要

事業名		重度心身障がい（児）者医療給付事業費																															
予 算 額 （千円）		予算額		国庫	その他	一般財源																											
	令和3年度 （当初）	1,082,780				1,082,780																											
	令和2年度 （当初）	1,069,440				1,069,440																											
	令和2年度 （最終）	1,117,572				1,117,572																											
事業目的	重度心身障がい（児）者の保険診療に係る自己負担額について市町村が助成する事業に要する経費に対して補助する。																																
概 要	<p>1 対象者 市町村民税所得割の額が23万5千円未満で、かつ次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1、2級所持者 ・ 療育手帳A所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・ 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給権者 等 <p>2 給付方法</p> <p>(1) 原則として現物給付</p> <p>(2) 所得税課税者及びその被扶養者の一部負担金額は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院、外来、訪問看護 医療費の1割（負担上限額設定） ・ 入院時食事療養に係る標準負担額 460円/食 <p>(3) 所得税非課税者及びその被扶養者の一部負担金額は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時食事療養に係る標準負担額 460円/食 <p>3 重度心身障がい（児）者医療の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> <th>H 3 0</th> <th>R 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成医療費 ※（千円）</td> <td>2,426,672</td> <td>2,376,324</td> <td>2,319,501</td> <td>2,285,056</td> <td>2,204,775</td> <td>2,201,712</td> </tr> <tr> <td>受診件数 （件）</td> <td>585,879</td> <td>591,503</td> <td>591,866</td> <td>580,582</td> <td>575,064</td> <td>572,893</td> </tr> <tr> <td>受給対象者数 （人）</td> <td>21,903</td> <td>21,665</td> <td>21,214</td> <td>20,949</td> <td>22,521</td> <td>22,041</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県及び市町村の助成医療費。事務費等は除く。</p> <p>4 補助率・負担区分 県1/2、市町村1/2</p>					年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	助成医療費 ※（千円）	2,426,672	2,376,324	2,319,501	2,285,056	2,204,775	2,201,712	受診件数 （件）	585,879	591,503	591,866	580,582	575,064	572,893	受給対象者数 （人）	21,903	21,665	21,214	20,949	22,521	22,041
年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1																											
助成医療費 ※（千円）	2,426,672	2,376,324	2,319,501	2,285,056	2,204,775	2,201,712																											
受診件数 （件）	585,879	591,503	591,866	580,582	575,064	572,893																											
受給対象者数 （人）	21,903	21,665	21,214	20,949	22,521	22,041																											
事業主体	市町村																																

根拠法令等	山形県医療給付事業補助金交付規程
-------	------------------

監査の結果、検出事項なし。

No. 16 発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費に関する概要

事業名	発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費				
予 算 額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	3,500		3,500	
	令和2年度 (当初)	3,500		3,500	
	令和2年度 (最終)	3,500		3,500	
事業目的	発達障がい児(者)の専門外来を有する庄内地域の医療機関に、医師の診察前後の家族支援や心理判定等を行うコメディカルを配置することにより、地域における発達障がい者等に対する支援体制の充実を図る。				
概要	<p>1 実施主体等 山形県発達障がい者支援協力医療機関(鶴岡協立病院/小児科)への業務委託により実施する。</p> <p>2 事業内容 業務委託先医療機関(小児科)に、コメディカル(公認心理師等)1人を配置し、担当医師の診察前後の家族支援や心理判定などを行う。</p> <p>3 財源 繰入金(地域医療介護総合確保基金)</p>				
事業主体	県(業務委託)				
根拠法令等	発達障害者支援法 山形県庄内地域発達障がい者支援体制機能強化事業実施要綱				

⑥ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その1)【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

令和元年度の包括外部監査でも意見として記載されているが、県は、「補助金等に

係る事務の適正な執行について」(平成20年3月26日付け財第271号総務部長通知)において、実績報告に係る審査を徹底するため現地調査または報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認することを各部局に求めている。

現地調査を実施している場合は、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったか、調査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、また上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であると考えます。

県は、令和元年度の包括外部監査で意見した事項に対して、その措置として令和4年度に全庁的に事例紹介をしているため、監査対象である令和3年度においては対応が図られていなかったものと考えますが、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 17 発達障がい者支援体制整備事業費に関する概要

事業名	発達障がい者支援体制整備事業費				
		予算額	国庫	その他	一般財源
予算額 (千円)	令和3年度 (当初)	21,674	1,261	18,050	1,182
	令和2年度 (当初)	14,601	1,210	12,180	1,211
	令和2年度 (最終)	11,468	1,183	9,079	1,206
事業目的	発達障害者支援法に規定する発達障がい者について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を推進し、もって発達障がい者の福祉の向上を図る。				

<p>概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県発達障がい者支援施策推進委員会の開催 発達障がい者の早期発見、就労支援、支援者の養成等について協議し、発達障がい者の支援施策などの推進を図る。 2 圏域における理解促進事業 各圏域ごとに発達障がい者のライフステージに応じた支援体制のネットワークを構築するための会議や、理解促進と支援技術向上のための研修を行う。 3 発達障がい者地域支援マネジャー 発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネジャー（会計年度任用職員）を配置し、発達障がい者の支援強化を図る。 4 発達障がい児の二次障がい防止支援体制強化事業 （早期からの親子サポート事業） 各圏域の児童発達支援事業所等に事業を委託し、発達障がい児の家族や保育所への相談支援、やまがたサポートファイルの書き方講座やペアレントメンターの派遣を通じた家族支援の強化を図る。 5 発達障がい児（者）家族支援強化事業 発達障がい児（者）への切れ目ない支援のための「やまがたサポートファイル」の普及啓発と、先輩保護者として発達障がい児の保護者への相談支援を行うペアレントメンターを養成し、家族支援体制を強化する。 6 発達障がい児地域診療体制確保事業 地域の身近な医療機関で発達障がいに関する適切な診療・助言等を受けられるよう「かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修会」を開催する。 7 ICTを活用した発達障がい早期地域コンサルティング事業 県内4地域の医療機関に公認心理師を配置し、発達検査と支援方法のアドバイスを行い、地域での早期支援につなげる。 ※発達障がい者支援センターの運営は、地域生活支援事業費で対応 ※1・2・3・5・6 国1/2 県1/2 4・7 繰入金（地域医療介護総合確保基金）
<p>事業主体</p>	<p>県（4と7の一部は業務委託）</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>発達障害者支援法 地域生活支援事業実施要綱、地域生活支援促進事業実施要綱</p>

⑦ 現地調査要領・チェックリストの活用について（その2）【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出し

た様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 18 精神保健福祉法施行事務費に関する概要

事業名	精神保健福祉法施行事務費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	11,292			11,292
	令和2年度 (当初)	10,698			10,698
	令和2年度 (最終)	10,859			10,859
事業目的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に係る事務費				

概 要	<p>1 精神科病院の实地指導検査（20病院）</p> <p>（1）診査医会議</p> <p>（2）措置入院者、医療保護入院者及び任意入院者の实地診察、事務指導</p> <p>2 精神医療審査会（委員22名）</p> <p>（1）措置入院者定期病状報告書の審査</p> <p>（2）医療保護入院者の入院届及び定期病状報告書の審査</p> <p>（3）入院者等からの退院請求等に関する審査</p> <p>（4）精神医療審査会報告書料の支払い（2,150円／件）</p> <p>3 精神保健福祉審議会（委員14名）</p> <p>4 連絡調整・会議 精神保健指定医会議等</p> <p>5 措置入院関係</p> <p>（1）精神保健診察及び入院命令</p> <p>（2）措置入院に伴う費用徴収</p> <p>（3）仮退院の許可及び措置解除</p> <p>6 その他</p> <p>（1）精神保健関係団体の育成 県精神保健福祉協会、県精神保健福祉会連合会等</p> <p>（2）第58回県精神保健福祉大会（主催：県精神保健福祉協会）</p> <p>（3）精神保健福祉業務電算システムの運用保守</p> <p>※ 予算額は、上記の事業実施に伴う医師、委員等報酬を除く</p>
事業主体	県
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

監査の結果、検出事項なし。

No. 19 精神保健福祉センター運営費に関する概要

事業名	精神保健福祉センター運営費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	15,663	242	683	14,783
	令和2年度 (当初)	20,653	247	683	19,723
	令和2年度 (最終)	21,799		684	20,868
事業目的	精神保健福祉に関する総合技術センターとしての精神保健福祉センターの運営に要する経費				
概要	1 保健所等関係機関に対する技術支援及び技術指導 2 精神保健福祉関係職員に対する教育研修 3 精神保健福祉に関する知識の普及、啓発 4 精神保健に関する調査研究 5 複雑困難な精神保健相談への対応 6 関係団体の育成、指導 7 山形県小白川庁舎の管理				
事業主体	県(精神保健福祉センター)				
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条 精神保健福祉センター運営要領				

監査の結果は、後述「県立障がい関連施設の往査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 20 精神保健福祉センター事業費に関する概要

事業名	精神保健福祉センター事業費												
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源								
	令和3年度 (当初)	1,708	266	70	1,372								
	令和2年度 (当初)	1,804	280	83	1,441								
	令和2年度 (最終)	1,470	280	83	1,107								
事業目的	精神保健福祉に関する相談指導のうち、複雑または困難な相談指導を行う。												
概要	<p>1 特定相談指導事業 国1/3、県2/3 アルコール中毒等の酒害及び思春期精神保健に関する相談及び普及・啓発を行う。</p> <p>【特定相談件数（思春期精神保健、アルコール関連問題）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>思春期精神保健</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>アルコール関連問題</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 デイケア事業 精神発達の途上にある思春期の青少年に対し、生活指導、創作活動等を行うことにより、社会適応力の増進を図る。</p> <p>3 社会復帰促進事業 国1/3、県2/3 精神障がい者が自立して地域で生活するための就労への支援のために、対象者の相談指導や関係者への研修等を行う。</p> <p>注) 予算額は、特定相談指導事業に係る報酬、検査委託料及び精神保健福祉センター嘱託医報酬を除く。(補助率、負担区分等)</p>					令和元年度	相談件数	思春期精神保健	76	アルコール関連問題	172	計	248
令和元年度	相談件数												
思春期精神保健	76												
アルコール関連問題	172												
計	248												
事業主体	県(精神保健福祉センター)												
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条 精神保健福祉センター運営要領 精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領												

監査の結果は、後述「県立障がい関連施設の往査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 21 精神科救急医療システム整備事業費に関する概要

事業名	精神科救急医療システム整備事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	52,818	26,233		26,585
	令和2年度 (当初)	52,836	26,981		25,855
	令和2年度 (最終)	52,837	26,251		26,586
事業目的	<p>緊急な医療を必要とする精神障がい者等のため、休日・夜間を含む診療応需体制及び空床の確保等による受入医療機関を整備するとともに、適切な医療機関へのアクセスの手段を持たない精神障がい者について医療機関への移送体制の整備や、救急医療相談窓口となる精神科救急情報センターの運営による精神科救急医療システムを構築する。</p>				
概要	<p>1 連絡調整委員会の運営 199千円 (国庫1/2)</p> <p>2 移送体制の整備 66千円 (国庫1/2)</p> <p>3 精神科救急医療施設運営業務委託 42,705千円 (国庫1/2)</p> <p>(休日) 23,000円/日</p> <p>(夜間) 25,300円/日</p> <p>(空床確保料) 12,400円/日</p> <p><u>精神科救急医療施設 (県内9精神科病院)</u></p> <p><村山ブロック></p> <p>山形さくら町病院 (一部の月で置賜ブロックと兼任)</p> <p>かみのやま病院</p> <p>若宮病院 (一部の月で置賜ブロックと兼任)</p> <p>秋野病院</p> <p><置賜ブロック> <庄内・最上ブロック></p> <p>佐藤病院 県立こころの医療センター</p> <p>米沢こころの病院</p> <p>吉川記念病院</p> <p>公立置賜総合病院</p> <p>4 精神科救急情報センターの運営 9,848千円 (国庫1/2)</p>				
事業主体	県				

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神科救急医療体制整備事業実施要綱
-------	--

監査の結果、検出事項なし。

No. 22 精神障がい者地域生活移行支援事業費に関する概要

事業名	精神障がい者地域生活移行支援事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	3,589	682	2,224	683
	令和2年度 (当初)	3,589	682	2,224	683
	令和2年度 (最終)	2,736	682	1,840	214
事業目的	入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療を目指すことになり、今後、長期入院者等の退院に向けた取り組みの強化が求められることから、退院促進、退院後の地域生活の継続を目的とした事業を展開する。				

概要	<p>1 精神障がい者地域移行推進会議等の開催 514 千円 (国庫 1/2) 圏域ごと及び県域において保健、医療、福祉の関係者が精神障がい者の地域移行に関する地域課題の共有と地域移行の促進のための取組みに関する協議を行い、精神障がい者の退院促進と地域への定着に向けた意識醸成を行うとともに、具体的な取組を実施する。</p> <p>(1) 精神障がい者地域移行推進会議 (2) 山形県精神障がい者地域移行推進チーム会議</p> <p>2 地域援助事業者退院支援委員会参画促進事業 432 千円 (地域医療介護総合確保基金 10/10) 精神科医療機関の院内委員会において、入院中の精神障がい者の退院支援に関わる相談支援事業所等の参画促進を図るため、委員会への参画で発生する経費に対し助成を行う。</p> <p>3 精神障がい者相談体制支援事業 1,792 千円 (地域医療介護総合確保基金 10/10) 精神科病院を退院した精神障がい者の地域生活を継続させ、再入院を防ぐための相談支援体制の強化及び日中活動の場確保を行う。</p> <p>(1) 相談支援事業所等向けの個別相談会の実施 (集団 2 回及び随時) (2) 精神疾患に特化した研修会の開催 (4 圏域)</p> <p>4 精神障がい者理解促進啓発事業 851 千円 (国庫 1/2) 一般県民及び精神障がい者家族の精神疾患に対する理解を深め、精神障がい者の地域生活への円滑な移行に資するため、精神障がいに関する正しい知識の普及に関する講演会、研修会を開催するとともに、精神障がい者の作品展示を県内各地で開催する。</p> <p>(1) 心のフェスティバル開催 (県内一円。講演会は村山地区開催) (2) 精神疾患理解促進研修会</p>
事業主体	県
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

⑧ 現地調査要領・チェックリストの活用について (その3) 【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出し

た様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 23 地域生活支援事業費に関する概要

事業名	地域生活支援事業費				
		予算額	国庫	その他	一般財源
予算額 (千円)	令和3年度 (当初)	170,789	21,583	1,792	147,414
	令和2年度 (当初)	172,009	21,448	1,773	148,788
	令和2年度 (最終)	153,383	14,135	1,773	137,475
事業目的	障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行うとともに、市町村が実施する地域生活支援事業に要する経費を補助する。				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○県地域生活支援事業 1～34 44,757千円(国庫1/2) 県地域生活支援事業 35～36 1,143千円(県単) ○市町村地域生活支援事業への補助金 37 124,889千円 <p>1 発達障がい者支援センター運営事業(3,658千円) 「山形県発達障がい者支援センター」(平成17年10月開所、こども医療療育センター内)に専任職員を配置するなどして、発達障がい者の相談・援助を行うとともに、発達障がいを正しく理解してもらうための研修会や講演会などを開催する。</p> <p>2 高次脳機能障がい支援普及事業(12,568千円) 「山形県高次脳機能障がい者支援センター」に専任コーディネーターを配置し、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの支援手法に関する研修などを行う。</p> <p>(1)「山形県高次脳機能障がい者支援センター」</p>				

	<ul style="list-style-type: none"> ・国立病院機構山形病院（平成 20 年 12 月開所、山形市）への委託事業 ・平成 24 年度から、社会復帰トレーニング事業として、若年の高次脳機能障がい者を対象に社会的自立を目指し、日中活動の場、社会復帰訓練の場を提供しグループワークを通じた社会復帰トレーニングを行う。 <p>(2)「山形県庄内高次脳機能障がい者支援センター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡協立リハビリテーション病院（平成 23 年 7 月開所、鶴岡市）への委託事業 <p>3 手話通訳者養成研修事業（1,800 千円）</p> <p>聴覚障がい者の意思疎通支援の手段を確保するため、手話通訳者養成講座、通訳者登録試験、資質向上研修を実施し、手話通訳者を養成する。</p> <p>4 手話通訳者養成研修事業（奉仕員ステップアップ研修事業）（150 千円）</p> <p>手話奉仕員ステップアップ研修を行い、奉仕員の知識と技術の向上を図る。</p> <p>5 通訳者等現任研修会開催事業（60 千円）</p> <p>手話通訳、要約筆記及び盲ろう者向け通訳・介助の現任研修会を開催する。</p> <p>※聴覚障害者情報提供施設事業費から平成 30 年度に移行</p> <p>6 手話通訳者指導者養成事業（837 千円）</p> <p>手話通訳者養成研修の講師を担う人材を養成するため、手話通訳者を全国団体が実施する指導者養成研修会に派遣する。</p> <p>※聴覚障害者情報提供施設事業費から平成 30 年度に移行</p> <p>7 要約筆記者養成研修事業（526 千円）</p> <p>中途失聴者等の聴覚障がい者の意思疎通支援の手段を確保するため、要約筆記者養成講座を開催し、要約筆記者を養成する。</p> <p>8 要約筆記者登録試験実施事業（243 千円）</p> <p>要約筆記者養成講座の修了者等を対象に、「全国统一要約筆記者認定試験」を実施し、合格者を要約筆記者として登録する。</p> <p>9 要約筆記者指導者養成事業（319 千円）</p> <p>要約筆記者養成講座において、指導者として講師を務めることができる人材を養成するため、全国団体が実施する指導者養成研修会へ通訳者を派遣する。</p> <p>10 失語症向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業（59 千円）</p>
--	--

	<p>失語症者向け意思疎通支援者を養成する指導者となる者を、国が実施する指導者養成研修へ派遣する。</p> <p>11 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座開催事業（850 千円） 聴覚障がい及び視覚障がいを併せ持つ盲ろう者の意思疎通の手段を確保するため、養成講座を開催し、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。</p> <p>12 盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成事業（99 千円） 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座において、指導者として講師を務めることができる人材を養成するため、全国団体が実施する指導者養成研修会へ通訳者を派遣する。</p> <p>13 団体行事に対する要約筆記者等派遣事業（510 千円） 全県規模の集会及び会議などに対し、要約筆記者や要約筆記奉仕員を派遣する。</p> <p>14 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（2,487 千円） 盲ろう者の意思疎通の手段を確保するため、通訳・介助員を派遣する。</p> <p>15 相談支援体制整備事業（381 千円） 相談支援に関する相談支援推進員を設置し、地域におけるネットワークを構築するとともに、相談支援体制の整備を推進する。</p> <p>16 身体・知的障害者相談員活動強化事業（3,567 千円） 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に対し、情報提供や相談対応能力等の向上のための研修会等を実施する。</p> <p>17 音声機能障害者発声訓練事業（248 千円） 音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。</p> <p>18 音声機能障害者発声訓練事業・発声訓練指導者養成事業（27 千円） 音声機能発声訓練を行う指導者を養成するため、全国研修へ参加する。</p> <p>19 オストメイト社会適応訓練事業（192 千円） ストマ用装具装着者に対し、装具の使用方法について正しい知識を付与する講習会を開催する。</p> <p>20 手話通訳者設置事業（事業費）（221 千円） 設置している手話通訳者の派遣旅費及び通訳者の派遣調整を行うための事務費。</p> <p>21 字幕入り映像ライブラリー等整備事業（457 千円） 聴覚障がい者への情報提供を目的として、字幕を挿入したD</p>
--	---

	<p>VD等を購入する。</p> <p>22 字幕入り動画制作事業 (104 千円) 聴覚障がい者への情報提供を目的として、災害対策や地元情報等について、字幕を挿入したDVD等を制作する。</p> <p>23 点字による即時情報ネットワーク事業 (350 千円) 新聞などの最新情報をインターネット通信システムで受け取り、視覚障がい者に対し点字物等として迅速に提供する。</p> <p>24 社会参加推進センター運営事業 (4,310 千円) 障がい者の幅広い相談に応じる窓口「障がい者 110 番」の運営等を行う。</p> <p>25 点訳・朗読奉仕員養成事業 (520 千円) 視覚障がい者のための点字図書及び録音図書などを作成する点訳奉仕員、朗読奉仕員、音訳校正ボランティア及び音訳編集ボランティアを養成するとともに、資質向上のための研修会を開催する。</p> <p>26 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (4,117 千円) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 (令和 3 年度 三重県開催) への出場選手選考会としての競技別大会、レクリエーション大会等を開催する。</p> <p>【令和 3 年度山形県障がい者スポーツ大会】※令和 3 年 4 月時点の計画</p> <p>・競技別大会</p> <table border="0"> <tr> <td>陸上</td> <td>5 月 15 日 (土)</td> <td>山形県総合運動公園</td> </tr> <tr> <td>水泳</td> <td>5 月 23 日 (日)</td> <td>山形県総合運動公園</td> </tr> <tr> <td>アーチェリー</td> <td>5 月 16 日 (日)</td> <td>山形県リハビリセンター</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>5 月 22 日 (土)</td> <td>山形県総合運動公園</td> </tr> <tr> <td>フライングディスク</td> <td>6 月 5 日 (土)</td> <td>山形県総合運動公園</td> </tr> <tr> <td>ボッチャ</td> <td>6 月 12 日 (土)</td> <td>山形県総合運動公園</td> </tr> <tr> <td>バレーボール (精神)</td> <td>10 月 16 日 (土)</td> <td>上山市体育文化センター</td> </tr> </table> <p>・レクリエーション大会</p> <table border="0"> <tr> <td>身体障がい者大会</td> <td>9 月 11 日 (土)</td> <td>山形県総合運動公園</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者大会</td> <td>9 月 30 日 (木)</td> <td>山形県総合運動公園</td> </tr> </table>	陸上	5 月 15 日 (土)	山形県総合運動公園	水泳	5 月 23 日 (日)	山形県総合運動公園	アーチェリー	5 月 16 日 (日)	山形県リハビリセンター	卓球	5 月 22 日 (土)	山形県総合運動公園	フライングディスク	6 月 5 日 (土)	山形県総合運動公園	ボッチャ	6 月 12 日 (土)	山形県総合運動公園	バレーボール (精神)	10 月 16 日 (土)	上山市体育文化センター	身体障がい者大会	9 月 11 日 (土)	山形県総合運動公園	知的障がい者大会	9 月 30 日 (木)	山形県総合運動公園
陸上	5 月 15 日 (土)	山形県総合運動公園																										
水泳	5 月 23 日 (日)	山形県総合運動公園																										
アーチェリー	5 月 16 日 (日)	山形県リハビリセンター																										
卓球	5 月 22 日 (土)	山形県総合運動公園																										
フライングディスク	6 月 5 日 (土)	山形県総合運動公園																										
ボッチャ	6 月 12 日 (土)	山形県総合運動公園																										
バレーボール (精神)	10 月 16 日 (土)	上山市体育文化センター																										
身体障がい者大会	9 月 11 日 (土)	山形県総合運動公園																										
知的障がい者大会	9 月 30 日 (木)	山形県総合運動公園																										

<p>・地区レクリエーションの集い</p>		
村山地区	11月6日(土)	上山市南部体育館
最上地区	10月30日(土)	戸沢村中央公民館
置賜地区	11月7日(日)	小国町町民総合体育館
庄内地区	未定	庄内町総合体育館
<p>27 心の輪を広げる障がい者理解促進事業 (286 千円) 障がい者に対する理解を深めるとともに、障害者週間の啓発を図るため、体験作文及びポスターを募集し、入賞者の表彰を行う。</p>		
<p>28 身体障がい者補助犬育成事業 (1,830 千円) 身体障がい者補助犬を使用することによって社会参加が促進されると見込まれる者に対し補助犬を給付する。</p>		
<p>29 パソコンボランティア養成・派遣事業 (2,907 千円) 障がい者のパソコン使用に際し、サポートを行うパソコンボランティアを養成するとともに、障がい者の要望に応じ派遣を行う。</p>		
<p>30 中途失明者緊急生活訓練事業 (91 千円) 中途失明者に対し、家庭生活等に必要な訓練、点字指導等を行うとともに、福祉制度や日常生活用具に関する情報提供を行う。</p>		
<p>31 視覚障がい者生活訓練事業 (300 千円) 視覚障がい者が、社会・家庭生活を営むために必要な一般教養、健康管理、調理及び家事等について、講習会を開催する。</p>		
<p>32 聴覚障がい者生活訓練事業 (110 千円) 聴覚障がい者が社会・家庭生活を営むために必要な意思疎通の方法等の講習会を開催する。</p>		
<p>33 パソコン利用促進事業 (273 千円) 聴覚障がい者を対象としてそれぞれの障がいの特性に応じた I T 講習会を開催する。</p>		
<p>34 パソコン利用促進事業 (300 千円) 視覚障がい者を対象としてそれぞれの障がいの特性に応じた I T 講習会を開催する。</p>		
<p>(以上 補助率、負担区分等：国 1/2、県 1/2)</p>		
<p>35 障がい児等療育支援事業 (952 千円) 県こども医療療育センターの専門性を活かし、在宅の障がい児</p>		

	<p>(者) 及びその家族に対し療育指導、相談支援などを行う。</p> <p>36 県自立支援協議会事業 (191 千円) 圏域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議 の場として自立支援協議会を設置する。 (以上 県事業)</p> <p>37 市町村地域生活支援事業費補助 (124,889 千円) 障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができ るよう、地域の特性や利用者の状況に応じ市町村が実施する地 域生活支援事業等(市町村事業費 財源内訳:国1/2、県1/4、 市町村1/4) に対し、事業に要する経費を補助する。 (以上 補助率、負担区分等: 県 10/10)</p>
事業主体	県
根拠法令等	障害者総合支援法 地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援促進事業実施要綱

監査の結果、検出事項なし。

No. 24 障害者就業・生活支援センター事業費に関する概要

事業名	障害者就業・生活支援センター事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	27,272	13,635		13,637
	令和2年度 (当初)	27,272	13,635		13,637
	令和2年度 (最終)	27,098	11,824		15,274
事業目的	「障害者就業・生活支援センター」に専任職員を配置し、障がい者の職業生活における自立を促進するため、就職を希望する障がい者、または在職中の障がい者に対し、雇用及び福祉の関係機関と連携して、就業面及び就業に必要な生活習慣を身につけることや体調管理、金銭管理等の日常生活面での助言指導など一体的な支援を行う。				

概 要	<p>山形労働局との共同業務委託事業として実施する。 (国1/2・県1/2)</p> <p>1 委託先：社会福祉法人山形県社会福祉事業団 ・ 置賜障害者就業・生活支援センター（長井市）平成14年5月開所 ・ 庄内障害者就業・生活支援センター（酒田市）平成18年4月開所</p> <p>2 委託先：社会福祉法人友愛の里 ・ 最上障害者就業・生活支援センター（新庄市）平成23年4月開所</p> <p>3 委託先：社会福祉法人山形県コロニー協会 ・ 村山障害者就業・生活支援センター（山形市）令和2年4月開所※</p> <p>※平成17年7月～令和2年3月まで社会福祉法人山形県社会福祉事業団が運営主体として実施していたが、令和2年4月から変更。</p>
事業主体	県（委託）
根拠法令等	<p>障害者雇用促進法 障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について（厚生労働省通知） 障害者総合支援法 地域生活支援事業等実施要綱 地域生活支援促進事業実施要綱</p>

⑨ 現地調査要領・チェックリストの活用について（その4）【意見】

本事業費に関して、業務完了報告書（添付書類含む）と支出関係書類等を検査時に確認しているが、業務受託者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 25 障がい者スポーツ育成事業費に関する概要

事業名		障がい者スポーツ育成事業費			
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	9,598			9,598
	令和2年度 (当初)	9,346			9,346
	令和2年度 (最終)	2,677			2,677
事業目的	全国障害者スポーツ大会への山形県選手団派遣事業などを行う。				
概要	第21回全国障害者スポーツ大会山形県選手団派遣 9,598千円(県10/10) 大会に派遣する本県選手・役員の選考推薦、派遣手続き及び大会期間中の引率など ・会期 令和3年10月23日(土)～10月25日(月) ・派遣先 三重県 ・派遣期間 令和3年10月21日(木)～10月26日(火)まで(5泊6日) ・派遣人数 選手26人(個人競技)、役員25人 計51人				
事業主体	県(委託)				
根拠法令等	スポーツ基本法 全国障害者スポーツ大会について(H10厚生省担当部長通知) など				

⑩ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その5)【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 26 障がい者スポーツによる共生社会推進事業費に関する概要

事業名	障がい者スポーツによる共生社会推進事業費				
予 算 額 (千 円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	9,809	4,904		4,905
	令和2年度 (当初)	10,938	5,448		5,490
	令和2年度 (最終)	9,289	4,624		4,665
事業目的	障がい者スポーツを通じた障がいのある人とない人の交流機会を創出し、障がい者に対する県民の理解を深め、障がい者スポーツにおける競技力の向上や普及振興を図り、障がい者の自立と社会参加を促進する。				

<p>概要</p>	<p>1 障がい者スポーツ団体への補助 9,559 千円（国 1/2、県 1/2）</p> <p>(1) 交流機会の創出・障がい者スポーツ振興・選手の発掘</p> <p>① 関係団体との情報交換・選手の情報収集</p> <p>② 各種障がい者スポーツの出前教室の実施、指導員派遣</p> <p>③ 障がい者スポーツの専用サイトによる県民への障がい者スポーツの情報発信</p> <p>④ 交流機会の創出・障がい者スポーツ普及・選手の発掘のためのアドバイザーの配置</p> <p>(2) 選手サポート体制の構築・選手による社会貢献</p> <p>① 障がい者スポーツ指導員等の養成</p> <p>② 全国大会を目指す選手へのトレーニングの実施</p> <p>③ 全国大会出場・強化合宿等の支援</p> <p>④ 障がい者スポーツ指導強化・社会貢献支援専任職員の配置</p> <p>(3) 全国競技団体とのコーディネート・共生社会好事例集発信</p> <p>① 県内選手と全国競技団体とのコーディネート</p> <p>② スポーツコーディネーターの設置・共生社会好事例集発信等</p> <p>※ 障がい者スポーツボランティア活動の推進については、障がいのある人もない人も共生する社会づくり事業費に計上(126 千円)</p> <p>※ パラリンピック等で活躍が期待される選手への専門的支援、障がい者アスリート支援専任職員の配置、選手への競技活動支援については、パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費に計上 (9,068 千円)</p> <p>※ 上記事業（障がい者スポーツ団体への補助 9,559 千円、障がいのある人もない人も共生する社会づくり事業の一部 126 千円、パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業 9,068 千円）は山形県障がい者スポーツ普及振興事業費補助金としてまとめて障がい者スポーツ団体に交付</p> <p>2 山形県障がい者スポーツ競技力向上等検討委員会の設置・運営 250 千円（国 1/2、県 1/2）</p> <p>(1) 検討委員会における競技力向上の方策の検討</p>
<p>事業主体</p>	<p>県（障がい者スポーツ団体に対する補助等）</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>スポーツ基本法 山形県障がい者スポーツ普及振興事業費補助金交付要綱</p>

監査の結果、検出事項なし。

No. 27 パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費に関する概要

事業名	パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費				
予算額 (千円)		予算額			
			国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	9,068	4,534		4,534
	令和2年度 (当初)	9,068	4,534		4,534
令和2年度 (最終)	8,468	4,234		4,234	
事業目的	パラリンピック等を契機として、障がい者スポーツへの関心を高め、競技人口の拡大・選手層の充実・本県選手の更なる活躍という障がい者スポーツ振興の好循環を生み出し、障がい者の社会参加及び障がいに対する県民理解を促進するため、選手への支援を強化する。				
概要	1 障がい者スポーツ団体への補助 9,068千円 (国1/2 県1/2) (1) 選手への競技活動支援 (3,600千円) パラリンピック等で活躍が期待される選手の競技力向上を図るため、国際・国内大会出場や日常トレーニングなどの競技活動に係る経費の一部を助成(選手の競技レベルに応じて年間10~60万円の助成上限を設定) (2) スポーツ医・科学による重点支援 (5,468千円) ・選手の基礎的能力の向上のため、専門家と連携して日常的に選手を支援する障がい者アスリート支援専任職員の配置 ・選手のニーズに応じ、スポーツ医・科学(栄養、心理、コンディショニング等)の専門家による個別的指導・支援				
事業主体	県(障がい者スポーツ団体に対する補助)				
根拠法令等	山形県障がい者スポーツ普及振興事業費補助金交付要綱				

監査の結果、検出事項なし。

No. 28 身体障がい者保養所運営費(東紅苑)に関する概要

事業名	身体障がい者保養所運営費(東紅苑)				
予算額 (千円)		予算額			
			国庫	その他	一般財源
令和3年度 (当初)	36,715				36,715

	令和2年度 (当初)	32,980			32,980																																																	
	令和2度 (最終)	44,045			44,045																																																	
事業目的	身体障がい者及びその家族に機能回復、健康の増進、レクリエーションの場として低廉な料金でサービスを提供し、福祉の向上に寄与する。																																																					
概要	指定管理者制度導入施設として、(福)山形県身体障害者福祉協会へ業務委託している。																																																					
	1 施設概要																																																					
	(1) 名称 山形県身体障がい者保養所 東紅苑																																																					
	(2) 指定管理者 (福)山形県身体障害者福祉協会																																																					
	(3) 宿泊定員 36人(客室11室)																																																					
	(4) 設置場所 東根市温泉町二丁目16-1																																																					
	2 東紅苑利用者の推移																																																					
	単位：人																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>7,148</td> <td>7,537</td> <td>6,930</td> <td>6,297</td> <td>6,033</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1,600</td> <td>1,759</td> <td>1,845</td> <td>1,657</td> <td>1,731</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,748</td> <td>9,296</td> <td>8,775</td> <td>7,954</td> <td>7,764</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>5,365</td> <td>4,590</td> <td>4,245</td> <td>3,864</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1,398</td> <td>1,135</td> <td>1,256</td> <td>1,194</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,763</td> <td>5,725</td> <td>5,501</td> <td>5,058</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年度	H23	H24	H25	H26	H27	宿泊	7,148	7,537	6,930	6,297	6,033	休憩	1,600	1,759	1,845	1,657	1,731	合計	8,748	9,296	8,775	7,954	7,764	年度	H28	H29	H30	R1		宿泊	5,365	4,590	4,245	3,864		休憩	1,398	1,135	1,256	1,194		合計	6,763	5,725	5,501	5,058	
	年度	H23	H24	H25	H26	H27																																																
宿泊	7,148	7,537	6,930	6,297	6,033																																																	
休憩	1,600	1,759	1,845	1,657	1,731																																																	
合計	8,748	9,296	8,775	7,954	7,764																																																	
年度	H28	H29	H30	R1																																																		
宿泊	5,365	4,590	4,245	3,864																																																		
休憩	1,398	1,135	1,256	1,194																																																		
合計	6,763	5,725	5,501	5,058																																																		
3 運営費 指定管理料(委託料)令和3年度予算 36,715千円(県単)																																																						
4 特記事項 新型コロナウイルス感染症の影響により利用客が激減しており、収入に大きな影響が出ている。令和2年度分については、指定管理料の再算定を行い、増額した。																																																						
事業主体	県																																																					
根拠法令等	山形県身体障がい者保養所条例																																																					

監査の結果は、後述「社会福祉法人等に対する指導監査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 29 点字図書館運営費に関する概要

事業名	点字図書館運営費						
予 算 額 (千円)		予算額			国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	30,936	11,558		19,378		
	令和2年度 (当初)	31,042	11,446		19,596		
	令和2年度 (最終)	31,297	11,558		19,739		
事業目的	視聴覚障がい者情報提供施設として、視覚障がい者の教養と文化の向上に資し、もって視覚障がい者の福祉の増進に寄与する。						

概 要	<p>指定管理者制度導入施設として、(福)山形県身体障害者福祉協会へ業務委託している。</p>																																		
	<p>1 施設概要</p>																																		
	<p>(1) 名 称 山形県立点字図書館</p>																																		
	<p>(2) 所 在 地 山形市十日町一丁目6番6号</p>																																		
	<p>(3) 設置主体 県</p>																																		
	<p>(4) 開 館 昭和53年5月1日</p>																																		
	<p>2 利用状況</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="3">蔵 書 数</th> </tr> <tr> <th>点字図書</th> <th>録音図書</th> <th>CD録音図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>22,755</td> <td>31,501</td> <td>4,033</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>23,234</td> <td>31,676</td> <td>4,192</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>23,672</td> <td>31,852</td> <td>4,376</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>24,013</td> <td>32,021</td> <td>4,547</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>24,361</td> <td>32,022</td> <td>4,703</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>24,754</td> <td>32,023</td> <td>4,850</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	蔵 書 数			点字図書	録音図書	CD録音図書	26	22,755	31,501	4,033	27	23,234	31,676	4,192	28	23,672	31,852	4,376	29	24,013	32,021	4,547	30	24,361	32,022	4,703	1	24,754	32,023	4,850
	年 度	蔵 書 数																																	
		点字図書	録音図書	CD録音図書																															
26	22,755	31,501	4,033																																
27	23,234	31,676	4,192																																
28	23,672	31,852	4,376																																
29	24,013	32,021	4,547																																
30	24,361	32,022	4,703																																
1	24,754	32,023	4,850																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="3">貸 出 数</th> </tr> <tr> <th>点字図書</th> <th>録音図書</th> <th>CD録音図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>2,376</td> <td>10,053</td> <td>3,904</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>2,376</td> <td>9,806</td> <td>4,237</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,701</td> <td>8,087</td> <td>4,812</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>1,769</td> <td>6,374</td> <td>5,405</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>1,682</td> <td>5,159</td> <td>5,792</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1,598</td> <td>3,203</td> <td>5,878</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	貸 出 数			点字図書	録音図書	CD録音図書	26	2,376	10,053	3,904	27	2,376	9,806	4,237	28	1,701	8,087	4,812	29	1,769	6,374	5,405	30	1,682	5,159	5,792	1	1,598	3,203	5,878	
年 度	貸 出 数																																		
	点字図書	録音図書	CD録音図書																																
26	2,376	10,053	3,904																																
27	2,376	9,806	4,237																																
28	1,701	8,087	4,812																																
29	1,769	6,374	5,405																																
30	1,682	5,159	5,792																																
1	1,598	3,203	5,878																																
<p>3 運営事業</p>																																			
<p>(1) 人件費 (正職員5人、臨時職員2人)</p>																																			
<p>(2) 管理運営費 (維持管理)</p>																																			
<p>(3) 点字情報提供促進事業</p>																																			
<p>① サピエネット活用事業</p>																																			
<p>② 点字図書普及事業</p>																																			
<p>③ ボランティア支援事業</p>																																			
<p>④ OA化推進事業</p>																																			

	4 運営費 指定管理料（委託料）令和3年度予算 30,534千円（国庫1/2） 電気料（村山保健所へ配当替） 402千円（国庫1/2）
事業主体	県
根拠法令等	身体障害者福祉法第28条第1項及び同法第34条 山形県立点字図書館条例

監査の結果は、後述「社会福祉法人等に対する指導監査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 30 障がい者福祉ホーム運営費（ふれあいの家）に関する概要

事業名	障がい者福祉ホーム運営費（ふれあいの家）				
予算額 （千円）		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 （当初）	13,349	6,674		6,675
	令和2年度 （当初）	12,815	6,407		6,408
	令和2年度 （最終）	12,815	4,075		8,740
事業目的	障がい者の地域生活を支援するため、福祉ホーム「県立ふれあいの家」の管理運営を行う。				
概要	<p>指定管理者制度導入施設として、（福）山形県身体障害者福祉協会へ業務委託している。</p> <p>1 施設概要 (1) 名称 福祉ホーム 県立ふれあいの家 (2) 入居定員 20人 (3) 施設の場所 山形市長町二丁目10-20</p> <p>2 運営費 指定管理料（委託料）令和3年度予算 13,210千円（国庫1/2） 土地借用料 139千円（国庫1/2）</p>				
事業主体	県				
根拠法令等	障害者総合支援法 山形県立ふれあいの家条例				

監査の結果は、後述「社会福祉法人等に対する指導監査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 31 障がい者就労支援事業費に関する概要

事業名	障がい者就労支援事業費				
予算額		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	8,233	3,014		5,219
	令和2年度 (当初)	8,569	3,182		5,387
	令和2年度 (最終)	7,280	2,538		4,742
事業目的	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、第四期山形県工賃向上計画に基づく方策により、就労継続支援B型事業所等の工賃の向上を図る。				

<p>概 要</p>	<p>1 福祉系専門コンサルタントによるビジネスモデル創出支援事業 3,202 千円 (国 1/2・県 1/2) 福祉系専門コンサルタントを活用したスキルアップ研修会の開催及び新たなビジネスモデルの創出・実現に向けた個別指導を行う。</p> <p>2 工賃向上コーディネーターによる実行支援事業 2,691 千円 (国 1/2・県 1/2) 工賃向上の計画実行に必要な支援が受けられる公的機関や取引が可能と考えられる民間企業などの紹介や取次ぎ等を行う。</p> <p>3 障がい福祉施設商品開発・改良支援事業 2,203 千円 (県 10/10) 福祉系専門コンサルタントや工賃向上コーディネーターによる指導・助言を受けた事業所を対象に、商品開発・改良等に必要な備品購入等に対する補助を行う。 補助率：1/2、補助金限度額：500 千円</p> <p>4 障がい者施設商品の販売促進の場・機会の提供支援 137 千円 (国 1/2・県 1/2) コンビニエンスストア駐車場で開催する販売会の開催や、県庁舎内での販売機会を提供する。</p> <p>5 障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進 優先調達方針を策定し、障がい者就労施設等の物品及び役務の優先調達を推進する。</p>
<p>事業主体</p>	<p>県 (一部委託)</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>障害者総合支援法 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 (厚生労働省通知) 第四期山形県工賃向上計画 工賃向上計画支援等事業の実施について (厚生労働省通知) 地域生活支援促進事業実施要綱 障害者優先調達推進法</p>

監査の結果、検出事項なし。

3. 県立障がい関連施設の往査

(1) 実施した監査手続き

現地施設に往査し、施設の視察、関係書類（支出伺・支出票、入札等執行書類、公金等管理台帳、収入調定表及び附属書類等）の閲覧、照合、担当者への質問、分析、その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

(2) 監査の結果

① （最上学園）再発防止策検討会議における検討結果及び再発防止強化の追加的対応のプレスリリースについて【意見】

新聞報道によると、県では、最上学園の虐待事案を受けて、その再発防止に資するため、再発防止策検討会議を令和3年7月から10月まで計4回開催のうえ、令和3年12月に会議における検討結果及び再発防止強化の追加的な対応を公表した。

新聞報道の内容には、既に設置が予定されている虐待防止委員会の外部委員に専門家を追加することなどが新たな追加の対応として記載されている。さらに外部委員に弁護士、社会福祉士などの専門家を追加としている。

県ホームページにおいて公表されている再発防止策検討会議議事録においても、虐待防止委員会において弁護士を入れることが望ましいという意見が提示されており、これに則り対応策が公表（プレスリリース）されたものと思われる。

しかし、実際に設置され運用されている虐待防止委員会には社会福祉士が入っているものの、弁護士は入っていない。新聞報道を見る限りにおいては弁護士が専門家として加わるのが自然であると思われるが、実際にはそのような対応となっていない。

弁護士、社会福祉士を外部委員に加えるということを公表（プレスリリース）している以上、県民は弁護士が虐待防止委員会の外部委員に加わるものと当然に理解するはずであり、公表内容と異なる対応を実施しているという点で県民への情報提供を軽視しているのではないかという疑念が生じる。すなわち、県は今後虐待防止に取り組む上で、虐待防止委員会の外部委員として権利擁護に精通している社会福祉士が適任であると考えるのであれば、予め最上学園と協議検討のうえ社会福祉士を外部委員に加えることとしてプレスリリースすべきであったと考える。

虐待のない山形県を望む気持ちは、児童関係者のみならず多くの県民が有していると考え、県民への情報提供について今一度慎重な対応を希望するところである。

② （鳥海学園）使用しなくなった備品に係る不用の決定について【指摘】

当施設の現地調査時（11月1日）、県が所有する備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、次の備品については、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。

【現地調査内容】

物品番号	品名	状況
1-998-006247	屋外プール	使用していない



(写真：相当期間使用されておらず放置されたままの組立プール)

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和3年度における照合確認報告においては、遊休備品はない旨、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされており、現地調査時の担当者ヒアリングにおいても、使用頻度が著しく少ない物品等はない旨の回答を得た。

しかし、グラウンド内に設置されている組立プールについて、実際は平成28年度から使用していないとのことであり、劣化が進み、プール内部には一部苔が繁殖している状態も見られた。施設担当者によれば、小学校高学年の入所児童が増加した6年程前から使用しておらず、近年は新型コロナウイルスの影響もあり未使用の状況が続いており、その間に備品の劣化が進行してしまったとのことである。

学園の方針としては、今後小学校低学年の入所児童が増加した場合に備え、修繕して使用できるか否かについて精査し、使用が見込めない場合には廃棄処分も含めて検討していきたいとのことである。

遊休資産（備品等）については、「山形県財務規則」に基づき、「会計事務の手引」に以下のような定めがある。

【遊休資産（備品等）に関する取扱い】

「会計事務の手引」より抜粋

第7章 物品 17 不用の決定等（令170の4、財168）

（2）公所

ア 物品管理者は、その管理に係る物品のうち、破損若しくは消耗のため使用に堪えないもの、又は完全なものであるが使用の必要がなくなったもので、他に管理換しようとしても他の物品管理者が必要としないもの、あるいは生産品を処分しようとするときは、不用品処分決議書により不用の決定をすること。

県は、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、他に管理換しようとしても他の物品管理者が必要としないものであれば、「会計事務の手引」に則り、不用の決定を行う必要がある。

③ （鳥海学園）使用しなくなった備品の撤去処分の検討について【意見】

当施設の現地調査時、グラウンド内に設置してある遊具のうち、先に述べた屋外プールのほか、従来有していたであろう遊具としての本来の機能は既に消失しており、老朽化の激しい遊具が相当期間放置されたままの状態となっていた。



（写真：本来の機能を有しておらず放置されたままの遊具）



(写真：放置されたままの遊具がグラウンドの一部を占有している状態)

当施設は、障がい児を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導、自立生活に必要な知識や技能を与えることを目的としている。

入所児童の障がいの程度は様々ではあるが、いずれも一定の支援の提供が必要な児童である。そのような児童が利用するグラウンド内に、遊具としての本来の機能を有さないものや今後の使用が見込まれないものを放置しておくことは、万が一利用した場合に倒壊・破損するおそれがあり、児童の怪我につながる危険性を有している。また、どちらも以前は遊具として使用していたものであり、決して小さなものではなくグラウンド内の一部を占有している状態であることから、明らかに邪魔である。

県は、これらの遊具について、撤去費用等についても比較衡量しつつ、早急に利用停止や解体・撤去などを検討する必要があると考える。予算の都合上、早急な解体・撤去等が困難な場合には、当該遊具の周りをロープ等で囲うなど、事故や怪我につながるリスクを少しでも軽減するための対策を講ずることが望ましい。

④ (鳥海学園) 委託業務の入札実施時期の見直しについて【意見】

当施設では、清掃業務、洗濯業務、空調設備保守点検業務など数多くの業務が外部委託されている。

現地調査時(11月1日)、委託業務に係る契約書、指名業者選定書、入札公告等を閲覧するとともに、担当者に対する質問を行った結果、洗濯業務について長期間にわ

たり同一の者に対する委託が継続しており、一般競争入札への応札者は当該者一者のみという事例が発見された。

【調査結果】

委託期間	受託者	応札者数	入札日	落札率
平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日	A 社	1 者	平成 28 年 3 月 28 日	100%
平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日	A 社	1 者	平成 31 年 3 月 27 日	92%
令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日	A 社	1 者	令和 4 年 3 月 25 日	99%

*平成 28 年 4 月 1 日以前の期間については、文書保存期限が経過しているため詳細は不明であるが、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の期間については B 社、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の期間については、A 社が受託者となっている。

本業務は、学園内洗濯室、衣類補修室及び乾燥室において、学園の運営に必要な一切の衣類その他の繊維製品の洗濯を行う他、児童の衣類及び洗濯によって生じたほころび、その他の簡易な補修を行うものであり、業務遂行に必要な設備は県から受託者へ無償で貸与される。施設担当者によれば、洗濯業務そのものについては、特殊な技術等を必要とするものではなく、通常の洗濯と同様のものとのことである。

しかし、上表で示したとおり、同一の者による一者入札が継続しており、落札率も極めて高い状況からすると、競争入札実施によるコスト低減が図られているとは言い難い。

このような状況となっている理由の一つとして、入札日から業務開始日までの期間が短いことが考えられる。

入札日から業務開始日までの期間については、現行制度上特段の定めはないものの、この期間が短いことにより、業務遂行に必要な人材や資源を新たに準備するために必要な期間を確保できないことが想定され、新規に受注を希望する者に応札等を躊躇させる可能性があると考えられる。

結果として、既に実績があり、新たな人材の確保や教育訓練等の必要のない現任受託者が継続して受託するという状況が続いている。

県は、契約における競争性を確保し、より効率的な調達を図るため、新規に受注を希望する事業者にとって参入障壁となり得る入札の実施は速やかに改善すべきであり、受注者が業務遂行に必要な人材や資源を新たに準備するための十分な期間を確保

できる入札の実施を検討されたい。

⑤ (鳥海学園) 児童のタクシーによる送迎契約について【意見】

鳥海学園では、児童の学校送迎を1台の公用車(普通車)と1台のタクシー(ジャンボタクシー)で実施している。

タクシーについては、乗用自動車利用に関する契約書を上期と下期で2度締結しており、上期契約額859,680円、上期運行実績772,120円、下期契約額903,460円、運行実績736,300円となっている。

契約書を確認すると上期については収入印紙未貼り付け、下期については200円の収入印紙が貼り付けされている。

上期について本来収入印紙の貼り付けが必要な契約であることから、この点を質問したところ本来県が保有すべき契約書(印紙貼り付けあり)がタクシー事業者の手元にあり、本来タクシー事業者が保有すべき契約書(印紙貼り付けなし)が県の手元にあるという入れ違いによるものであるとの説明を受けた。国等(国、地方公共団体等)が作成した課税文書については、印紙税法第5条により非課税になる一方で、相手先発行の契約書は通常印紙貼り付けが必要である。従って、県は通常印紙貼り付けのある契約書が必要である点を改めて徹底されたい。

なお、国税庁ホームページでは以下のとおり記載があり、仮に県が、本来印紙が必要であるにもかかわらず印紙の無い契約書を受けた場合には以下のとおり印紙税の納付義務を連帯して負うことになるとのことであるため、留意されたい。

【印紙の無い契約書を受けた場合の取り扱い】

(国税庁Q&A 印紙を貼り付けなかった場合の過怠税より抜粋)

印紙による納付の方法によって印紙税を納付することになる課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額(すなわち印紙税額の3倍)に相当する過怠税を徴収されることになり、また、貼り付けた印紙を所定の方法によって消さなかった場合には、消されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収されることになっています。

ただし、課税文書の作成者が所轄税務署長に対し、作成した課税文書について印紙税を納付していない旨の申出をした場合で、その申出が印紙税についての調査があったことによりその課税文書について3倍の過怠税の決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その過怠税は、その納付しなかった印紙税の額とその10%に相当する金額との合計額(すなわち印紙税額の1.1倍)になります。

⑥ (鳥海学園・最上学園・やまなみ学園) コスト分析からみる給食部門直営の必要

性について【意見】

ア 鳥海学園を対象としたコスト分析

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賄材料費	8,395,866 円	8,144,893 円	7,216,835 円
人件費	26,965,674 円	24,165,023 円	24,353,189 円
正規職員	4 人	3 人	3 人
会計年度任用職員	3 人	4 人	4 人
総コストに占める人件費率	76.3%	74.8%	77.1%
合計(A)	35,361,540 円	32,309,916 円	31,570,024 円
年間提供食数(B)	21,656 食	18,727 食	16,588 食
一食当たり費用 (C)=(A)/(B)	1,632 円	1,725 円	1,903 円

イ 最上学園を対象としたコスト分析

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賄材料費	9,069,398 円	9,429,057 円	9,994,467 円
人件費	23,453,534 円	23,030,173 円	22,829,392 円
正規職員	3 人	3 人	2 人
会計年度任用職員	4 人	4 人	5 人
総コストに占める人件費率	72.1%	71.0%	69.6%
合計(A)	32,522,932 円	32,459,230 円	32,823,859 円
年間提供食数(B)	22,189 食	22,338 食	21,280 食
一食当たり費用 (C)=(A)/(B)	1,466 円	1,453 円	1,542 円

ウ やまなみ学園を対象としたコスト分析

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賄材料費	10,253,368 円	11,390,844 円	11,337,097 円
人件費	22,244,386 円	23,043,970 円	23,672,910 円
正規職員	3 人	3 人	3 人
会計年度任用職員	4 人	4 人	4 人
総コストに占める人権費率	68.4%	66.9%	67.6%

合計(A)	32,497,754 円	34,434,814 円	35,010,007 円
年間提供食数(B)	23,940 食	23,611 食	23,191 食
一食当たり費用 (C)=(A)/(B)	1,357 円	1,458 円	1,510 円

上表は、直近3年間の給食の提供に係る費用と年間提供食数から、1食当たりの費用を算出したものである。

給食の提供には、食材料費のみならず、調理に係る人件費や光熱水費などがかかっている。ただし、光熱水費については、給食の提供に係る金額を直接的に把握することができないため、食材料費及び人件費に限って計算している。

このように、直接費のみを集計した一食当たり費用は、1,500円程度となっており、一般的な外食料金に比べ割高となっている。入所児童は障がい児ということもあり、健常者に対する食事の提供に比べて調理の手間がかかるということは理解できるが、それを考慮しても割高感は否めない。また、賄材料費については昨今の物価高騰といった外部要因も影響しているものと思われるが、総コストに占める人件費の割合が、最上学園及びやまなみ学園は70%程度、鳥海学園については75%程度で推移しており、人件費負担が重くなっていることは無視できない。

厚生労働省の告示（児童福祉法施行令）では、食費等（食費及び光熱水費）の基準費用額として月額54,000円とする旨が示されており、本県各施設においては、食費として1日当たり1,380円、光熱水費として1日当たり370円を施設入所者より徴収している。

なお、食費及び光熱水費の単価は以下の計算に基づき算出されているものと推測する。

【食費及び光熱水費の単価計算式】

食費	: 42,000 円 ÷ 30.4 (365 日 ÷ 12 ヶ月) 日	≒ 1,380 円
光熱水費	: 12,000 円 ÷ 30.4 (365 日 ÷ 12 ヶ月) 日	≒ 370 円
1日当たりの徴収額		1,750 円

各施設の入所者負担額と給食の提供に係る総コストを比較すると、以下のとおりである。

【各施設における入所者負担額及び総コスト比較表】（令和3年度）

	入所者負担額(A)	総コスト(B)	差額 (C)=(A)-(B)
鳥海学園	7,630,479 円	31,570,024 円	△23,939,545 円

最上学園	9,788,799 円	32,823,859 円	△23,035,060 円
やまなみ学園	10,667,859 円	35,010,007 円	△24,342,148 円
合 計	28,087,137 円	99,403,890 円	△71,316,753 円

*入所者負担額は、「年間提供食数÷3回(朝食・昼食・夕食)×1,380円(1日当たり徴収額)」により算出している。

このように、いずれの施設も入所者負担額によりカバーされているのは賄材料費相当額程度であり、給食の提供に係る人件費相当額は丸々県の負担となっている状況である。

過年度の包括外部監査においても、給食部門に関しては、材料費に加え対応する人件費を考慮した場合には、原価が徴収額を大きく超える状況にあり、財務面から効率的な施設運営とは言い難く、定期的な財務面での検証を十分に行い、将来的には、施設全体あるいは一部業務の民間への移行など、より効率的な運営方法について検討されたいとする旨の意見が述べられている。

県によれば、現状、障がい児入所施設の給食部門については、当面直営とし、県立病院の委託状況を見ながら委託時期を検討するとのことであるが、多額の県費を投入してまで給食部門を直営していく必要性について、県民のニーズや施設としての役割等を総合的に勘案しながら改めて検討していくことが望ましい。

⑦ (鳥海学園・最上学園・やまなみ学園) 防犯カメラの設置について【意見】

障がい児入所施設である3学園について、防犯カメラの設置がなされていない。昨今、保育園などにおいても虐待事案が発生しており、虐待の事実確認を行うために園内の防犯カメラの設置の有無が問題となるケースが見受けられる。また、保護者の立場からすると日々の子供の保育のなかでけんかやケガなどが発生した場合の状況確認が可能となることや、虐待の防止効果が期待できることから保護者の目線からみてもそのニーズが高まってきている。介護の分野においても、親族が安心して要介護者を預けることができるかどうかという点や満足なサービス提供を受けているかを確認できる点がニーズの一つとなっており、事業者が積極的に防犯カメラを設置するなど、その投資は一般的なものになりつつある。

そのような昨今の環境変化を踏まえると、障がい児入所施設である3学園についても追加の予算が必要ではあるが防犯カメラの設置を推進するべきと考える。一方で児童のプライバシーを保護するという問題も生じることから、まずは一部の学園の共用エリアについて防犯カメラの設置を導入するなど、効果を勘案しながら進めていくことを提案する。

⑧ (精神保健福祉センター・やまなみ学園・最上学園) 備品管理について【意見】

往査施設の所有備品について、備品の確認及び各施設の備品棚卸の状況について、備品の現物確認を実施した(こども医療療育センターについては新型コロナウイルス感染防止対策のため医療棟への立ち入りを実施しなかったため備品確認も実施していない)。

その結果、各施設が実施している定期的な棚卸の状況は良好であった。また、備品の管理状況についても概ね整然と整理されており、現物管理についても良好であった。ただし、以下のとおりごく一部の備品については備品標示票の貼り付けが無かったことから、改めて備品確認の際に備品標示票の貼り付け漏れのものについては、備品標示票を貼り付けることを徹底されたい。

【備品確認結果】

精神保健福祉センター (全 96 備品)

No27 分析、試験、研究機械器具類 SPSS ソフトウェア ¥358,785

No35 事務用器具 デスクトップパソコン ¥113,400

No43 冷暖房用具類 石油ファンヒーター ¥55,000

やまなみ学園 (全 106 備品)

No2 デジタルカメラ パナソニック DMCFX1 LVMIX ¥50,000

最上学園 (全 127 備品)

No94 ワンタッチリヤカー ¥98,700

No120 ITPA 言語学習能力検査用具 ¥68,775

⑨ (こども医療療育センター) 管理運営会議の議事録について【指摘】

山形県立こども医療療育センターでは、毎月管理運営に係る具体的事項について協議、調整が実施されている。

管理運営会議は、毎月開催され、翌年度の会議・委員会の日程調整の協議や直近の行事予定の報告、今年度の運営重点項目への取組などについて報告がなされるなど組織の運営の重要事項が議題となる会議体である。山形県立こども医療療育センター運営規程には以下のとおり管理運営会議が定められている。

【管理運営会議の取り扱い】

(山形県立こども医療療育センター運営規程を抜粋)

第2条 センターの適正な運営を図るためセンター内に次の会議及び委員会(以下「会議等」という。)を置く。

(1) 会議

ア 管理運営会議

第3条 会議体等の運営の基本は以下のとおりとする。

(1) 管理運営会議

センターの管理運営に係る具体的事項について協議し調整を行う。

第4条 会議等の所掌、付議事項、構成員、開催時期等は別表のとおりとする。

2 会議等には、議長又は委員長（以下「議長等」という。）及び事務局を置く。

3 議長等は、会議等を主宰し、意見を取りまとめ、事務局は議長等を補佐し、会議等の企画を行い議事録を作成する。

山形県立こども医療療育センターでは、山形県立こども医療療育センター運営規程において議事録の作成が定められているにもかかわらず管理運営会議の議事録を作成していなかった。これは担当者の認識不足が原因とのことである。

一般的に議事録は、会議体における議事の内容について情報共有を図り、議事の中での決定事項や承認者を明確にするとともに議題を引き続き次の会議につなげることなどの意義がある。センターでは管理運営会議の議事内容は連絡調整会議において伝達しており各職員に情報共有されているものの、医療職員を除く一般行政職員は定期的な人事異動があるため、新任の職員が組織の課題や重要事項の協議内容を理解するうえで議事録が果たす意義は大きい。そのため、以後議事録を残すよう留意されたい。

また、議事録の作成は管理運営規程に明確に定められており、管理運営規程を確認すればその必要性について認識不足となる余地はない。この点から、職員は管理運営規程を確認していないと考えられることから、改めて規程の確認を周知する必要がある。

なお、「山形県行財政改革推進プラン2021」ではICTを活用した業務の効率化を推進しており、プランの目標指標項目にも挙げられているAI会議録作成支援システムの活用も視野に入れて、議事録の作成に対応されたい。

⑩ (こども医療療育センター) 給食キャンセルに伴う費用負担について【意見】

山形県立こども医療療育センターでは、入所施設及び日中活動系支援（生活介護、日中一時支援、医療型児童発達支援、(福祉型)児童発達支援)事業において、食事を提供している。

日中活動系支援事業のうち日中一時支援は、毎日の利用者数は一定ではなく、食事を希望しない短時間の利用もあるが、保護者の希望により食事が提供される。

一方、生活介護、医療型児童発達支援、(福祉型)児童発達支援についても、毎日の利用者数は一定ではなく、午前から出席した際は昼食が提供されることとなっている。

【年間食事（昼食）提供回数】

年間食事（昼食）提供回数（日中活動系事業）	
日中一時支援	19回
生活介護	740回
医療型児童発達支援	647回
（福祉型）児童発達支援	380回
合計	1,786回

上記のうち、昼食がキャンセルされた回数は年間食事（昼食）提供回数 1,786 回のうち（福祉型）児童発達支援において 6 回のみとなっている。

食事（昼食）については、福祉型児童発達支援センター部門運営規程において以下の取扱となっている。

【福祉型児童発達支援センター部門運営規程上の食事（昼食）の取り扱い】

（山形県立こども医療療育センター福祉型児童発達支援センター部門運営規程を抜粋）

第9条

4 所長は、保護者から法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用として、次に定める費用の支払いを受ける。

（1）食事提供に係る費用

食事（昼食）の費用は、一食 500 円とする。ただし、市町村より食事提供加算が支給される場合、食事提供加算（Ⅰ）該当者は 140 円、食事提供加算（Ⅱ）該当者は 0 円とする。

また、都合により食事を取り消し（キャンセル）する場合、利用日の 2 日前の正午までに連絡がなかった場合は、食事費用の支払いを受けるものとする。（急病その他やむを得ない場合を除く）

5 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者等に対して事前に文書で説明した上で同意を得るものとする。

食事（昼食）のキャンセル回数が著しく少ないことから、ヒアリングしたところ食事（昼食）については、利用日当日の朝 9 時までにキャンセル連絡があった場合には、「急病その他やむを得ない場合」に該当させ、食事費用の請求を行わない運用であるとのことであった。

従って、利用日の 2 日前の正午までに連絡するという部門運営規程における原則とは異なる運用となっている。「部門運営規程における利用日の 2 日前の正午までに連絡する」という原則を運用しようとしても、障がい者（児）が日中活動にかかる昼食

の可否を2日前に決定することは難しい面もあり、多くは前日、当日の連絡となることも想像できる。

従って、「急病その他やむを得ない場合を除く」という例外事項を現在の主たる取り扱いとするに際しては、キャンセルに伴って発生する材料費等の費用が発生する場合に費用請求されるよう、その関係を勘案のうえキャンセル連絡のタイミングを再度検討のうえ明らかにされたい。

そのうえで部門運営規程を改定し、新たなルールに従って運用されるよう留意されたい。

⑪ (こども医療療育センター) 一定の資本的関係または人的関係を有する会社等からの見積合わせの制限について【意見】

当施設において監査対象年度に行われた外灯ランプ取替工事については、地方自治法施行令第167条の2第1項及び山形県財務規則第127条の2第1項第6号に基づき随意契約により行われている。

随意契約による場合、任意の相手と契約することから、従来用いていた契約価格をそのまま適用するなど、適切な価格設定がなされない可能性がある。そのため、本県では「山形県財務規則」において、随意契約による場合も、予定価格を定めると共に、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することを推奨するなど、適正な競争性を確保することを求めている。

【随意契約に関する取扱い】

「山形県財務規則」より抜粋

(予定価格の決定)

第128条

契約担当者は、随意契約にしようとするときは、別に定める場合を除き、あらかじめ、第121条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

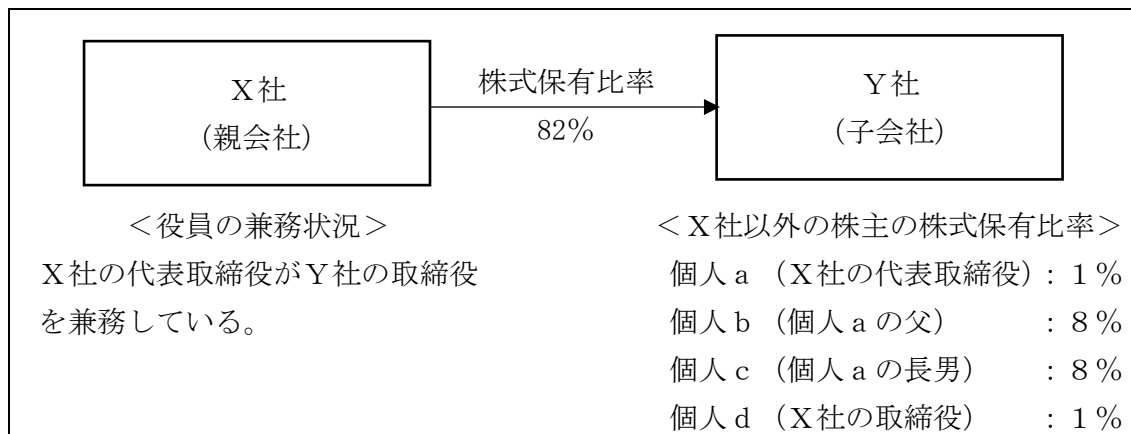
(随意契約の場合の信用調査及び見積りの徴収)

第129条

契約担当者は、随意契約にしようとするときは、あらかじめ、契約の相手方となるべき者の信用調査をするとともに、別に定める場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を提出させなければならない。

本外灯ランプ取替工事においても、X社及びY社の2者より見積書を徴収し、適正な競争性確保に努めている。しかし、X社とY社との間には以下のような資本的関係及び人的関係がある。

【X社とY社との間の資本的関係及び人的関係】



一定の資本的関係または人的関係等がある会社等が同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害されるおそれがあるため、他の自治体では、実効ある競争性確保の観点から入札の参加を制限するといった対応をとるケースもある。

以下は、他の自治体において資本的関係または人的関係がある会社等の同一入札への参加が制限されるケースの例示である。

【他自治体における同一入札への参加が制限されるケースの例示】

- < 同一入札への参加を制限する会社等 >
- (1) 資本的関係
 - ① 親会社等と子会社等
 - ② 親会社等が同一である子会社等
 - (2) 人的関係
 - ① 代表権を有する者が同一である会社等
 - ② 役員等に兼任がある会社等
 - ③ 役員等が夫婦、親子または兄弟姉妹の関係にある会社等
 - (3) 資本的関係と人的関係の複合的關係

上記(1)及び(2)が複合して該当する会社等
 - (4) その他(上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる次の場合)
 - ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - ② 従業員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - ③ 組合とその構成員
 - ④ 共同企業体または設計共同体とその構成員
 - ⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

本件X社及びY社について上記例示に照らしてみると、親会社等と子会社等という資本的関係、役員等に兼任がある会社等という人的関係を有しており、資本的関係と人的関係の複合的関係がある会社ということがいえる。

このような場合、X社はY社の意思決定機関を支配しており、Y社の意思決定権限はX社が掌握しているものと考えられることから、Y社から徴収した見積書は、実質的にはX社が作成したものと同視しうることとなり、随意契約による場合も、予定価格を定めると共に、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することにより、適正な競争性を確保することを目的とした「山形県財務規則」の規定の趣旨を没却してしまう。

県によれば、一定の資本関係、人的関係等がある場合の同一入札への参加制限については規定等で一律に定めてはならず、事案により判断し設定しているとのことであり、この取り扱いについては見積合わせの場合も同様とのことであるが、実効ある競争性確保の観点、また、談合等の未然防止の観点から、入札制限、見積合わせの制限について規定等による一律の定めを設ける、若しくは個別事案ごとのより詳細な把握、検討に努めることが望ましい。

⑫ (こども医療療育センター) 返金手続きの記載について【意見】

窓口において受診料の自己負担分を徴収する際に、誤って過大に徴収しのちに返金するケースがある。その際、窓口担当者は訂正前後の診療費請求書兼領収書(控)と「返金手続きのお願い」という書面を作成し、返金理由、氏名・住所・返金額・返金口座などを記載し総務担当者に提出している。その後、総務担当者は、調定減額兼歳入還付票を作成し所長決裁を受け、返金処理している。

返金処理の状況を確認したところ、以下の返金が見受けられた。「返金手続きのお願い」には返金理由を自己負担分1割とするところ3割と徴収したため返金が必要との記載があるものの、診療費請求書兼領収書(控)の訂正前後の金額が以下のとおりであった。

【返金処理の状況】

訂正前請求額	770円
訂正後請求額	530円
差し引き返金額	240円

自己負担分が1割とするところ、3割として徴収したのであれば訂正後請求書は訂正前請求書の三分の一の金額となるはずであるが、そうなっていない。一方で訂正前後の請求書では、リハビリテーション料の保険点数が修正されており、実際には保険点数誤りによる請求額の訂正であった。

返金額には誤りはないものの返金理由に誤認がある状態で、返金処理が実施されていることから、窓口担当においては、返金理由の記載誤りの無いよう確認を徹底するとともに、総務担当においては各書類の整合性の確認を徹底されるよう留意されたい。

⑬ (こども医療療育センター庄内支所) 管理運営規程の見直しについて【意見】

こども医療療育センター庄内支所は、支所管理運営規程を設定して規程に則り運営されている。当該支所管理運営規程は「山形県総合療育センター庄内支所管理運営規程(施行:平成11年4月1日)」である。

管理運営規程は、支所運営に関し必要な事項を定めるものであるが、最終改定から既に20年を経過しており実態との齟齬が生じている。

例えば、平成28年4月1日より施設名称が山形県総合医療療育センター庄内支所から山形県立こども医療療育センター庄内支所に変更されていることや、また、12条において以下のように定められているが、異なる運用がなされている。

【山形県総合療育センター庄内支所管理運営規程上の取り扱い】

(山形県総合療育センター庄内支所管理運営規程を抜粋)

12条

支所長は、支所の円滑な事業運営を確保するため、次の各号について会議を開催し、検討、協議する

(1) 業務打合わせ会議(ミーティング)

...

13条

前条第1項1号の規程による業務打合わせ会議は次の各号について、検討、協議を行うため毎週木曜日の午後から行うものとする。

ただし、現行の運用は第4月曜日午前に打合せ協議が開催されるなど、管理運営規程とは異なる運用となっている。

社会情勢が変化している中で、組織運営方針が20年以上変わらないことは通常考えられない。

従って、管理運営規程とは異なる運用をするのではなく、必要に応じて管理運営規程を改定することが、その時々効果的・効率的な事業運営に資すると考える。

この点について、定期的な管理運営規程の見直しを行い、実態と齟齬が生じるようであれば適時に改定するよう留意されたい。

⑭ (精神保健福祉センター) 委託業務における従事者の管理について【意見】

当施設においては、センター庁舎清掃業務について外部委託している。

受託者は、業務委託契約書第4条に則り、日常清掃業務に従事する従事者の氏名等について、次のような様式によりあらかじめ委託者に通知をしている。

【委託業務における従事者管理】

「業務委託契約書」より抜粋
(従事者の管理)

第4条
受注者は、日常清掃業務に従事する従事者の氏名をあらかじめ発注者に通知するものとする。
(契約内容の変更等)

第11条
発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

清掃職員名簿				
勤務場所：山形県精神保健福祉センター庁舎			令和〇年〇月〇日現在	
職名	氏名	郵便番号	住所	採用年月日
				受託者名 ○○○○

当施設の現地調査時、当該委託業務に係る業務委託契約書、業務完了報告書、支出伺等を閲覧した結果、月ごとの委託業務完了時に、受託者から委託者へ提出される「清掃（日常）作業確認票」に記載された日常清掃業務作業担当者名欄に、あらかじめ通知された従事者リストに記載のない者の氏名があり、実際にその者が委託業務に従事していた。

県によれば、契約変更を行う必要がある内容については、当初の契約書に明記しており、基本的には委託内容や金額変更を行う場合に、書面により変更契約書を取り交わすこととしており、あらかじめ通知された委託業務従事者に変更が生じた場合には特段、変更契約書を取り交わすことはないとのことである。

また、契約変更が必要になる場合として当初の契約書に明記されていない事項の変更が生じた場合の取り扱いについては、その事案ごとに所属で検討のうえ決定し、必要な手続きを実施することとしているとのことである。

しかし、あらかじめ通知した業務従事者に変更が生じた場合については、契約変更

を行う必要がある場合として契約書に明記はされていないものの、実際に変更が生じた場合に、その変更内容について改めて発注者に通知することなく、従事者リストに記載のない者が委託業務に従事しているというのは、従事者の管理について定めた業務委託契約書第4条の趣旨を没却してしまう。

県は、変更契約書を取り交わす必要のない事項の変更が生じた場合の取り扱いについて、本件のように委託業務従事者という重要事項の変更については、改めて従事者リストの提出を求めるなど、後のトラブルを回避するための手続きを実施することが望ましい。

⑮ (精神保健福祉センター) 押印を廃止した見積書等の真正性確認手続きの徹底について【意見】

県では、行政手続等のオンライン化を推進し、県民等の負担軽減や利便性向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上を図るため、会計事務における押印等の見直しを行っており、令和3年4月1日から県の機関に提出する見積書及び請求書(以下「見積書等」という。)について押印を不要としている。

【県民向けのチラシ】

**令和3年4月から見積書及び請求書への
押印を不要とします**

山形県会計局会計課

本県では、皆様の負担軽減や利便性向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上を図るため、令和3年4月1日から見積書及び請求書への押印について不要とし、下記により取り扱うこととしましたので御協力をお願いします。

記

- 1 押印のない見積書及び請求書には、必ず発行責任者（代表取締役、支店長・営業所長など権限の委任を受けた役職員）及び文書作成者（発行責任者と同一でも可）の氏名と連絡先（電話番号）を記載してください。
- 2 押印のない見積書等は電子メールによりPDF形式で提出することができます。
- 3 見積書等にこれらを記載できない場合は、電子メール本文に記載して送信してください。
- 4 これまでとおり押印のある文書についても有効とします。
- 5 入札書は対象外です。
- 6 法令、規則等で押印の定めがある文書は対象外です。

※ 別添記載例を参考にしてください。

【見積書及び請求書の押印廃止について（山形県会計局長通知）】

「見積書及び請求書の押印廃止について（令和3年3月16日付け会計第865号山形県会計局長通知）」より抜粋

- 1 押印を廃止する文書
 - (1) 見積書
 - (2) 請求書
- 2 押印を廃止した見積書等の真正性確保の方法等
 - (1) 見積書等に発行責任者（代表取締役、支店長・営業所長など権限の委任を受けた役職員）及び担当者（発行責任者と同一でも可）の氏名、連絡先を記載させること。

電子メールで提出された見積書等に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない場合であっても、電子メール本文にこれらの記載があれば、電子メール本文を添付することにより見積書等への記載は不要とする。
 - (2) 契約担当課において、見積書等が作成者から提出されたものであることを別紙により確認すること。
 - (3) 真正性の確認を行った手段を支出票又は見積書等の余白に記載すること。

別紙

押印についてのQ&A（令和2年6月19日付 内閣府、法務省、経済産業省）より問6．文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。

① 継続的な取引関係がある場合

取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）

② 新規に取引関係に入る場合

契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存

本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF送付）の記録・保存
文書や契約の成立過程（メールやSNS上のやり取り）の保存

県では、上記会計局長通知により、提出された見積書等の文書の真正性を担保するため、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府、法務省、経済産業省）」を参考とし、見積書等の真正性を確保するための手続きの実施を求めている。

たとえば、見積書等を郵送または持参した場合についても会計局長通知2の(2)、(3)の手続きの実施を求めており、郵送の場合は、見積書等が作成者から提出されたものであることを見積書等の入ってきた「封筒の差出人」で確認し、確認方法の記載例として、「郵送により提出されたことを封筒の差出人で確認」と記載すること、また、持参の場合は、「持参した人の氏名を記録しておく」ことで確認し、確認方法の記載例として、「担当者が持参したことを確認」と記載することにより、どのような方法で見積書等を受領し、どのような方法によりその真正性を確認したかを明確にすることとしている。

当施設の現地調査時（10月28日）、当施設に提出された見積書等を閲覧した結果、郵送により提出された押印のない見積書等について、その真正性を確保するための手続き実施の証跡が見られないものがあった。

会計事務における押印等の見直しは、監査対象年度である令和3年度から開始されたものであり、運用開始から間もなく、その真正性確保手続きの実施及びその保存という業務フローが十分に浸透していないという事情も理解できる。

しかし、民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠になるためには、その文書の作成者とされている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われることからすると、真正性確保のた

めの手続き実施の証跡は、その見積書等が真正なものであることを認めていることに他ならない。

県は、押印を廃止した見積書等の真正性を確保するための手続きを遺漏なく確実に実施するよう、関係部局、関係機関への周知を図られたい。

4. 社会福祉法人等に対する指導監査

(1) 実施した監査手続き

4 総合支庁（村山、最上、置賜、庄内）への往査、社会福祉法人等に係る関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施するとともに、指定管理者との協定書の締結など契約手続きについて資料を閲覧し、契約手続きが適正になされているかについても確認を実施した。

また併せて、県による指定管理者のモニタリング状況を確認し、事業報告書及び月次報告書など県に提出された資料の閲覧等を通し、指定管理者による業務等が適正になされているか確認するとともに、協定書等に基づき、指定管理者の業務が適正になされているかを関連資料の閲覧により確認した。

障がい福祉に関する補助金等に関しては、交付要綱、申請書や実績報告書ほか関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を行うとともに、必要に応じて、現地施設に往査し、施設の視察、関係書類の閲覧、関係管理簿の照合、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。

(2) 監査の結果

① 実施指導結果の市町村への共有及び共有方法について【意見】

指導監査実施要綱第 22 第 1 項において、「障がい福祉課等は、指導又は監査の結果の通知及び改善報告書の内容について、当該事業者等の通常の事業実施区域に所在する市町村に対して情報提供を行うとともに、可能な限り、利用者保護の観点から情報の開示を行うものとする。」と規定されている。これによると、情報の開示については「可能な限り」とされていることから、開示するか否かは任意であると考えられる。一方、市町村への情報提供については、必ず実施すべきものとして規定されていると考えられる。

今回、4つの総合支庁を訪問し、指導または監査の結果の通知及び改善報告書の内容について市町村への情報提供状況について資料の閲覧及び各担当者にヒアリングしたところ、4 総合支庁全ての担当者が情報提供を行っていなかった。この要因について、本庁障がい福祉課に質問したところ、指導監査実施要綱の当該規定は令和 3 年度改正により新たに設定されたものであり、障がい福祉計画において、令和 5 年度中に、県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を、関係自治体と共有することが定められていた。令和 3 年度は初年度であり、完全実施までにはまだ猶予がある点はあるものの、指導または監査結果の情報共有は、特に改善事項等の問題がある場合は重要であることから速やかに実施されたい。

また、4 総合支庁の担当者からは情報提供の方法、様式について本庁からの明確な指示がないことも不安視されていたため、情報提供の方法や様式についても検討され

たい。

② 総合支庁担当者間の情報共有【意見】

県による事業者等への実地指導は、県内に4つある総合支庁の担当者によって実施される。実地指導の結果は、総合支庁内での検討会あるいは決裁によって情報共有され、指導結果の妥当性（根拠法令の解釈の適切性、過去の指導結果と比較して妥当か否か等）について検討が行われている。これにより総合支庁内における年度間の指導結果レベルの均一化が図られている。さらに、4つの総合支庁間でもこのような情報共有を行い、総合支庁間での指導結果レベルの均一化、すなわち県全体としての指導結果レベルの均一化が図られるべきであるが、令和3年度においてはそのような情報共有が行われていなかった。障がい福祉課にヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症により、担当者が一堂に会することにはリスクがあることから行わなかったとのことであった。

確かに担当者が一堂に会することにはリスクがあることから、やむを得ないと考えられるが、オンラインでの開催はできたはずである。実際、ある総合支庁の担当者が4総合支庁担当者のオンライン事務担当会の開催を呼び掛け実施されている。各総合支庁担当者にヒアリングしたところ、とても有意義な時間であったという声が異口同音に聞かれた。他の総合支庁担当者に問い合わせをしたい場合でも、実際に顔も見たことがない人に唐突に照会するのは躊躇するという点は理解できる心情である。たとえオンラインでも顔を見ながら話しをして懇親を深めることで、業務に関する問い合わせも行いやすくなり業務の有効性、効率性にも寄与すると考えられる。依然として、一堂に会することは難しい状況ではあるが、オンラインでの実施も含め、定期的に総合支庁間での情報共有の時間を設けることを検討されたい。

③ 集団指導の受講状況の把握・管理【意見】

指導には事業所または施設に赴いて行う実地指導と事業者がある場所に集合して講習形式で行う集団指導がある。実地指導は原則として3年ローテーション方式で行われるため（指導監査実施要綱第6第2項）、各事業者は3年に一度は実地指導が行われることになる。そして、集団指導は、原則として毎年度1回以上実施することとされており（指導監査実施要綱第8第2項）、各年度の実地指導が行われない事業者等に対して集団指導でフォローする。よって、毎年、実地もしくは集団によって事業者等に対し必ず指導が行われるようになっている。令和3年度の集団指導は新型コロナウイルス感染症の影響により集合しての集団指導は行わず、障がい福祉課が指導講習動画を収録し、動画配信サービスを利用して各事業者に視聴してもらうという方式で行われている。

しかし、障がい福祉課では各事業者の動画視聴状況を把握しておらず、全事業者、

特に実地指導が行われていない全ての事業者が確実に動画を視聴したかどうか不明となっている。各総合支庁では毎年指導に関する年間計画を策定しているが、ここでは集団指導では指導実施率 100%、すなわち集団指導は全事業者が受講するという想定になっているが、令和3年度に関しては、そこが把握できていない状況である。動画配信のため各事業者の受講履歴を確認することは困難であるが、例えば、動画視聴完了報告といったものを事業者に提出させるなどの対応は可能であったと考えられる。各事業者の受講への意識付けを図るとともに、指導事項の伝達確認のためにも、たとえ動画配信形式であっても受講状況の把握・管理は実施することが望ましいと考える。

④ 実地指導マニュアルの改訂【指摘】

実地指導に当たっては、実地指導マニュアルがサービス、施設ごとに整備されており、指導内容、根拠法令、留意事項、関係書類、不適切事例が記載されている。各総合支庁担当者にヒアリングしたところ、実地指導時には必ず携行し、マニュアルに沿って指導を行っているとのことであった。障がい福祉に関する関係法令は概ね3年ごとに法改正が行われており、それに合わせて実地指導マニュアルも改訂すべきであるところ、その改訂が適時に行われていない。そのため、各現場では各自で根拠法令や関係書類等を修正して実地指導に当たっている状況で、業務の有効性、効率性にも影響してくる。4つの総合支庁を訪問して担当者にヒアリングしたところ、やはりマニュアルの改訂は適時に行って欲しいとのことであった。

実際のところ、実地指導マニュアルは膨大な量であり、改訂にはかなりの時間と労力が必要である。これを本庁の障がい福祉課だけで対応するのは困難であると考えられる。ある総合支庁の担当者は、総合支庁が4つあるので、4総合支庁で分担して改訂作業を進めることも可能ではないか、との意見があった。一考に値する提言である。いずれにしても実地指導の際に各担当者が拠って立つものであるマニュアルは適時に改訂すべきである。

⑤ 決裁権限について【意見】

実地指導を行うに当たっては、指導の対象となる事業者等に対し、指導実施日のおおよそ1ヶ月前までに文書により通知することになっている(指導監査実施要綱第11第1項及び第2項)。また、実地指導の結果、是正改善を要すると認められた事項等についても同様に文書にて後日通知を行う(指導監査実施要綱第13第2項)。これらの文書による通知にあたり、各総合支庁の担当者は通知文書を作成し、事業者等に通知する前に庁内での決裁手続を行う。これら通知に係る最終決裁権限者は、「山形県事務代決及び専決事務に関する規程」(以下、「専代決規程」という。)によって、総合支庁長と定められている。

一方、ある事業者が指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設の指定を受けるために提出してきた申請書類の最終決裁権限者は総合支庁課長と定められている。

実地指導結果の通知に関してはまだしも、指導の対象となる事業者等に対する通知文書の決裁権限者が総合支庁長、新規の指定の決裁権限者が総合支庁課長という決裁権限は業務の内容から見て権限のバランスを欠いているように思われる。これから新たに指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に県として指定する業務と、これから実地指導に行く事業者等に対して通知する業務とでは、指定業務の方が重要度は高いと考えられるが、決裁権限では逆になっている。また、介護については、ほとんどの業務が総合支庁課長決裁となっており、実地指導の事前及び事後の結果通知に関しても総合支庁課長決裁となっている。総合支庁でヒアリングしたところ、実地指導に関する通知は、総合支庁長までの決裁が必要なため、その分決裁までに時間を要し、業務の効率性に影響があるとのことであった。

業務の重要性からの視点及び同じ業務であっても介護福祉と障がい福祉とで決裁権限者が異なっているという点に鑑みると、現在の決裁権限については再考の余地があるのではないかと考えられる。当該事案に係る専決規程について再考を検討されたい。

⑥ 指定管理者から県への書類提出漏れについて【指摘】

指定管理者の業務履行の報告に際して、指定管理者から県への書類の提出状況について確認したところ、身体障がい者保養所東紅苑、点字図書館及び障がい者福祉ホームふれあいの家について、いずれも指定管理に係る包括協定書に定められている財務諸表の提出がなされていなかった（点字図書館については包括協定書第30条、その他施設については包括協定書第31条による定め）。

指定管理者による業務が包括協定書どおりに実施され、書類が提出されているかについてチェックリストを作成するなどして適正に確認されたい。

⑦ 指定管理者に対する県のモニタリングの実施について【意見】

指定管理者に対する県のモニタリングの実施状況について確認したところ、身体障がい者保養所東紅苑、点字図書館及び障がい者福祉ホームふれあいの家について、県は指定管理者の業務の状況に関して実地調査を行っていない。

現状では、指定管理者に対する県のモニタリングとして、「指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】」が作成されており、指定管理者による自己評価を踏まえて、県（施設所管課）による評価・検証が行われている。しかし、県（施設所管課）による評価・検証は指定管理者から提出された書類によるのみであり、実地調査が行われていない。

なお、身体障がい者保養所東紅苑、点字図書館及び障がい者福祉ホームふれあいの家の評価・検証結果は全ての項目についてB評価（概ね適正に実施されている）という結果になっている。

通常、施設運営を行う過程では何らかの課題等があることが想定され、今後の指定管理者の再選定の際の参考情報とするなど、施設運営をより良くしていくために県は指定管理者に対して実地調査を行い、モニタリングをより充実させたい。